

指定居宅サービス 条例・規則・解釈通知（比較表）

条例（☆部分は準用部分（参考掲載））	規則（☆部分は準用部分（参考掲載））	解釈通知（☆部分は準用部分（参考掲載））
<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号）</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十三号）</p>	<p>指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）第42条第1項第2号並びに第74条第1項及び第2項に規定される指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年宮城県条例第87号）、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年宮城県条例第90号）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則」（平成25年宮城県規則第33号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」（平成25年宮城県規則第36号）で定められ、平成25年4月1日から施行されておりますが、これら条例及び条例施行規則の改正に伴い、このたび下記のとおり改正しました。基準に反することのないよう、その取り扱いに十分留意し、適切に対応願います。</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第四条）</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p>  第一節 指定訪問介護（第五条—第十七条）</p> <p>  第二節 共生型訪問介護（第十七条の二—第十七条の四）</p> <p>  第三節 基準該当訪問介護（第十八条・第十九条）</p> <p>第三章 訪問入浴介護</p> <p>  第一節 指定訪問入浴介護（第二十条—第二十五条）</p> <p>  第二節 基準該当訪問入浴介護（第二十六条・第二十七条）</p> <p>第四章 訪問看護（第二十八条—第三十四条）</p> <p>第五章 訪問リハビリテーション（第三十五条—第四十条）</p> <p>第六章 居宅療養管理指導（第四十一条—第四十六条）</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>  第一節 指定通所介護（第四十七条—第五十三条）</p> <p>  第二節 共生型通所介護（第五十四条—第五</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 訪問介護</p> <p>  第一節 指定訪問介護（第二条—第三十三条）</p> <p>  第二節 共生型訪問介護（第三十三条の二・第三十三条の三）</p> <p>  第三節 基準該当訪問介護（第三十四条）</p> <p>第三章 訪問入浴介護</p> <p>  第一節 指定訪問入浴介護（第三十五条—第四十二条）</p> <p>  第二節 基準該当訪問入浴介護（第四十三条）</p> <p>第四章 訪問看護（第四十四条—第五十五条）</p> <p>第五章 訪問リハビリテーション（第五十六条—第六十一条）</p> <p>第六章 居宅療養管理指導（第六十二条—第六十七条）</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>  第一節 指定通所介護（第六十八条—第七十九条）</p> <p>  第二節 共生型通所介護（第八十条—第九十五条）</p> <p>  第三節 基準該当通所介護（第九十六条）</p>	<p>記</p> <p>〔目次〕</p> <p>第1 基準の性格</p> <p>第2 総論</p> <p>第3 介護サービス</p> <p>  1 訪問介護</p> <p>  2 訪問入浴介護</p> <p>  3 訪問看護</p> <p>  4 訪問リハビリテーション</p> <p>  5 居宅療養管理指導</p> <p>  6 通所介護</p> <p>  7 通所リハビリテーション</p> <p>  8 短期入所生活介護</p> <p>  9 短期入所療養介護</p> <p>10 特定施設入居者生活介護</p> <p>11 福祉用具貸与</p> <p>12 特定福祉用具販売</p>

十八条)  
 五十七条から五十八条まで削除  
 第三節 基準該当通所介護（第五十九条・第六十条）  
 第八章 通所リハビリテーション（第六十一条—第六十六条）  
 第九章 短期入所生活介護  
 第一節 指定短期入所生活介護（第六十七条—第七十三条）  
 第二節 ユニット型指定短期入所生活介護（第七十四条—第七十八条）  
 第三節 共生型短期入所生活介護（第七十八条の二・第七十八条の四）  
 第四節 基準該当短期入所生活介護（第七十九条—第八十三条）  
 第十章 短期入所療養介護  
 第一節 指定短期入所療養介護（第八十四条—第八十九条）  
 第二節 ユニット型指定短期入所療養介護（第九十条—第九十四条）  
 第十一章 特定施設入居者生活介護  
 第一節 指定特定施設入居者生活介護（第九十五条—第一百条）  
 第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第一百一条—第一百五十五条）  
 第十二章 福祉用具貸与  
 第一節 指定福祉用具貸与（第一百六条—第一百十一条）  
 第二節 基準該当福祉用具貸与（第一百十二条・第一百十三条）  
 第十三章 特定福祉用具販売（第一百四十一条—第一百八条）  
 附則

第八章 通所リハビリテーション（第九十七条—第一百五十五条）  
 第九章 短期入所生活介護  
 第一節 指定短期入所生活介護（第一百六条—第一百二十五条）  
 第二節 ユニット型指定短期入所生活介護（第一百二十六条—第一百三十五条）  
 第三節 共生型短期入所生活介護（第一百三十五条の二・第一百三十五条の三）  
 第四節 基準該当短期入所生活介護（第一百三十六条—第一百四十条）  
 第十章 短期入所療養介護  
 第一節 指定短期入所療養介護（第一百四十一条—第一百五十四条）  
 第二節 ユニット型指定短期入所療養介護（第一百五十五条—第一百六十三条）  
 第十一章 特定施設入居者生活介護  
 第一節 指定特定施設入居者生活介護（第一百六十四条—第一百八十二条）  
 第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（第一百八十三条—第一百九十条）  
 第十二章 福祉用具貸与  
 第一節 指定福祉用具貸与（第一百九十一条—第二百二条）  
 第二節 基準該当福祉用具貸与（第二百三条）  
 第十三章 特定福祉用具販売（第二百四条—第二百十一条）  
 附則

第一章 総則

第一章 総則

第1 居宅基準条例及び居宅基準規則の性格

（趣旨）  
 第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二第一項各号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（趣旨）  
 第一条 この規則は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 居宅基準条例及び居宅基準規則は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。
- 2 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、居宅基準条例及び居宅基準規則に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて居宅基準条例及び居宅基準規則を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるもので

あること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、居宅基準条例及び居宅基準規則に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

(1) 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために居宅基準条例及び居宅基準規則に違反したとき

ア 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき

イ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき

(2) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

(3) その他(1)及び(2)に準ずる重大かつ明白な居宅基準条例及び居宅基準規則違反があったとき

3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとする。

4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、居宅基準条例及び居宅基準規則に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等に鑑み、居宅基準条例及び居宅基準規則違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

## 第2 総論

### 1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱

		<p>いについては、同一法人にのみ認められる。</p> <p>(1) 利用申込みに係る調整，サービス提供状況の把握，職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>(2) 職員の勤務体制，勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時，主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制（例えば，当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に，主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。</p> <p>(3) 苦情処理や損害賠償等に際して，一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>(4) 事業の目的や運営方針，営業日や営業時間，利用料等を定める同一の運営規程が定められること。</p> <p>(5) 人事，給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。</p> <p>なお，サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所が訪問看護事業所として指定を受けている場合であって，当該サテライト指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定訪問看護を行うものとして(1)～(5)を満たす場合には，本体事業所の指定訪問看護事業所に含めて指定できるものであること。</p>
<p>(定義)          第二条 この条例において使用する用語は，法において使用する用語の例による。</p>		<p>2 用語の定義</p> <p>居宅基準条例第2条により，同条例において使用する用語は法において使用する用語の例によるとしているところであるが，以下は，一定の用語について，その意味をより明確なものとするとともに，基準中に用いられている用語であって，定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。</p> <p>(1)「常勤換算方法」</p> <p>当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより，当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は，当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり，例えば，当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって，ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合，訪問介護員等の勤務延時間数には，訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。</p> <p>(2)「勤務延時間数」</p> <p>勤務表上，当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお，従業者1人につき，勤務延時間数に算入することができる</p>

時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3)「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4)「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

また、指定通所リハビリテーション（1時間以上2時間未満に限る）又は指定介護予防通所リハビリテーションが、保険医療機関において医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションが同じ訓練室で実施されている場合に限り、専ら当該指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸

		<p>器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションに従事して差し支えない。ただし、当該従事者が指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションに従事していない時間帯については、居宅基準規則第97条第1項第2号又は第2項の従事者の員数及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）の第24号の2イの従業者の合計数に含めない。</p> <p>(5)「前年度の平均値」</p> <p>ア 居宅基準規則第106条第3項（指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）及び居宅基準規則第164条第3項（指定特定施設における生活相談員、看護職員若しくは介護職員の人員並びに計画作成担当者の人員の標準を算定する場合の利用者の数の算定方法）における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>イ 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。</p>
<p>(指定居宅サービス事業者の指定の申請者)</p> <p>第三条 法第七十条第二項第一号（法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者又は法人でない者（当該申請に係る居宅サービスの種類が、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護である場合に限る。）であって、暴力団排除条例（平成二十二年宮城</p>		<p>3 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の申請者</p> <p>居宅基準条例第3条及び予防基準条例第3条は、申請者については法人である者と規定したものである（サービスの種類が、病院等により行われる（介護予防）居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション若しくは（介護予防）短期入所療養介護である場合は除く。）。また、暴力団排除条例に基づく暴力団員等に該当する</p>

<p>県条例第六十七号) 第二条第四号に該当する者でないものとする。</p>		<p>者でないこととしたものである。</p>
<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)          第四条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。          2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>		
		<p>4 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について          指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等の各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。          例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、第一号訪問事業(指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)においても、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で5人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で2.5人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、第一号訪問事業も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。          設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この30人に第一号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)の利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者15人であっても、あるいは要介護者20人、要支援者10人の場合であっても、合計で90㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。          要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、指定介護予</p>

		防サービス等の基準も同時に満たしていると思なすことができるという趣旨である。 なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあつては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。 また、例えば、指定居宅サービスと緩和した基準による第一号訪問事業等を一体的に運営する場合には、緩和した基準による第一号訪問事業等については、市町村がサービス内容等に応じて基準を定められるが、例えば、サービス提供責任者であれば、要介護者数で介護給付の基準を満たす必要があるので留意されたい。
第二章 訪問介護	第二章 訪問介護	第3 介護サービス
第一節 指定訪問介護	第一節 指定訪問介護	1 訪問介護
(基本方針) 第五条 指定居宅サービスに該当する訪問介護(以下「指定訪問介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。		
(訪問介護員等) 第六条 指定訪問介護の事業を行う者(以下「指定訪問介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の訪問介護員等(指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号。以下「政令」という。)第三条第一項に規定する者をいう。以下この節において同じ。)を有しなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち規則で定める員数の者をサービス提供責任者としなければならない。 3 指定訪問介護事業者が第一号訪問介護事業に係る指定事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)第五条による改正前の法(以下「旧法」という。)第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことを	(訪問介護員等) 第二条 条例第六条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、二・五以上とする。 2 条例第六条第二項の規則で定める員数は、利用者(当該指定訪問介護事業者が法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号)第五条による改正前の法(以下「旧法」という。)第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村(特別区を含む。以下同じ。)が定めるものに限る。)に係る法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。)の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によるこ	(1) 人員に関する基準 ア 訪問介護員等の員数(居宅基準条例第6条第1項、居宅基準規則第2条第1項) (ア) 指定訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。 (イ) 勤務日及び勤務時間が不規則な訪問介護員等(以下「登録訪問介護員等」という。)についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。 a 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がある事業所については、登録訪問介護員等1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の週当たりの平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間をいう。)とすること。 b 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のため aの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でないと思められる事業所については、当該登録訪問介護員等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤

もって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

とができる。

- 3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、介護福祉士その他知事が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所と同一の敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。
- 6 条例第六条第三項に規定する場合にあっては、同項に規定する市町村の定める第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

務時間数は、サービス提供の実績に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。

(ウ) 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の訪問介護員等の勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。

イ サービス提供責任者（居宅基準条例第6条、居宅基準規則第2条）

(ア) 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。

なお、これについては、指定訪問介護事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、1人のサービス提供責任者が担当する利用者の数の上限を定めたものではないことに留意するとともに、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。

a 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。

b 利用者の数については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとする。

c 当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。

(イ) 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）の2分の1以上に達している者でなければならない。

a 利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができる。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数（小数第1位に切り上げた数）以上とする。

b aに基づき、常勤換算方法とする事業所については、以下に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

(a) 利用者の数が40人超200人以下の事業所  
常勤換算方法としない場合に必要となるサービ

ス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上

- (b) 利用者の数が200人超の事業所  
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数(1の位に切り上げた数)以上

従って、具体例を示すと別表1に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

(ウ) 居宅基準規則第2条第5項は、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所であつて、当該事業所のサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていることにより、サービス提供責任者が担当する利用者を増すことに支障がないと認められる事業所に置くべきサービス提供責任者の員数について規定してものであるが、次の点に留意する必要がある。

a 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が、1月あたり30時間以内であること。

b 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、居宅基準条例及び居宅基準規則においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のような取組が行われていることをいうものである。

(a) 訪問介護員の勤務調整(シフト管理)について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること

(b) 利用者情報(訪問介護計画やサービス提供記録等)について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること

(c) 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制(主担当や副担当を定めている等)を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること

この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、イの規定に関わらず、別表2に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。

		<p>(エ) サービス提供責任者については、訪問介護員等のうち、介護福祉士その他知事が定める者（「厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者」（平成24年厚生労働省告示第118号）各号に定めるとおりとする。）であって、原則として常勤のものから専任するものとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。</p> <p>a 専ら指定訪問介護の職務に従事する者であること。</p> <p>b aにかかわらず、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができること。この場合、それぞれの職務については、第2の2の(3)にいう、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものであること。</p> <p>(オ) 「3年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了したもの」（介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者を除く。）については、平成30年4月1日以降サービス提供責任者の任用要件に該当しなくなるころ、平成30年3月31日時点で指定訪問介護事業所においてサービス提供責任者として従事している者に限り、1年間の経過措置を設けているが、指定訪問介護事業者は、経過措置期間中に、これに該当するサービス提供責任者に介護福祉士実務者研修の受講又は介護福祉士の資格を取得するための十分な機会を与え、要件に合致するよう必要な措置を講ずること。</p> <p>なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、3年以上の実務経験は要件としないものであること。</p>
<p>(管理者)      第七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。</p>	<p>(管理者)      第三条 指定訪問介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>ウ 管理者（居宅基準条例第7条、居宅基準規則第3条）指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。</p> <p>(ア) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合</p> <p>(イ) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併</p>

<p>(設備及び備品等)</p> <p>第八条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者が第六条第三項に規定する第一号訪問介護事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があつても差し支えない。)</p> <p>(2) 設備に関する基準 (居宅基準条例第8条)</p> <p>ア 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であつても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>イ 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>ウ 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であつて、指定訪問介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであつても差し支えない。</p>
	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十二条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪</p>	<p>(3) 運営に関する基準</p> <p>ア 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>居宅基準規則第4条は、指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問介護事業所の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定訪問介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>

	<p>問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>5 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	
<p>(提供拒否の禁止)</p> <p>第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由がなく、指定訪問介護の提供を拒んではならない。</p>		<p>イ 提供拒否の禁止</p> <p>居宅基準条例第9条は、指定訪問介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならない</p>

		<p>ことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。また、利用者が、特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービス提供を拒否することも禁止するものである（ただし、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日老振第76号）の1を除く。）。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合である。</p>
	<p>(サービス提供困難時の対応)  <b>第五条</b> 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>ウ サービス提供困難時の対応  指定訪問介護事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準規則第5条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
	<p>(受給資格等の確認)  <b>第六条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。  2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>エ 受給資格等の確認  (ア) 居宅基準規則第6条第1項は、指定訪問介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。  (イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問介護事業者は、これに配慮して指定訪問介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助)  <b>第七条</b> 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。  2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助  (ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わな</p>

	<p>われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>なければならないこととしたものである。  (イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(心身の状況等の把握)  第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
	<p>(居宅介護支援事業者等との連携)  第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。  2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	
	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)  第十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同じ。)</p>	<p>カ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助  居宅基準規則第10条は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条第1号イ又はロに該当する利用者は、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、施行規則第64条第1号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>

	<p>として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	
	<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)      第十一条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。</p>	
	<p>(居宅サービス計画等の変更の援助)      第十二条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>キ 居宅サービス計画等の変更の援助      居宅基準規則第12条は、指定訪問介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問介護が居宅サービス計画（法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(身分を証する書類の携行)      第十三条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>ク 身分を証する書類の携行      居宅基準規則第13条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>
	<p>(サービスの提供の記録)      第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。      2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を</p>	<p>ケ サービスの提供の記録      (ア) 居宅基準規則第14条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容(例えば、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別)、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。</p>

	<p>記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>(イ) 同条第2項は、当該指定訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p> <p>なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準規則第32条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第十五条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額（法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。以下同じ。）から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>コ 利用料等の受領</p> <p>(ア) 居宅基準規則第15条第1項は、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。</p> <p>なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>a 利用者には、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>b 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>c 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。</p> <p>(ウ) 同条第3項は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p>

		(エ) 同条第4項は、指定訪問介護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。
	(保険給付の請求のための証明書の交付) 第十六条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	サ 保険給付の請求のための証明書の交付 居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。
(指定訪問介護の基本取扱方針) 第十条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	(指定訪問介護の具体的取扱方針) 第十七条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。 二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。	シ 指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針 居宅基準条例第10条及び居宅基準規則第17条にいう指定訪問介護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。 (ア) 提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。 (イ) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。
	(訪問介護計画の作成) 第十八条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「訪問介護計画」という。）を作成しなければならない。 2 サービス提供責任者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問介護計画を作成しなければならない。 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。	ス 訪問介護計画の作成 (ア) 居宅基準規則第18条第1項は、サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。 なお、訪問介護計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。 (イ) 同条第2項は、訪問介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。なお、訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 (ウ) 同条第3項は、訪問介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければ

	<p>る。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。</p>	<p>ばならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務付けることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。したがって、サービス提供責任者は、訪問介護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</p> <p>(エ) 同条第4項は、訪問介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、訪問介護計画は、居宅基準規則第32条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p> <p>(オ) サービス提供責任者は、他の訪問介護員等の行うサービスが訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。</p> <p>(カ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年宮城県規則第15号）第11条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅基準規則において位置づけられている計画の提出を求めなければならない」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
<p>(同居家族に対するサービス提供の禁止)</p> <p>第十一条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。</p>		
	<p>(利用者に関する市町村への通知)</p> <p>第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知</p> <p>居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第二十条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>ソ 緊急時等の対応</p> <p>居宅基準規則第20条は、訪問介護員等が現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師（以下「主治医」という。）への連絡を行う等の必要な</p>

	<p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第二十一条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>3 指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、第十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。</p> <p>二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。</p> <p>二の二 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</p> <p>三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。</p> <p>四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。</p> <p>五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。</p> <p>六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。</p> <p>七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。</p> <p>八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。</p>	<p>措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>タ 管理者及びサービス提供責任者の責務</p> <p>居宅基準規則第21条は、指定訪問介護事業所の管理者とサービス提供責任者の役割分担について規定したものであり、管理者は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に居宅基準条例第9条から第16条まで及び居宅基準規則第4条から第33条までに規定する運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を、サービス提供責任者は、指定訪問介護に関するサービス内容の管理について必要な業務等として、居宅基準規則第21条第3項各号に具体的に列記する業務を行うものである。この場合、複数のサービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、指定訪問介護事業所として当該業務を適切に行うことができるときは、必ずしも1人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行う必要はない。</p> <p>また、同条第3項第2号の2において、サービス提供責任者は居宅介護支援事業者等に対して、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこととされているが、情報の提供は、サービス担当者会議等を通じて行うことも差し支えない。必要な情報の内容については、</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している</li> <li>・薬の服用を拒絶している</li> <li>・使いきらないうちに新たに薬が処方されている</li> <li>・口臭や口腔内出血がある</li> <li>・体重の増減が推測される見た目の変化がある</li> <li>・食事量や食事回数に変化がある</li> <li>・下痢や便秘が続いている</li> <li>・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある</li> <li>・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない</li> </ul> <p>等の利用者の心身又は生活状況に係る情報が考えられるが、居宅介護支援事業者等に対して情報提供する内容は、サービス提供責任者が適切に判断することとする。なお、必要な情報の提供については、あらかじめ、サービス担当者会議等で居宅介護支援事業者等と調整しておくことが望ましい。</p> <p>なお、サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的に捉えるのではなく、訪問介護事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない。</p>
--	---	--

		<p>チ サービス提供責任者による訪問介護員等に対する業務管理、研修、技術指導等</p> <p>居宅基準規則第21条第3項第4号から第7号までにおいて、サービス提供責任者による訪問介護員等に対する業務管理や研修、技術指導等が規定されているところである。</p> <p>平成30年度以降、生活援助中心型のみに従事することができる生活援助従事者研修修了者が従事することから、当該研修修了者を含む訪問介護員等であって、指定訪問介護に従事したことがない者については、初回訪問時にサービス提供責任者が同行するなどのOJTを通じて支援を行うこととする。また、緊急時の対応等についてもあらかじめ当該訪問介護員等に指導しておくこととする。</p> <p>さらに、生活援助従事者研修修了者である訪問介護員等が所属している指定訪問介護事業所のサービス提供責任者は、当該訪問介護員等が生活援助中心型しか提供できないことを踏まえ、利用者の状況を判断の上、適切な業務管理を行うこととする。具体的には、生活援助中心型のみ利用している利用者に対する指定訪問介護に従事させることなどが考えられる。</p>
	<p>(運営規程)</p> <p>第二十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の実業の実施地域</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 その他運営に関する重要事項</p>	<p>ツ 運営規程</p> <p>居宅基準規則第22条は、指定訪問介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定訪問介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類については事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。</p> <p>(ア) 指定訪問介護の内容（第4号）</p> <p>「指定訪問介護の内容」とは、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助等のサービスの内容を指すものであること。</p> <p>(イ) 利用料その他の費用の額（第4号）</p> <p>「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定訪問介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準規則第15条第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。</p> <p>(ウ) 通常の実業の実施地域（第5号）</p> <p>通常の実業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の実業の実施</p>

		<p>地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること（以下、居宅基準規則第40条第5号、第53条第5号、第59条第5号、第73条第6号、第102条第6号及び第196条第5号についても同趣旨。）。</p>
	<p>(介護等の総合的な提供) 第二十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。</p>	<p>テ 介護等の総合的な提供 居宅基準規則第23条は、居宅基準条例第5条の基本方針等を踏まえ、指定訪問介護の事業運営に当たっては、多種多様な訪問介護サービスの提供を行うべき旨を明確化したものである。指定訪問介護事業は、生活全般にわたる援助を行うものであることから、指定訪問介護事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供しなければならない（通院等のための乗車又は降車の介助を行う指定訪問介護事業者についても、身体介護又は生活援助を総合的に提供しなければならない。）、また、指定訪問介護事業所により提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったり、通院等のための乗車又は降車の介助に限定されたりしてはならないこととしたものである。また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、本条に抵触することとなる。 また、「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。 さらに、通院等のための乗車又は降車の介助を行う訪問介護事業者について、知事が法第70条第1項に基づく指定を行うに当たっては、事業所の所在地の市町村に対して意見を求めることとする（確認すべき事項等については、「「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について」（平成15年3月19日老振発第0319002号）を参照のこと。）。 なお、居宅基準規則第23条は、基準該当訪問介護事業者には適用されない。</p>
	<p>(勤務体制の確保等) 第二十四条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。</p>	<p>ト 勤務体制の確保等 居宅基準規則第24条は、利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。 (ア) 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理</p>

	<p>3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。  (イ) 同条第2項は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供すべきことを規定したものであるが、指定訪問介護事業所の訪問介護員等とは、雇用契約、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。なお、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき、同法施行規則（昭和61年厚生省令第49号）第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者（同法に規定する紹介予定派遣又は同法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合を除く。）であってはならないことに留意すること。  (ウ) 同条第3項は、当該指定訪問介護事業所の従業者たる訪問介護員等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</p>
	<p>(衛生管理等)  第二十五条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。  2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>ナ 衛生管理等  居宅基準規則第25条は、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問介護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p>
	<p>(掲示)  第二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	
<p>(秘密保持義務)  第十二条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  2 指定訪問介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ニ 秘密保持等  (ア) 居宅基準条例第12条第1項は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。  (イ) 同条第2項は、指定訪問介護事業者に対して、過去に当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨</p>

		を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。
	(利用者等の個人情報の取扱い) 第二十七条 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	(ウ) 居宅基準規則第27条は、訪問介護員等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
	(広告) 第二十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	
(不当な働きかけの禁止) 第十二条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者に対して、利用者に必要なサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。		ヌ 不当な働きかけの禁止 居宅基準条例第12条の2は、居宅介護支援事業者に対する利益供与に当たらない場合であっても、指定訪問介護事業者が、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員又は被保険者に対して、利用者に必要なサービスを位置付けるよう求めることなどの不当な働きかけを行ってはならないこととしたものである。具体的には、例えば、指定訪問介護事業者と居宅介護支援事業者が同一法人等である場合や同一の建物等に所在する場合において、当該利用者の状況を勘案することなく、自らが提供する訪問介護サービスを居宅サービス計画に位置付けるよう働きかけるような場合が該当する。
(利益供与の禁止) 第十三条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。		ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。
(苦情の処理) 第十四条 指定訪問介護事業者は、その提供した指定訪問介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		ノ 苦情処理 (ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 (イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定訪問介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）

		<p>の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。</p> <p>また、指定訪問介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、居宅基準規則第32条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(調査への協力等)</p> <p>第二十九条 指定訪問介護事業者は、できる限り、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要性が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>
	<p>(地域との連携)</p> <p>第三十条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携</p> <p>居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第十五条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応</p> <p>居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等</p>

<p>び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準規則第32条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>(イ) 指定訪問介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>(ウ) 指定訪問介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>
	<p>(会計の区分) 第三十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>フ 会計の区分 居宅基準規則第31条は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。</p>
	<p>(記録の整備) 第三十二条 指定訪問介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 訪問介護計画</p> <p>四 第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>七 居宅介護サービス費を請求するために審査支</p>	<p>ヘ 記録の整備 居宅基準規則第32条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日</p> <p>(イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日</p> <p>(ウ) 第3号の訪問介護計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日</p> <p>(エ) 第4号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(オ) 第5号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p> <p>(カ) 第6号の従業者の勤務の体制についての記録に</p>

	<p>払機関（市町村（法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、国民健康保険団体連合会）をいう。以下同じ。）に提出した記録</p>	<p>については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日  (キ) 第7号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日</p>
<p>(暴力団員等の排除)  第十六条 指定訪問介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であつてはならない。  2 指定訪問介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであつてはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除)  第三十三条 条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定訪問介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>ホ 暴力団員等の排除  居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。  (ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、指定訪問介護事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。  (イ) 居宅基準規則第33条における「指定訪問介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(委任)  第十七条 この節に定めるもののほか、指定訪問介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>		
<p>第二節 共生型訪問介護に関する基準</p>	<p>第二節 共生型訪問介護</p>	<p>(4) 共生型訪問介護に関する基準</p>
<p>(共生型訪問介護の基準)  第十七条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（以下「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。  一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に</p>	<p>(共生型訪問介護の基準)  第三十三条の二 条例第十七条の二第一項第一号の規則で定める数は、当該指定居宅介護事業所等（指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であることとする。</p>	<p>共生型訪問介護は、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が、要介護者に対して提供する指定訪問介護をいうものであり、共生型訪問介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。  ア 従業者（ホームヘルパー）、サービス提供責任者の員数及び管理者  (ア) 従業者（ホームヘルパー）  指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所（以下この(4)において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型訪問介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。  (イ) サービス提供責任者  共生型訪問介護事業所に置くべきサービス提供責</p>

係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

任者の員数は、指定居宅介護事業所等における指定居宅介護又は指定重度訪問介護の利用者（障害者及び障害児）及び共生型訪問介護の利用者（要介護者）の合計数が、40又はその端数を増すごとに1人以上とする。この場合において、サービス提供責任者の資格要件については、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者であれば、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者の資格要件を満たすものとする。

なお、共生型訪問介護事業所のサービス提供責任者と指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。

(ウ) 管理者

指定訪問介護の場合と同趣旨であるため、第3の1の(1)のウを参照されたいこと。なお、共生型訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。

イ 設備に関する基準

指定居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

ウ 指定訪問介護事業所その他の関係施設から、指定居宅介護事業所等が要介護高齢者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(居宅基準条例第17条の2第2号)

エ 運営等に関する基準

居宅基準条例第17条の3並びに居宅基準規則第33条の3の規定により、居宅基準条例第5条、第6条(第1項を除く)、第7条及び第9条から第16条までの規定並びに、居宅基準規則第2条(第1項を除く)から第33条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用されるものであるため、第3の1の(3)を参照されたいこと。

オ その他の共生型サービスについて

高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、

- ・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの
- ・ 法令上、共生型サービスの対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス(例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護)について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの
- ・ 障害福祉制度の基準を満たして指定を受け、かつ、介護保険制度の基準該当サービスを活用しているもの

についても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望

		ましいこと。 なお、共生型サービスは、各事業所の選択肢の一つであり、地域の高齢者や、障害者・障害児のニーズを踏まえて、各事業所は指定を受けるどうか判断することとなる。
(準用) 第十七条の三 第五条, 第六条(第一項を除く), 第七条及び第九条から第十六条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。	(準用) 第三十三条の三 第二条(第一項を除く。)から第三十三条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第二条第二項中「条例」とあるのは「条例第十七条の三において準用する条例」と、「利用者」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい,)」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。	
(委任) 第十七条の四 この節に定めるもののほか、共生型訪問介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。		
第三節 基準該当訪問介護	第三節 基準該当訪問介護	(5) 基準該当訪問介護に関する基準
(基準該当訪問介護に関する基準) 第十八条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当訪問介護事業者」という。)は、訪問介護員等(基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は政令第三条第一項に規定する者をいう。以下同じ。)に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。 2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る訪問介護計画(サービス提供責任者が利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成した基準該当訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画をいう。)の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。	(基準該当訪問介護に関する基準) 第三十四条 条例第十八条第一項の規則で定める場合は、次のいずれにも該当する場合とする。 一 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合 二 当該訪問介護が、法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合 三 当該訪問介護が、条例第十八条第三項において準用する条例第六条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合 四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合 五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合 2 第一節(第二条第三項から第五項まで、第十条、第十五条第一項、第二十三条及び第二十九条	ア 訪問介護員等の員数(居宅基準条例第18条第3項により準用する第6条第1項、居宅基準規則第34条第2項により準用する第2条第1項) 基準該当訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、3人以上と定められたが、これについては、訪問介護員等の勤務時間の多寡にかかわらず員数として3人以上確保すれば足りるものである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。その他については、指定訪問介護事業所の場合と同趣旨であるため第3の1の(1)のアに準じて取り扱うべきものである。 なお、サービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。 イ 管理者(居宅基準条例第18条第3項により準用する第7条、居宅基準規則第34条第2項により準用する第3条) 指定訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第3の1の(1)のウを参照されたい。ただし、管理者は常勤である必要はないことに留意するものとする。 ウ 設備及び備品等 基準該当訪問介護事業所の設備及び備品等については、居宅基準条例第18条第3項により第8条第1項が準用されるが、指定訪問介護事業所の場合と基本的

- 3 第一節（第六条第三項，第八条第二項，第十一条及び第十七条を除く。）の規定は，基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において，第六条第二項中「常勤の訪問介護員等」とあるのは「訪問介護員等」と，第八条第一項中「専用の区画」とあるのは「区画」と読み替えるものとする。
- 4 基準該当訪問介護の事業と第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては，市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって前項において準用する第六条第一項及び第二項に規定する基準を，市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって前項において読み替えて準用する第八条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二項を除く。）の規定は，基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において，第二条第一項中「常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより，当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で，二・五」とあるのは「三人」と，同条第二項中「利用者（当該指定訪問介護事業者が介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者の指定を併せて受け，かつ，指定訪問介護の事業と第一号訪問事業の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては，当該事業所における指定訪問介護又は第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上とする。この場合において，当該サービス提供責任者の員数については，利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる」とあるのは「一人以上とする」と，第三条中「常勤の者」とあるのは「者」と，第十四条第一項中「内容，当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と，第十五条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と，同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と，第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と，第三十二条第一号及び第二号中「条例」とあるのは「条例第十八条第三項において準用する条例」と，同条第四号中「第十四条第二項」とあるのは「第三十四条第二項において準用する第十四条第二項」と，同条第五号中「第十九条」とあるのは「第三十四条第二項において準用する第十九条」と，第三十三条中「条例」とあるのは「条例第十八条第三項において準用する条例」と読み替えるものとする。

に同趣旨であるため，第3の1の（2）を参照されたい。

#### エ 同居家族に対するサービス提供の制限

居宅基準条例第18条は，居宅基準規則第34条第1項各号に定める場合に限り，同居家族である利用者に対するサービス提供を例外的に認めることを定めたものである。

特に，居宅基準規則第34条第1項第1号にあり，離島，山間のへき地その他の地域であつて，指定訪問介護による訪問介護だけでは必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めた地域において認められるものであり，市町村は，その運用に際して次に掲げる点に留意するとともに，当該地域における指定訪問介護の確保に努めることとする。

（ア）市町村は，同居家族に対する訪問介護を行おうとする訪問介護員等が所属する訪問介護事業所から，居宅サービス計画の写し等，同居家族に対する訪問介護が認められるための要件が満たされていることを確認できる書類を届け出させ，これに基づき基準該当居宅サービスとしての実施を認めるものとする。

（イ）市町村は，いったん認めた同居家族に対する訪問介護について，事後的にその要件を満たしていないと認めるときは，保険給付を行わず，又は既に行つた保険給付の返還を求めるものとする。

（ウ）市町村は，居宅基準規則第34条第1項各号に規定する要件に反した訪問介護が行われている場合は是正の指導のほか，当該同居家族に対して行われている居宅サービスとして，当該訪問介護員等による訪問介護のほか，他の居宅サービスが適切に組み合わせられているかどうか等を点検し，状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び基準該当訪問介護事業者に対して行うものとする。

（エ）居宅基準規則第34条第1項第5号に規定する，訪問介護員等が同居家族の訪問介護に従事する時間の合計時間が当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えないという要件は，同居家族の訪問介護が「身内の世話」ではなく，「訪問介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けられたものであるが，こうした趣旨を踏まえつつ，当該市町村の訪問介護の基盤整備の状況など地域の実情に応じて，当該要件をある程度の幅をもって運用することは差し支えないものとする。

#### オ 運営に関する基準

居宅基準条例第18条第3項及び居宅基準規則第34条第2項の規定により，居宅基準条例第6条第3項，第8条第2項，第11条，及び第17条並びに居宅基準規則第2条第3項から第5項まで，第10条，第15条第1項，第23条及び第29条第2項を除き，指定訪問介護の運営に関する基準が基準該当訪問介護に

		準用されるものであるため、第3の1の(3)のアからオまで、キからホまで(コの(ア)及びツを除く。)を参照されたい。この場合において、準用される居宅基準規則第15条第2項の規定は、基準該当訪問介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90、100分の80又は100分の70を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問介護が複数の市町村において基準該当訪問介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。
(委任) 第十九条 この節に定めるもののほか、基準該当訪問介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。		
第三章 訪問入浴介護 第一節 指定訪問入浴介護	第三章 訪問入浴介護 第一節 指定訪問入浴介護	2 訪問入浴介護
(基本方針) 第二十条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護(以下「指定訪問入浴介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。		
(従業者) 第二十一条 指定訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定訪問入浴介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問入浴介護事業所」という。)ごとに、規則で定める員数の指定訪問入浴介護の提供に当たる看護師又は准看護師及び介護職員を有しなければならない。 2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十号。以下「指定介護予防	(従業者) 第三十五条 条例第二十一条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。 一 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 一以上 二 介護職員 二以上 2 前項各号に掲げる従業者(以下「訪問入浴介護従業者」という。)のうち一人以上は、常勤でなければならない。 3 条例第二十一条第二項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(1) 人員に関する基準 ア 従業者の員数(居宅基準条例第21条、居宅基準規則第35条) 指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の員数については、最低限必要の数を定めたものであり、訪問入浴介護の提供量に応じて、居宅基準規則第37条第4号の規定に基づく体制に必要な員数を確保するものとする。

<p>サービス等基準条例」という。)第二十一条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第二十条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第二十一条第一項に規定する基準を満たすことに加え、介護職員を一人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県条例施行規則第三十六号。以下「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。)第三十五条第二項に規定する基準を満たすことをもって前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>(管理者)(☆居宅基準条例第24条)  <b>第七条</b> 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。</p>	<p>(管理者)(☆居宅基準規則第42条)  <b>第三条</b> 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>イ 管理者(居宅基準条例第24条により準用する第7条、居宅基準規則第42条により準用する第3条)      訪問介護の場合と同趣旨であるため、第3の1の(1)のウを参照されたい。  <b>第3の1の(1)のウより</b>      ウ 管理者(居宅基準条例第7条、居宅基準規則第3条)      指定訪問入浴介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。      (ア) 当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者としての職務に従事する場合      (イ) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があつても差し支えない。)</p>
<p>(設備及び備品等)  <b>第二十二条</b> 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えなければならない。  <b>2</b> 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防</p>		<p>(2) 設備に関する基準(居宅基準条例第22条)      ア 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であつても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。      イ 専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備</p>

<p>サービス等基準条例第二十二條第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要がある。</p> <p>ウ 専用の事務室又は区画については、指定訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要がある。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p>
	<p>（内容及び手続の説明及び同意）（☆居宅基準規則第42条）</p> <p>第四条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第四十条に規定する運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一、二 [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>（3）運営に関する基準</p> <p>ア 内容及び手続の説明及び同意 ☆</p> <p>居宅基準規則第4条は、指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問入浴介護事業所の運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定訪問入浴介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問入浴介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問入浴介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
<p>（提供拒否の禁止）（☆居宅基準条例第24条）</p> <p>第九条 指定訪問入浴介護事業者は、正当な理由がなく、指定訪問入浴介護の提供を拒んではならない。</p>		<p>イ 提供拒否の禁止 ☆</p> <p>居宅基準条例第9条は、指定訪問入浴介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴介護を提供することが困難な場合である。</p>
	<p>（サービス提供困難時の対応）（☆居宅基準規則第42条）</p> <p>第五条 指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問</p>	<p>ウ サービス提供困難時の対応 ☆</p> <p>指定訪問入浴介護事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定</p>

	<p>入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>訪問入浴介護を提供することが困難であると認められた場合には、居宅基準規則第5条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
	<p>（受給資格等の確認）（☆居宅基準規則第42条）</p> <p>第六条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>エ 受給資格等の確認 ☆</p> <p>（ア）居宅基準規則第6条第1項は、指定訪問入浴介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>（イ）同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問入浴介護事業者は、これに配慮して指定訪問入浴介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
	<p>（要介護認定の申請に係る援助）（☆居宅基準規則第42条）</p> <p>第七条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆</p> <p>（ア）居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問入浴介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定訪問入浴介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>（イ）同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（心身の状況等の把握）（☆居宅基準規則第42条）</p> <p>第八条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定</p>	

	<p>居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十七年宮城県規則第十五号）第十一条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
	<p>（居宅介護支援事業者等との連携）（☆居宅基準規則第42条）</p> <p>第九条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	
	<p>（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）（☆居宅基準規則第42条）</p> <p>第十条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して届け出ること等により、指定訪問入浴介護の提供を法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同じ。）として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>カ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ☆</p> <p>居宅基準規則第10条は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条第1号イ又はロに該当する利用者は、指定訪問入浴介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定訪問入浴介護事業者は、施行規則第64条第1号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定訪問入浴介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）（☆居宅基準規則第42条）</p> <p>第十一条 指定訪問入浴介護事業者は、居宅サービス計画（省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</p>	
	<p>（居宅サービス計画等の変更の援助）（☆居宅基準規則第42条）</p>	<p>キ 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆</p> <p>居宅基準規則第12条は、指定訪問入浴介護を法定</p>

	<p>第十二条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問入浴介護が居宅サービス計画（法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問入浴介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問入浴介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（身分を証する書類の携行）（☆居宅基準規則第42条）  第十三条 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>ク 身分を証する書類の携行 ☆  居宅基準規則第13条は、利用者が安心して指定訪問入浴介護の提供を受けられるよう、指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問入浴介護事業所の名称、当該訪問入浴介護従業者の氏名を記載するものとし、当該訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>
	<p>（サービスの提供の記録）（☆居宅基準規則第42条）  第十四条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定訪問入浴介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。  2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>ケ サービスの提供の記録 ☆  （ア）居宅基準規則第14条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。  （イ）同条第2項は、当該指定訪問入浴介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。  また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。  なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準規則第41条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>

(利用料等の受領)

第三十六条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

ア 利用料等の受領

(ア) 居宅基準規則第36条第1項、第2項及び第4項は、指定訪問介護に係る居宅基準規則第15条第1項、第2項及び第4項と同趣旨であるため、第3の1の(3)の(ア)、(イ)及び(エ)を参照されたい。

第3の1の(3)の(ア)より

(ア) 居宅基準規則第36条第1項は、指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問入浴介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。

(イ) 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問入浴介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問入浴介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問入浴介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

- a 利用者に、当該事業が指定訪問入浴介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
- b 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問入浴介護事業所の運営規程とは別に定められていること。
- c 会計が指定訪問入浴介護の事業の会計と区分されていること。

(イ) 居宅基準規則第36条第3項は、指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護の提供に関して、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合の交通費、及び利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

第3の1の(3)の(エ)より

(エ) 同条第4項は、指定訪問入浴介護事業者は、前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、

		利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。
	(保険給付の請求のための証明書の交付) (☆規則第42条) 第十六条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆ 居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問入浴介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。
(指定訪問入浴介護の基本取扱方針) 第二十三条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針) 第三十七条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。 一 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。 二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。 四 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等の理由により、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることことができる。 五 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。	イ 指定訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針 指定訪問入浴介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、居宅基準条例第23条及び居宅基準規則第37条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。 (ア) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部等)」を実施するなど、適切なサービス提供に努めること。 (イ) 居宅基準規則第37条第2号に定める「サービスの提供方法等」とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含むものであること。 (ウ) 同条第4号に定める「サービスの提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。また、同号に定める「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておくこと。 (エ) 同条第5号に定める「サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品」の安全衛生については、特に次の点について留意すること。 a 浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行うこと。また、保管に当たっても、清潔保持に留意すること。 b 皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用すること。 c 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知させること。
	(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第42条)	セ 利用者に関する市町村への通知 ☆ 居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為に

	<p>第十九条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>よって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問入浴介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第三十八条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>ウ 緊急時等の対応</p> <p>居宅基準規則第38条は、訪問入浴介護従業者が現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。</p> <p>(イ) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>
	<p>(管理者の責務)</p> <p>第三十九条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に条例第二十三条並びに条例第二十四条において準用する条例第九条及び条例第十二条から第十六条までの規定並びに第三十六条から第四十一条まで並びに第四十二条において準用する第四条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条から第三十一条まで及び第三十三条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>エ 管理者の責務</p> <p>居宅基準規則第39条は、指定訪問入浴介護事業所の管理者の責務を、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
	<p>(運営規程)</p> <p>第四十条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p>	<p>オ 運営規程</p> <p>居宅基準規則第40条は、指定訪問入浴介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問入浴介護の提供を確保するため、同条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定訪問入浴介護事業所ごとに義務付けたものであるが、同条第6号の「サービスの利用に当たっての留意事項」とは、利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を指すものであることに留意するものとする。</p> <p>第3の1の(3)のツより</p>

	<p>六 サービスの利用に当たっての留意事項  七 緊急時等における対応方法  八 その他運営に関する重要事項</p>	<p>〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者の指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。</p> <p>(ア) 〔略〕</p> <p>(イ) 利用料その他の費用の額（第4号）  「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問入浴介護に係る利用料（1割負担，2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定訪問入浴介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準規則第36条第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること〔略〕。</p> <p>(ウ) 通常の事業の実施地域（第5号）  通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること〔略〕。</p>
	<p>(勤務体制の確保等) (☆居宅基準規則第42条)</p> <p>第二十四条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>ト 勤務体制の確保等 ☆  居宅基準規則第24条は、利用者に対する適切な指定訪問入浴介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</p> <p>(ア) 指定訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問入浴介護従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。</p> <p>(イ) 同条第2項は、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供すべきことを規定したものであるが、指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者を指すものであること。</p> <p>(ウ) 同条第3項は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者たる訪問入浴介護従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</p>
	<p>(衛生管理等) (☆居宅基準規則第42条)</p> <p>第二十五条 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の</p>	<p>ナ 衛生管理等 ☆  居宅基準規則第25条は、指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問入浴介護事業所の指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指</p>

	設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。	定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。
	(掲示) (☆居宅基準規則第42条) 第二十六条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	
(秘密保持義務) (☆居宅基準条例第24条) 第十二条 指定訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定訪問入浴介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。		ニ 秘密保持等 ☆ (ア) 居宅基準条例第12条第1項は、指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。 (イ) 同条第2項は、指定訪問入浴介護事業者に対して、過去に当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定訪問入浴介護事業者は、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。
	(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規則第42条) 第二十七条 指定訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	(ウ) 居宅基準規則第27条は、訪問介護入浴従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問入浴介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
	(広告) (☆居宅基準規則第42条) 第二十八条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	
(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第24条) 第十三条 指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。		ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆ 居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問入浴介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。
(苦情の処理) (☆居宅基準条例第24条)		ノ 苦情処理 ☆

<p>第十四条 指定訪問入浴介護事業者は、その提供した指定訪問入浴介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>(ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問入浴介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定訪問入浴介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。</p> <p>また、指定訪問入浴介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、居宅基準規則第41条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(調査への協力等) (☆居宅基準規則第42条)</p> <p>第二十九条 指定訪問入浴介護事業者は、できる限り、提供した指定訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、提供した指定訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問入浴介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>
	<p>(地域との連携) (☆居宅基準規則第42条)</p> <p>第三十条 指定訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆</p> <p>居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派</p>

	ない。	遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。
<p>(事故発生時の対応) (☆居宅基準条例第24条) 第十五条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆ 居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定訪問入浴介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準規則第41条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 利用者に対する指定訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問入浴介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>(イ) 指定訪問入浴介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>(ウ) 指定訪問入浴介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>
	<p>(会計の区分) (☆居宅基準規則第42条) 第三十一条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>フ 会計の区分 ☆ 居宅基準規則第31条は、指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。</p>
	<p>(記録の整備) 第四十一条 指定訪問入浴介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p>	<p>カ 記録の整備 居宅基準規則第41条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日</p>

	<p>一 条例第二十四条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第二十四条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>五 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>六 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>(イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日</p> <p>(ウ) 第3号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(エ) 第4号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p> <p>(オ) 第5号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(カ) 第6号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日</p>
<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準条例第24条)</p> <p>第十六条 指定訪問入浴介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準規則第42条)</p> <p>第三十三条 条例第二十四条において準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定訪問入浴介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>ホ 暴力団員等の排除 ☆</p> <p>居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。</p> <p>(ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、指定訪問入浴介護事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第33条における「指定訪問入浴介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第二十四条 第七条、第九条、第十二条及び第十三条から第十六条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第四十二条 第三条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条から第三十一条まで及び第三十三条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第四条第一項中「第二十二条」とあるのは「第四十条」と、第二十五条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第二十四条において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>	<p>キ 準用</p> <p>居宅基準条例第24条の規定により居宅基準条例第7条、第9条、第12条及び第13条から第16条までの規定並びに居宅基準規則第42条の規定により居宅基準規則第3条から第14条まで、第16条、第19条、第24条から第31条まで及び第33条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用されるため、第3の1の(3)のアからケまで(アの第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)、サ、セ及びトからニまで、ネからフまで(トの(イ)なお書きを除く。)及びホを参照されたい。この場合において、居宅基準規則第25条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えられることに留意するものとする。</p>
<p>(委任)</p> <p>第二十五条 この節に定めるもののほか、指定訪問入浴介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>		
<p>第二節 基準該当訪問入浴介護</p> <p>(基準該当訪問入浴介護に関する基準)</p>	<p>第二節 基準該当訪問入浴介護</p> <p>(基準該当訪問入浴介護に関する基準)</p>	<p>(4) 基準該当訪問入浴介護に関する基準</p> <p>ア 従業者の員数(居宅基準条例第26条により準用す</p>

第二十六条 第七条, 第九条, 第十二条, 第十三条から第十六条まで, 第二十条, 第二十一条第一項, 第二十二條第一項及び第二十三條の規定は, 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当訪問入浴介護」という。)の事業について準用する。この場合において, 第二十二條第一項中「専用の区画」とあるのは, 「区画」と読み替えるものとする。

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第二十六条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護をいう。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては, 同項において準用する指定介護予防サービス等基準条例第二十一条第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において準用する第二十一条第一項に規定する基準を, 指定介護予防サービス等基準条例第二十六条第一項において読み替えて準用する指定介護予防サービス等基準条例第二十二條第一項に規定する基準を満たすことをもつて前項において読み替えて準用する第二十二條第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四十三条 第三条から第九条まで, 第十一条から第十四條まで, 第十六条, 第十九條, 第二十四條から第二十八條まで, 第二十九條第一項, 第三十條, 第三十一條, 第三十三條及び前節(第三十五條第二項及び第三項, 第三十六條第一項並びに第四十二條を除く。)の規定は, 基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において, これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と, 第三条中「常勤の者」とあるのは「者」と, 第四条第一項中「第二十二條」とあるのは「第四十三條において準用する第四十條」と, 第十四條第一項中「内容, 当該指定訪問介護について法第四十一條第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と, 第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と, 第二十五條第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と, 第三十三條及び第三十五條第一項中「条例」とあるのは「条例第二十六條第一項において準用する条例」と, 第三十六條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と, 同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と, 第四十一條第一号及び第二号中「第二十四條」とあるのは「第二十六條」と, 同條第三号及び第四号中「次條」とあるのは「第四十三條」と読み替えるものとする。

る第21條第1項, 居宅基準規則第43條により準用する第35條第1項)

基準該当訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者の員数については, 最低限必要な数を定めたものであり, 訪問入浴介護の提供量に応じて, 居宅基準規則第43條により準用する居宅基準規則第37條第4号の規定に基づく体制に必要な員数を確保するものとする。

イ 管理者(居宅基準条例第26條により準用する第7條, 居宅基準規則第43條により準用する第3條)

指定訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため, 第3の2の(1)のイを参照されたい。ただし, 管理者は常勤である必要はないことに留意するものとする。

ウ 設備及び備品等(居宅基準条例第26條により準用する第22條第1項)

指定訪問入浴介護の場合と基本的に同趣旨であるため, 第3の2の(2)を参照されたい。

エ 運営に関する基準

居宅基準条例第26條の規定により, 居宅基準条例第7條, 第9條, 第12條, 第13條から第16條まで, 第20條, 第21條第1項, 第22條第1項及び第23條の規定並びに居宅基準規則第43條の規定により居宅基準規則第3條から第9條まで, 第11條から第14條まで, 第16條, 第19條, 第24條から第28條まで, 第29條第1項, 第30條, 第31條, 第33條及び第2章第1節(第35條第2項及び第3項, 第36條第1項並びに第42條を除く。)の規定は基準該当訪問入浴介護の事業について準用されるものであるため, 第3の1の(3)のアからオまで, キからケまで, サ, セ及びトからニまで, ネからフまで(トの(イ)なお書きを除く。)及びフ並びに第3の2の(3)を参照されたい。この場合において, 準用される居宅基準規則第36條第2項の規定は, 基準該当訪問入浴介護事業者が利用者から受領する利用料について, 当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も, 特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90, 100分の80又は100分の70を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより, 結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と, 保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に, 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお, 当該事業所による訪問入浴介護が複数の市町村において基準該当訪問入浴介護と認められる場合には, 利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

(委任)

第二十七條 この節に定めるもののほか, 基準該当訪問入浴介護の事業の人員等に関する基準は,

規則で定める。		
<p>第四章 訪問看護 (基本方針) 第二十八条 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>第四章 訪問看護</p>	<p>3 訪問看護</p>
<p>(従業者) 第二十九条 指定訪問看護の事業を行う者(以下「指定訪問看護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問看護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める従業者(以下「看護師等」という。)を有しなければならない。 一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護ステーション」という。)保健師、看護師又は准看護師(以下この条において「看護職員」という。)及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 二 病院又は診療所である指定訪問看護事業所(以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。)指定訪問看護の提供に当たる看護職員 2 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第二十九条第一項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準条例第二十八条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第二十九条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 3 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準第三の二に規定する指定定期巡回・</p>	<p>(従業者) 第四十四条 条例第二十九条第一項の規則で定める員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、次に定めるとおりとする。 一 指定訪問看護ステーション イ 看護職員 常勤換算方法で、二・五以上 ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数 二 指定訪問看護を担当する医療機関 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置くべきものとする。 2 前項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。 3 条例第二十九条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第四十四条第二項に規定する基準を満たすことをもって前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(1) 人員に関する基準 ア 看護師等の員数(居宅基準条例第29条、居宅基準規則第44条) (ア) 指定訪問看護ステーションの場合(居宅基準条例第29条第1項第1号、居宅基準規則第44条第1項第1号) a 指定訪問看護ステーションにおける保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問看護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の人員を確保するものとする。 b 勤務日及び勤務時間が不規則な看護師等についての勤務延時間数の算定については、指定訪問介護の場合と同様である。 c 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置するものとする(配置しないことも可能である)。 d 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の看護職員の勤務延時間数とは、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。 (イ) 指定訪問看護を担当する医療機関の場合(居宅基準条例第29条第1項第2号、居宅基準規則第44条第1項第2号) 指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置かなければならない。 (ウ) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定複合型サービスとの一体的運営について(居宅基準条例第29条第3項及び第4項) 指定訪問看護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者又は指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業が指定訪問看護事業所と同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業又は指定複合型サービス事業(以下(ウ)において「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>

随時対応型訪問介護看護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第三条の四第一項第四号イに規定する基準を満たすとき(次項の規定により第一項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、同項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第十四項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第四項に規定する基準を満たすとき(前項の規定により第一項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、同項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)(☆居宅基準条例第33条)  
 第七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに管理者を置かなければならない。

(管理者)  
 第四十五条 指定訪問看護ステーションの管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

事業等」という。)の指定を受ける上で必要とされている看護職員の員数(常勤換算方法で2.5)を配置していることをもって、指定訪問看護の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができることとしている。

なお、指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の看護職員の人員配置基準を満たしていることにより指定訪問看護の看護職員の人員配置基準を満たしているものとみなされている場合については、当該指定訪問看護事業の人員配置基準を満たしていることをもって別の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の看護職員の人員配置基準を満たしているものとはみなされないので留意すること。

イ 指定訪問看護ステーションの管理者(居宅基準条例第33条により準用する第7条、居宅基準規則第45条)

(ア) 訪問看護ステーションの管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定訪問看護ステーションの管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

a 当該指定訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合

b 当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合

c 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設における看護業務(管理業務を含む。)との兼務は管理者の業務に支障があると考えられるが、施設における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。)

(イ) 指定訪問看護ステーションの管理者は、管理者

		<p>としてふさわしいと認められる保健師又は看護師であって、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものである。</p> <p>(ウ) 管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して指定訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと知事に認められた者であれば、管理者として保健師及び看護師以外の者をあてることができるものとする。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるように努めなければならないものである。</p> <p>(エ) 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第三十条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事務室に代えて事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることをもって足りるものとする。</p> <p>2 指定訪問看護を担当する医療機関には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第三十条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>(2) 設備に関する基準</p> <p>ア 指定訪問看護ステーションの場合（居宅基準条例第30条第1項）</p> <p>(ア) 指定訪問看護ステーションには、運営に必要な面積を有する専用の事務室を設ける必要がある。ただし、当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共用することは差し支えない。また、当該指定訪問看護ステーションが、他の事業の事業所を兼ねる場合には、必要な広さの専用の区画を有することで差し支えないものとする。なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。</p> <p>(イ) 事務室については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>(ウ) 指定訪問看護に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であつて、指定訪問看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>イ 指定訪問看護を担当する医療機関の場合（居宅基準条例第30条第2項）</p> <p>(ア) 指定訪問看護を担当する病院又は診療所には、指定訪問看護の事業を行うために必要な専用の区画を設ける必要がある。なお、業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。</p>

		(イ) 指定訪問看護事業に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。ただし、設備及び備品等については、当該医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することが出来るものである。
	(内容及び手続の説明及び同意)(☆居宅基準規則第55条) 第四条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十三条に規定する運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 指定訪問看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一、二 [略] 3～5 [略]	(3) 運営に関する基準 ア 内容及び手続の説明及び同意 ☆ 居宅基準規則第4条は、指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問看護事業所の運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定訪問看護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問看護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問看護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。
(提供拒否の禁止)(☆居宅基準条例第33条) 第九条 指定訪問看護事業者は、正当な理由がなく、指定訪問看護の提供を拒んではならない。		イ 提供拒否の禁止 ☆ 居宅基準条例第9条は、指定訪問看護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。[中略] 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難な場合である。
	(サービス提供困難時の対応) 第四十六条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。	ア サービス提供困難時の対応 指定訪問看護事業者が、指定訪問看護の提供を拒否する正当な理由としては、第3の1の(3)のイに示した理由のほか、利用申込者の病状等により、自ら適切な訪問看護の提供が困難と判断した場合が該当するが、これらの場合には、居宅基準規則第46条の規定により、指定訪問看護事業者は、主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。
	(受給資格等の確認)(☆居宅基準規則第55条)	エ 受給資格等の確認 ☆ (ア) 居宅基準規則第6条第1項は、指定訪問看護の利

	<p>第六条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問看護事業者は、これに配慮して指定訪問看護を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆居宅基準規則第55条)</p> <p>第七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問看護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(心身の状況等の把握) (☆居宅基準規則第55条)</p> <p>第八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十七年宮城県規則第十五号）第十一条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
	<p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第四十七条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等</p>	

	<p>との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	
	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) (☆居宅基準規則第55条)</p> <p>第十条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同じ。)として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>カ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>☆ 居宅基準規則第10条は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条第1号イ又はロに該当する利用者は、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、施行規則第64条第1号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) (☆居宅基準規則第55条)</p> <p>第十一条 指定訪問看護事業者は、居宅サービス計画(省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問看護を提供しなければならない。</p>	
	<p>(居宅サービス計画等の変更の援助) (☆居宅基準規則第55条)</p> <p>第十二条 指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>キ 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆</p> <p>居宅基準規則第12条は、指定訪問看護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問看護が居宅サービス計画(法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問看護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととし</p>

	<p>(身分を証する書類の携行) (☆居宅基準規則第55条)</p> <p>第十三条 指定訪問看護事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>たものである。</p> <p>ク 身分を証する書類の携行 ☆ 居宅基準規則第13条は、利用者が安心して指定訪問看護の提供を受けられるよう、指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の看護師等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問看護事業所の名称、当該看護師等の氏名を記載するものとし、当該看護師等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>
	<p>(サービスの提供の記録) (☆居宅基準規則第55条)</p> <p>第十四条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>ケ サービスの提供の記録 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第14条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、当該指定訪問看護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p> <p>なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準規則第54条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第四十八条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第一項に規定する療養の給付若しくは同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項に規定する療養の給付若しくは</p>	<p>イ 利用料等の受領</p> <p>(ア) 居宅基準規則第48条第1項、第3項及び第4項については、第3の1の(3)のコの(ア)、(ウ)及び(エ)を参照されたいこと。</p> <p><b>第3の1の(3)のウより</b></p> <p>(ア) 居宅基準規則第48条第1項は、指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問看護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利</p>

	<p>同法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定訪問看護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定訪問看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>用料の額及び法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る費用の額と、医療保険給付又は訪問看護療養費の対象となる健康保険法上の指定訪問看護の費用の額との間に不合理な差異を設けてはならないこととしたものであること。</p> <p>なお、そもそも介護保険給付、医療保険給付又は訪問看護療養費の給付対象となる訪問看護と明確に区分されるサービスについては、第3の1の(3)の(イ)のなお書きを参照されたいこと。</p> <p><b>第3の1の(3)の(イ)より</b></p> <p>(イ)〔略〕</p> <p>なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問看護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>a 利用者に、当該事業が指定訪問看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>b 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問看護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>c 会計が指定訪問看護の事業の会計と区分されていること。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第36条第3項は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に関して、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合の交通費、及び利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>(エ) 同条第4項は、指定訪問看護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p>
	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付) (☆居宅基準規則第55条)</p> <p>第十六条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆</p> <p>居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(指定訪問看護の基本取扱方針)</p> <p>第三十一条 指定訪問看護は、利用者の要介護状</p>	<p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第四十九条 条例第二十九条第一項の看護師等(以</p>	<p>ウ 指定訪問看護の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p> <p>居宅基準条例第31条及び居宅基準規則第49条に</p>

<p>態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>下この章において「看護師等」という。)の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第五十一条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。</p> <p>二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。</p> <p>四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。</p> <p>五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。</p>	<p>いう指定訪問看護の取扱方針において、特に留意すべきことは、次のとおりであること。</p> <p>(ア) 指定訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行うこととしたものであること。</p> <p>(イ) 指定訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い改善を図る等に努めなければならないものであること。</p> <p>(ウ) 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。</p> <p>(エ) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものであること。</p> <p>(オ) 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならないこと。</p>
	<p>(主治の医師との関係)</p> <p>第五十条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第一項に規定する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前二項の規定にかかわらず、第二項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。</p>	<p>エ 主治医との関係(居宅基準規則第50条)</p> <p>(ア) 指定訪問看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書(以下、第3の3において「指示書」という。)に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第50条第2項は、指定訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものであること。</p> <p>(ウ) 指定訪問看護事業所の管理者は、主治医と連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければならないこと。</p> <p>(エ) 指定訪問看護事業所が主治医に提出する訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、書面又は電子的な方法により主治医に提出できるものとする。ただし、電子的な方法によって、個々の利用者の訪問看護に関する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、厚生労働省の</p>

		<p>定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI:Healthcare Public KeyInfrastructure）による電子署名を施すこと。</p> <p>(オ) 指定訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。</p> <p>(カ) 保険医療機関が指定訪問看護事業者である場合には、主治医の指示は診療録に記載されるもので差し支えないこと。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えないこと。</p>
	<p>(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)</p> <p>第五十一条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画書（以下「訪問看護計画書」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該居宅サービス計画等の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。</p> <p>3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。</p> <p>6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>7 前条第四項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。</p>	<p>オ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成</p> <p>(ア) 居宅基準規則第51条は、看護師等（准看護師を除く。）が利用者ごとに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成することとしたものである。</p> <p>(イ) 看護師等は、訪問看護計画書には、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、看護目標、具体的なサービス内容等を記載する。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿って訪問看護の計画を立案する。</p> <p>(ウ) 看護師等は、訪問看護計画書の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要がある。</p> <p>(エ) 訪問看護計画書は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。  なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>(オ) 訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。  なお、交付した訪問看護計画書は、居宅基準規則第54条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p> <p>(カ) 指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、居宅基準規則第50条第4項により、主治の医師への訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をも</p>

って代えることができることとされているため、居宅基準規則第51条第4項に基づく訪問看護計画書の交付については、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第55号）に定める訪問看護計画書を参考に各事業所ごとに定めるものを交付することで差し支えない。

(キ) 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。なお、居宅基準規則51条に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した訪問看護計画書（当該計画書を居宅基準規則第50条第4項において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。

(ク) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成すること。

(ケ) 管理者にあつては、訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。

(コ) 指定訪問看護事業者は、主治医との連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。

(サ) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問看護事業者については、第3の1の(3)の(カ)を準用する。

#### 第3の1の(3)の(ス)より

(カ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年宮城県規則第15号）第11条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅基準規則において位置づけられている計画の提出を求めなければならない」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問看護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

(同居家族に対する訪問看護の禁止)  
第三十二条 指定訪問看護事業者は、看護師等に

<p>その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。</p>	<p>(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第55条)  第十九条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。  一 正当な理由なしに指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆  居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問看護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
	<p>(緊急時等の対応)  第五十二条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。</p>	
	<p>(管理者の責務) (☆居宅基準規則第55条)  第三十九条 指定訪問看護事業所の管理者は、指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。  2 指定訪問看護事業所の管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者に条例第三十一条並びに第三十三条において準用する第九条及び第十二条から第十六条までの規定並びに第四十六条から第五十四条まで並びに五十五条において準用する第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条から第三十一条まで、第三十三条及び第三十九条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>エ 管理者の責務 ☆ (第3の2の(3))  居宅基準規則第39条は、指定訪問看護事業所の管理者の責務を、指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問看護事業所の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
	<p>(運営規程)  第五十三条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。  一 事業の目的及び運営の方針  二 従業者の職種、員数及び職務の内容  三 営業日及び営業時間  四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額  五 通常の事業の実施地域  六 緊急時等における対応方法  七 その他運営に関する重要事項</p>	<p>第3の1の(3)のツより  〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)  (ア)〔略〕  (イ) 利用料その他の費用の額 (第4号)  「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る利用料(1割負担、2割負担又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない指定訪問看護の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準規則第48条第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービ</p>

		<p>スに係る費用の額を規定するものであること〔略〕。  (ウ) 通常の事業の実施地域 (第5号)  通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること〔略〕。</p>
	<p>(勤務体制の確保等) (☆居宅基準規則第55条)  第二十四条 指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。  2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、当該指定訪問看護事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供しなければならない。  3 指定訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>ト 勤務体制の確保等 ☆  居宅基準規則第24条は、利用者に対する適切な指定訪問看護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。  (ア) 〔略〕  (イ) 同条第2項は、当該指定訪問看護事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供すべきことを規定したものであるが、指定訪問看護事業所の看護師等とは、雇用契約、〔中略〕その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある看護師等を指すものであること。〔略〕  (ウ) 同条第3項は、当該指定訪問看護事業所の従業者たる看護師等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。  <b>第3の3の(3)のキより</b>  (イ) 準用される居宅基準規則第24条については、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に規定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る者を除く。)であってはならないものであること。</p>
	<p>(衛生管理等) (☆居宅基準規則第55条)  第二十五条 指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。  2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>ナ 衛生管理等 ☆  居宅基準規則第25条は、指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問看護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定訪問看護事業者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p>
	<p>(掲示) (☆居宅基準規則第55条)  第二十六条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護</p>	

	<p>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	
<p>(秘密保持義務) (☆居宅基準条例第33条) 第十二条 指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定訪問看護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ニ 秘密保持等 ☆ (ア) 居宅基準条例第12条第1項は、指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。 (イ) 同条第2項は、指定訪問看護事業者に対して、過去に当該指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置をとることを義務付けたものであり、具体的には、指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p>
	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規則第55条) 第二十七条 指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を扱う場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を扱う場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第27条は、看護師等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問看護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
	<p>(広告) (☆居宅基準規則第55条) 第二十八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p>	
<p>(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第33条) 第十三条 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>		<p>ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆ 居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p>
<p>(苦情の処理) (☆居宅基準条例第33条) 第十四条 指定訪問看護事業者は、その提供した指定訪問看護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>ノ 苦情処理 ☆ (ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 (イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問看護事業者が組織として迅速かつ適切</p>

		<p>に対応するため、当該苦情（指定訪問看護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。</p> <p>また、指定訪問看護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、居宅基準規則第54条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>（調査への協力等）（☆居宅基準規則第55条）</p> <p>第二十九条 指定訪問看護事業者は、できる限り、提供した指定訪問看護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	<p>（ウ）居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問看護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>
	<p>（地域との連携）（☆居宅基準規則第55条）</p> <p>第三十条 指定訪問看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆</p> <p>居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>（事故発生時の対応）（☆居宅基準条例第33条）</p> <p>第十五条 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆</p> <p>居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定訪問看護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用</p>

<p>2 指定訪問看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準規則第54条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問看護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>(イ) 指定訪問看護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>(ウ) 指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>
	<p>(会計の区分) (☆居宅基準規則第55条) 第三十一条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>フ 会計の区分 ☆ 居宅基準規則第31条は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。</p>
	<p>(記録の整備) 第五十四条 指定訪問看護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。 一 条例第三十三条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録 二 条例第三十三条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 三 第五十条第二項に規定する主治の医師による指示の文書 四 訪問看護計画書 五 訪問看護報告書 六 次条において準用する第十四条第二項に規定</p>	<p>カ 記録の整備 指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、居宅基準規則第54条により整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。</p> <p>なお、同条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日 (イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日 (ウ) 第3号の主治の医師による指示の文書については、当該指示の文書に基づくサービス提供に係る介護給付費の支払日</p>

	<p>する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>八 従業者の勤務の体制の記録</p> <p>九 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>(エ) 第4号の訪問看護計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日</p> <p>(オ) 第5号の訪問看護報告書については、当該記録を作成した日</p> <p>(カ) 第6号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(キ) 第7号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p> <p>(ク) 第8号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(ケ) 第9号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日</p>
<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準条例第33条)</p> <p>第十六条 指定訪問看護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準規則第55条)</p> <p>第三十三条 条例第三十三条において準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定訪問看護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>ホ 暴力団員等の排除 ☆</p> <p>居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。</p> <p>(ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、指定訪問看護事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第33条における「指定訪問看護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第三十三条 第七条, 第九条, 第十二条及び第十三条から第十六条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第五十五条 第四条, 第六条から第八条まで, 第十条から第十四条まで, 第十六条, 第十九条, 第二十四条から第三十一条まで, 第三十三条及び第三十九条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第四条第一項中「第二十二条」とあるのは「第五十三条」と、第八条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況, 病歴」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第三十三条において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>	<p>キ 準用</p> <p>居宅基準条例第33条の規定により、居宅基準条例第7条, 第9条, 第12条及び第13条から第16条までの規定並びに居宅基準規則第55条の規定により居宅基準規則第4条, 第6条から第8条まで, 第10条から第14条まで, 第16条, 第19条, 第24条から第31条まで, 第33条及び第39条の規定は、指定訪問看護の事業について準用されるものであるため、第3の1の(3)のア(第三者評価の実施状況に係る規定を除く。), イ, エからケまで, サ, セ, トからニまで及び、ネからフまで及びホ並びに第3の2の(3)のエを参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 居宅基準規則第8条(心身の状況等の把握)中「心身の状況」とあるのは、「心身の状況, 病歴」と読み替えられること。</p> <p>(イ) 準用される居宅基準規則第24条については、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間, 職務の内容, 常勤・非常勤の別, 管理者との兼務関係等を明確にすること。指定訪問看</p>

		<p>護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはならないものであること。</p>
<p>(委任) 第三十四条 この章に定めるもののほか、指定訪問看護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>		
<p>第五章 訪問リハビリテーション (基本方針) 第三十五条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。</p>	<p>第五章 訪問リハビリテーション</p>	<p>4 訪問リハビリテーション</p>
<p>(従業者) 第三十六条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる規則で定める員数の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を有しなければならない。 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第三十六条第一項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第三十五条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第三十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(従業者) 第五十五条の二 条例第三十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。 一 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数 二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上 2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。</p>	<p>(1) 人員に関する基準（居宅基準条例第36条） ア 医師 (ア) 専任の常勤医師が1人以上勤務していること。 (イ) 指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であつて、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものであること。 (ウ) 指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であつて、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足るものであること。 また、指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であつて、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている事業所において、指定訪問リハビリテーション事業者の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足るものであること。 イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適当数置かなければならない。</p>

<p>(設備及び備品等)</p> <p>第三十七条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>(2) 設備に関する基準</p> <p>ア 居宅基準条例第37条は、指定訪問リハビリテーション事業所については、</p> <p>(ア) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であること。</p> <p>(イ) 指定訪問リハビリテーションの事業の運営を行うために必要な広さ(利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース)を有する専用の区画を設けていること。なお、業務に支障がないときは、指定訪問リハビリテーションの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。</p> <p>(ウ) 指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えていることとしたものである。</p> <p>イ 設備及び備品等については、当該病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における診療用に備え付けられたものを使用することができるものである。</p>
	<p>(内容及び手続の説明及び同意)(☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第四条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第五十九条に規定する運営規程の概要、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問リハビリテーション事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一、二 [略]</p> <p>三～五 [略]</p>	<p>(3) 運営に関する基準</p> <p>ア 内容及び手続の説明及び同意 ☆</p> <p>居宅基準規則第4条は、指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問リハビリテーション事業所の運営規程の概要、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定訪問リハビリテーション事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問リハビリテーションの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
<p>(提供拒否の禁止)(☆居宅基準条例第39条)</p> <p>第九条 指定訪問リハビリテーション事業者は、正当な理由がなく、指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。</p>		<p>イ 提供拒否の禁止 ☆</p> <p>居宅基準条例第9条は、指定訪問リハビリテーション事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否す</p>

		<p>ることを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難な場合である。</p>
	<p>(サービス提供困難時の対応) (☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第五条 指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>ウ サービス提供困難時の対応 ☆</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認められた場合には、居宅基準規則第5条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
	<p>(受給資格等の確認) (☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第六条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供するように努めなければならない。</p>	<p>エ 受給資格等の確認 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第6条第1項は、指定訪問リハビリテーションの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問リハビリテーション事業者は、これに配慮して指定訪問リハビリテーションを提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第七条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問リハビリテーションの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定訪問リハビリテーション事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に</p>

	<p>遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>行われることとされていることを踏まえ、指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（心身の状況等の把握）（☆居宅基準規則第61条）        第八条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十七年宮城県規則第十五号）第十一条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
	<p>（居宅介護支援事業者等との連携）（☆居宅基準規則第61条）        第四十七条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。        2 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	
	<p>（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）（☆居宅基準規則第61条）        第十条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して届け出ること等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サ</p>	<p>カ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助        ☆ 居宅基準規則第10条は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条第1号イ又はロに該当する利用者は、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定訪問リハビリテーション事業者は、施行規則第64条第1号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>

	<p>ービスをいう。以下同じ。)として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	
	<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) (☆居宅基準規則第61条)      第十一条 指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅サービス計画(省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問リハビリテーションを提供しなければならない。</p>	
	<p>(居宅サービス計画等の変更の援助) (☆居宅基準規則第61条)      第十二条 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>キ 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆      居宅基準規則第12条は、指定訪問リハビリテーションを法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問リハビリテーションが居宅サービス計画(法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問リハビリテーション事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(身分を証する書類の携行) (☆居宅基準規則第61条)      第十三条 指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>ク 身分を証する書類の携行 ☆      居宅基準規則第13条は、利用者が安心して指定訪問リハビリテーションの提供を受けられるよう、指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問リハビリテーション事業所の名称、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の氏名を記載するものとし、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>
	<p>(サービスの提供の記録) (☆居宅基準規則第61条)      第十四条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定訪問リハビリテーションの提供日及び</p>	<p>ケ サービスの提供の記録 ☆      (ア) 居宅基準規則第14条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリ</p>

	<p>内容、当該指定訪問リハビリテーションについて法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>テーションを提供した際には、当該指定訪問リハビリテーションの提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、当該指定訪問リハビリテーションの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準規則第60条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第五十六条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>ア 利用料等の受領</p> <p>居宅基準規則第56条の規定は、指定訪問看護に係る居宅基準規則第48条の規定と基本的に同趣旨であるため、第3の3の(3)のイを参照されたいこと。</p> <p><b>第3の3の(3)のイより</b></p> <p>(ア) 居宅基準規則第56条第1項、第3項及び第4項については、第3の1の(3)のウの(ア)、(ウ)及び(エ)を参照されたいこと。</p> <p><b>第3の1の(3)のコより</b></p> <p>(ア) 居宅基準規則第56条第1項は、指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問リハビリテーションについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである指定訪問リハビリテーションに係る費用の額と、医療保険給付〔中略〕の対象となる健康保険法又は高齢者医療確保法の指定訪問リハビリテーションの費用の額との間に不合理な差異を設けてはならないこととしたものであること。</p> <p>なお、そもそも介護保険給付、医療保険給付〔中略〕の給付対象となる訪問リハビリテーションと明確に区分されるサービスについては、第3の1の(3)のウの(イ)のなお書きを参照されたいこと。</p> <p><b>第3の1の(3)のコより</b></p>

		<p>(イ)〔略〕なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問リハビリテーションのサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>a 利用者に、当該事業が指定訪問リハビリテーションの事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>b 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問リハビリテーション事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>c 会計が指定訪問リハビリテーションの事業の会計と区分されていること。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第36条第3項は、指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に関して、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合の交通費、及び利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>(エ) 同条第4項は、指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p>
	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付) (☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第十六条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆</p> <p>居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)</p> <p>第三十八条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)</p> <p>第五十七条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。</p> <p>二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっ</p>	<p>イ 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針及び具体的取扱方針(居宅基準条例第38条、居宅基準規則第57条)</p> <p>(ア) 指定訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治の医師との密接な連携のもとに訪問リハビリテーション計画に沿って行うこととしたものであること。</p> <p>(イ) 指定訪問リハビリテーションの提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画の修正を行</p>

	<p>ては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p> <p>四 それぞれの利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告する。</p> <p>五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。</p>	<p>い改善を図る等に努めなければならないものであること。</p> <p>(ウ) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的、具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備、療養上守るべき点及び療養上必要な目標等、療養上必要な事項について利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。</p> <p>(エ) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な技術をもって対応できるように、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものであること。</p> <p>(オ) 指定訪問リハビリテーションを行った際には、速やかに、指定訪問リハビリテーションを実施した要介護者等の氏名、実施日時、実施した指定訪問リハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録すること。</p> <p>(カ) リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。</p> <p>なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではないこと。</p> <p>また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。</p>
	<p>(訪問リハビリテーション計画の作成)</p> <p>第五十八条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「訪問リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。</p>	<p>ウ 訪問リハビリテーション計画の作成（居宅基準規則第58条）</p> <p>(ア) 訪問リハビリテーション計画は、指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、利用者ごとに、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて作成することとしたものである。利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーシ</p>

- 2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百条第一項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

ン終了の目安・時期等を記載する。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画等に沿って訪問リハビリテーション計画を立案すること。

(イ) 訪問リハビリテーション計画の作成にあたっては(ア)が原則であるが、指定訪問リハビリテーション事業所とは別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている患者であって、例外として、当該事業所の医師がやむを得ず診療できない場合には、別の医療機関の医師から情報の提供を受けて、当該情報をもとに訪問リハビリテーション計画を作成しても差し支えないものとする。

(ウ) 訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う。

(エ) 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

(オ) 訪問リハビリテーション計画は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、リハビリテーション計画書を利用者に交付しなければならない。

なお、交付したリハビリテーション計画書は、居宅基準規則第60条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。

(カ) 指定訪問リハビリテーション事業者が、指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、居宅基準規則第100条第1項から第4項の基準を満たすことによって、居宅基準規則第58条第1項から第4項の基準を満たしているものとみなすことができることとしたものである。

当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上

		<p>で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意すること。</p> <p>(キ) 指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、居宅基準規則第57条第4項に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。</p> <p>(ク) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問リハビリテーション事業者については、第3の1の(3)の(カ)を準用する。</p> <p><b>第3の1の(3)のスより</b></p> <p>(カ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年宮城県規則第15号）第11条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅基準規則において位置づけられている計画の提出を求めなければならない」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問リハビリテーション事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該訪問リハビリテーション計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
	<p>(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第十九条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆</p> <p>居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問リハビリテーション事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
	<p>(管理者の責務) (☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第三十九条 指定訪問リハビリテーション事業所の管理者は、指定訪問リハビリテーション事業所の従業者の管理及び指定訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業所の管理者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者に条例第三十八条並びに第三十九条において準用する第九条及び第十二条から第十六条までの</p>	<p>エ 管理者の責務 ☆ (第3の2の(3))</p> <p>居宅基準規則第39条は、指定訪問リハビリテーション事業所の管理者の責務を、指定訪問リハビリテーション事業所の従業者の管理及び指定訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>

	<p>規定並びに第五十六条から第六十条並びに第六十一条において準用する第四条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条及び第四十七条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	
	<p>(運営規程)</p> <p>第五十九条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針  二 従業者の職種、員数及び職務の内容  三 営業日及び営業時間  四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額  五 通常の事業の実施地域  六 その他運営に関する重要事項</p>	<p><b>第3の1の(3)のツより</b>  〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)</p> <p>(ア)〔略〕  (イ) 利用料その他の費用の額(第4号)  「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問リハビリテーションに係る利用料(1割負担、2割負担又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない指定訪問リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準規則第56条第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること〔略〕。</p> <p>(ウ) 通常の事業の実施地域(第5号)  通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること〔略〕。</p>
	<p>(勤務体制の確保等)(☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第二十四条 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定訪問リハビリテーションを提供できるよう、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問リハビリテーションを提供しなければならない。</p> <p>3 指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>ト 勤務体制の確保等 ☆  居宅基準規則第24条は、利用者に対する適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</p> <p>(ア)〔略〕  (イ) 同条第2項は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問リハビリテーションを提供すべきことを規定したものであるが、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士とは、雇用契約、〔中略〕その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を指すものであること。</p> <p>(ウ) 同条第3項は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計</p>

		<p>画的に確保することとしたものであること。</p> <p><b>第3の4の(3)のオより</b></p> <p>(イ) 準用される居宅基準規則第24条については、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者（紹介予定派遣に係る者を除く。）であってはならないものであること。</p>
	<p>(衛生管理等) (☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第二十五条 指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>ナ 衛生管理等 ☆</p> <p>居宅基準規則第25条は、指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が感染源となることを予防し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p>
	<p>(掲示) (☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第二十六条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	
<p>(秘密保持義務) (☆居宅基準条例第39条)</p> <p>第十二条 指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ニ 秘密保持等 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第12条第1項は、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、指定訪問リハビリテーション事業者に対して、過去に当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p>

	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第二十七条 指定訪問リハビリテーション事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第27条は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者とは共有するためには、指定訪問リハビリテーション事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
<p>(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第39条)</p> <p>第十三条 指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>		<p>ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆</p> <p>居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p>
<p>(苦情の処理) (☆居宅基準条例第39条)</p> <p>第十四条 指定訪問リハビリテーション事業者は、その提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>ノ 苦情処理 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問リハビリテーション事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定訪問リハビリテーション事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。</p> <p>また、指定訪問リハビリテーション事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、居宅基準規則第60条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(調査への協力等) (☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第二十九条 指定訪問リハビリテーション事業者は、できる限り、提供した指定訪問リハビリテーションに関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供し</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問リハビリテーション事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>

	<p>た指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	
	<p>（地域との連携）（☆居宅基準規則第61条）  第三十条 指定訪問リハビリテーション事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆  居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。  なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>（事故発生時の対応）（☆居宅基準条例第39条）  第十五条 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。  2 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆  居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定訪問リハビリテーションの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。  また、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。  なお、居宅基準規則第60条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。  （ア）利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問リハビリテーション事業者が定めておくことが望ましいこと。  （イ）指定訪問リハビリテーション事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。  （ウ）指定訪問リハビリテーション事業者は、事故が</p>

		生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
	(会計の区分) (☆居宅基準規則第61条) 第三十一条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	フ 会計の区分 ☆ 居宅基準規則第31条は、指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。
	(記録の整備) 第六十条 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。 一 条例第三十九条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録 二 条例第三十九条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 三 訪問リハビリテーション計画 四 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録 六 従業者の勤務の体制についての記録 七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録	エ 記録の整備 居宅基準規則第60条の指定訪問リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれるものであること。 なお、同条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。 (ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日 (イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日 (ウ) 第3号の訪問リハビリテーション計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日 (エ) 第4号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日 (オ) 第5号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日 (カ) 第6号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日 (キ) 第7号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日
(暴力団員等の排除) (☆居宅基準条例第39条) 第十六条 指定訪問リハビリテーション事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。 2 指定訪問リハビリテーション事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。	(暴力団員等の排除) (☆居宅基準規則第61条) 第三十三条 条例第三十九条において準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定訪問リハビリテーション事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。	ホ 暴力団員等の排除 ☆ 居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。 (ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、指定訪問リハビリテーション事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。

		<p>(イ) 居宅基準規則第33条における「指定訪問リハビリテーション事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第三十九条 第九条、第十二条及び第十三条から第十六条までの規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第六十一条 第四条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十四条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条及び第四十七条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第四条第一項中「第二十二條」とあるのは「第五十九条」と、第八条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第三十九条において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>	<p>オ 準用</p> <p>居宅基準条例第39条の規定により、居宅基準条例第9条、第12条及び第13条から第16条までの規定並びに居宅基準規則第61条の規定により居宅基準規則第4条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第19条、第24条から第27条まで、第29条から第31条まで、第33条、第39条及び第47条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用されるものであるため、第3の1の(3)のアからケまで(アの第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)、サ、セ、トからニまで及びネからフまで及びホ、第3の2の(3)のエ並びに第3の3の(3)のイを参照されたいこと。この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 居宅基準規則第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えられること。</p> <p>(イ) 準用される居宅基準規則第24条については、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、指定訪問リハビリテーションに従事する理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を明確にするとともに、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、労働者派遣法に規定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る者を除く。)であってはならないものであること。</p>
<p>(委任)</p> <p>第四十条 この章に定めるもののほか、指定訪問リハビリテーションの事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>		
<p>第六章 居宅療養管理指導</p> <p>(基本方針)</p> <p>第四十一条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指</p>	<p>第六章 居宅療養管理指導</p>	<p>5 居宅療養管理指導</p>

<p>導を行うことにより，利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。</p> <p>(従業者)</p> <p>第四十二条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)は，当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに，次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の区分に応じ，規則で定める員数の当該各号に定める従業者を有しなければならない。</p> <p>一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 医師又は歯科医師及び薬剤師，歯科衛生士又は管理栄養士</p> <p>二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者(指定介護予防サービス等基準条例第四十二条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け，かつ，指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導(指定介護予防サービス等基準条例第四十一条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては，指定介護予防サービス等基準条例第四十二条第一項に規定する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(従業者)</p> <p>第六十二条 条例第四十二条第一項の規則で定める員数は，次のとおりとする。</p> <p>一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所</p> <p>イ 医師又は歯科医師</p> <p>ロ 薬剤師，歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p> <p>二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師</p>	<p>(1) 人員に関する基準(居宅基準条例第42条，居宅基準規則第62条)</p> <p>指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき居宅療養管理指導従業者の員数は，次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ，次に定めるとおりとしたものである。</p> <p>ア 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所</p> <p>(ア) 医師又は歯科医師</p> <p>(イ) 薬剤師，歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師，看護師及び准看護師を含む。以下同じ。)又は管理栄養士その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p> <p>イ 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第四十三条 指定居宅療養管理指導事業所は，病院，診療所又は薬局であつて，指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか，指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け，かつ，指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては，指定介護予防サービス等基準条例第四十三条第一項に規定する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>(2) 設備に関する基準</p> <p>ア 居宅基準条例第43条は，指定居宅療養管理指導事業所については，</p> <p>(ア) 病院，診療所又は薬局であること。</p> <p>(イ) 指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有していること。</p> <p>(ウ) 指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えていること。</p> <p>としたものである。</p> <p>イ 設備及び備品等については，当該病院又は診療所における診療用に備え付けられたものを使用することができるものである。</p>
	<p>(内容及び手続の説明及び同意)(☆居宅基準規則第67条)</p> <p>第四条 指定居宅療養管理指導事業者は，指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，第六十五条に規</p>	<p>(3) 運営に関する基準</p> <p>ア 内容及び手続の説明及び同意 ☆</p> <p>居宅基準規則第4条は，指定居宅療養管理指導事業者は，利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供するため，その提供の開始に際し，あらかじめ，利</p>

	<p>定する運営規程の概要、第六十二条各号に掲げる従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅療養管理指導事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一、二 [略] 3～5 [略]</p>	<p>用申込者又はその家族に対し、当該指定居宅療養管理指導事業所の運営規程の概要、居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定居宅療養管理指導事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅療養管理指導の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定居宅療養管理指導事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
<p>(提供拒否の禁止)(☆居宅基準条例第45条) 第九条 指定居宅療養管理指導事業者は、正当な理由がなく、指定居宅療養管理指導の提供を拒んではならない。</p>		<p>イ 提供拒否の禁止 ☆ 居宅基準条例第9条は、指定居宅療養管理指導事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。[中略] 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難な場合である。</p>
	<p>(サービス提供困難時の対応)(☆居宅基準規則第67条) 第五条 指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>ウ サービス提供困難時の対応 ☆ 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準規則第5条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
	<p>(受給資格等の確認)(☆居宅基準規則第67条) 第六条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p>	<p>エ 受給資格等の確認 ☆ (ア) 居宅基準規則第6条第1項は、指定訪問居宅療養管理指導の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定居宅療養管理指導事業者は、指定訪問居宅療養管理指導の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証に</p>

	<p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するように努めなければならない。</p>	<p>よって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定居宅療養管理指導事業者は、これに配慮して指定居宅療養管理指導を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆居宅基準規則第67条)</p> <p>第七条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定居宅療養管理指導の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定居宅療養管理指導事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(心身の状況等の把握) (☆居宅基準規則第67条)</p> <p>第八条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十七年宮城県規則第十五号)第十一条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
	<p>(居宅介護支援事業者等との連携) (☆居宅基準規則第67条)</p> <p>第四十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅</p>	

	<p>介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	
	<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) (☆居宅基準規則第67条)</p> <p>第十一条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅サービス計画(省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。</p>	
	<p>(身分を証する書類の携行) (☆居宅基準規則第67条)</p> <p>第十三条 指定居宅療養管理指導事業者は、第六十二条各号に掲げる従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>ク 身分を証する書類の携行 ☆</p> <p>居宅基準規則第13条は、利用者が安心して指定居宅療養管理指導の提供を受けられるよう、指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定居宅療養管理指導事業所の名称、当該居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者の氏名を記載するものとし、当該居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>
	<p>(サービスの提供の記録) (☆居宅基準規則第67条)</p> <p>第十四条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>ケ サービスの提供の記録 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第14条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、当該居宅療養管理指導の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、当該指定居宅療養管理指導の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p> <p>なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、</p>

		<p>居宅基準規則第66条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(利用料等の受領)  <b>第六十三条</b> 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。  <b>2</b> 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第六十三条第一項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。  <b>3</b> 指定居宅療養管理指導事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。  <b>4</b> 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>ア 利用料等の受領  (ア) 居宅基準規則第63条第1項及び第4項の規定は、居宅基準規則第15条第1項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の1の(3)のコの(ア)及び(エ)を参照されたい。  <b>第3の1の(3)のロより</b>  (ア) 居宅基準規則第63条第1項は、指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定居宅療養管理指導についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。  (イ) 居宅基準規則第63条第2項の規定は、居宅基準規則第48条第2項の規定と基本的に同趣旨であるため、第3の3の(3)のイの(イ)を参照されたい。  <b>第3の3の(3)のイより</b>  (イ) 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである指定居宅療養管理指導に係る費用の額と、医療保険給付〔中略〕の対象となる健康保険法又は高齢者医療確保法上の指定居宅療養管理指導の費用の額の間に不合理な差異を設けてはならないこととしたものであること。  なお、そもそも介護保険給付、医療保険給付〔中略〕の給付対象となる指定居宅療養管理指導と明確に区分されるサービスについては、第3の1の(3)のコの(イ)のなお書きを参照されたいこと。  <b>第3の1の(3)のロより</b>  (イ)〔略〕なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定居宅療養管理指導のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。  a 利用者には、当該事業が指定居宅療養管理指導の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。  b 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定居宅療養管理指導事業所の運営規程とは別に定められていること。  c 会計が指定居宅療養管理指導の事業の会計と区分されていること。</p>

		<p>(ウ) 居宅基準規則第63条第3項は、指定居宅療養管理指導の提供に関して、前2項の利用料のほかに、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費（通常の事業の実施地域内の交通費を含む。）の額の支払を利用者から受けることができるとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p><b>第3の1の(3)コより</b></p> <p>(エ) 同条第4項は、指定宅療養管理指導事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p>
	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付) (☆居宅基準規則第67条)</p> <p>第十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆</p> <p>居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスでない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)</p> <p>第四十四条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>		
	<p>(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)</p> <p>第六十四条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。</p> <p>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。</p> <p>三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。</p>	<p>イ 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針</p> <p>指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針については、居宅基準規則第64条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導は、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的な医学的管理又は歯科医学的管理を行っている要介護者に対して行うものであり、サービスの提供状況に応じた指導又は助言が行えるよう日頃から居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者と連携を図ること。</p> <p>(イ) 指定居宅療養管理指導事業者は、要介護者にサービスを提供している事業者に対して、サービス担当者会議への参加や文書の交付等を通じ、必要に応じて迅速に指導又は助言を行うために、日頃からサービスの提供事業者や提供状況を把握するように努めること。</p> <p>(ウ) 薬剤師、歯科衛生士及び管理栄養士は、指定居宅療養管理指導を行った際には、速やかに、指定居宅療養管理指導を実施した要介護者等の氏名、実施</p>

	<p>らない。</p> <p>四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。</p> <p>五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。</p> <p>六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。</p> <p>七 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。</p> <p>2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。</p> <p>二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。</p> <p>三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。</p> <p>四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。</p>	<p>日時、実施した居宅療養管理指導の要点及び担当者の氏名を記録すること。</p>
	<p>(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第十九条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を受けている利用者が次の各号の</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆</p> <p>居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因と</p>

	<p>いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>なった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定居宅療養管理指導事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
	<p>(管理者の責務) (☆居宅基準規則第61条)</p> <p>第三十九条 指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、指定居宅療養管理指導事業所の従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者に条例第四十四条並びに第四十五条において準用する第九条及び第十二条から第十六条までの規定並びに第六十三条から第六十六条まで並びに第六十七条において準用する第四条から第八条まで、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十四条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条及び第四十七条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>エ 管理者の責務 ☆(第3の2の(3))</p> <p>居宅基準規則第39条は、指定居宅療養管理指導事業所の管理者の責務を、指定居宅療養管理指導事業所の従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
	<p>(運営規程)</p> <p>第六十五条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 その他運営に関する重要事項</p>	<p>ウ 運営規程</p> <p>居宅基準規則第65条は、指定居宅療養管理指導の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するため、同条第1号から第5号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定居宅療養管理指導事業所ごとに義務付けたものであること。なお、第4号の「指定居宅療養管理指導の種類」としては、当該事業所により提供される指定居宅療養管理指導の提供者の職種(医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士)ごとの種類を規定するものであること。</p> <p><b>第3の1の(3)のツより</b></p> <p>[略] なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 利用料その他の費用の額(第4号)</p> <p>「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定居宅療養管理指導に係る利用料(1割負担、2割負担又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない指定居宅療養管理指導の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準規則第63条第3項に</p>

		より徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。
	<p>（勤務体制の確保等）（☆居宅基準規則第67条） 第二十四条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、第六十二条各号に掲げる従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業所の第六十二条各号に掲げる従業者によって指定居宅療養管理指導を提供しなければならない。</p> <p>3 指定居宅療養管理指導事業者は、第六十二条各号に掲げる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>ト 勤務体制の確保等 ☆ 居宅基準規則第24条は、利用者に対する適切な指定居宅療養管理指導の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</p> <p>（ア）指定居宅療養管理指導事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。</p> <p>（イ）同条第2項は、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者によって指定居宅療養管理指導を提供すべきことを規定したものであるが、指定居宅療養管理指導事業所の居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者を指すものであること。</p> <p>（ウ）同条第3項は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者たる居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。</p> <p><b>第3の5の（3）のオより</b> （イ）準用される居宅基準規則第24条については、居宅療養管理指導従業者は、その職種によっては、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならないものであること。</p>
	<p>（衛生管理等）（☆居宅基準規則第67条） 第二十五条 指定居宅療養管理指導事業者は、第六十二条各号に掲げる従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>ナ 衛生管理等 ☆ 居宅基準規則第25条は、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者が感染源となることを予防し、また居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p>
	<p>（掲示）（☆居宅基準規則第67条） 第二十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、第六十二条各号に掲げる従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に</p>	

<p>(秘密保持義務) (☆居宅基準条例第45条)</p> <p>第十二条 指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>ニ 秘密保持等 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第12条第1項は、指定居宅療養管理指導事業所の居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、指定居宅療養管理指導事業者に対して、過去に当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置をとることを義務付けたものであり、具体的には、指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p>
	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規則第67条)</p> <p>第二十七条 指定居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第27条は、居宅基準規則第六十二条各号に掲げる従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定居宅療養管理指導事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
<p>(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第45条)</p> <p>第十三条 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>		<p>ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆</p> <p>居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p>
<p>(苦情の処理) (☆居宅基準条例第45条)</p> <p>第十四条 指定居宅療養管理指導事業者は、その提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>ノ 苦情処理 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定居宅療養管理指導事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定居宅療養管理指導事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。</p>

		<p>また、指定居宅療養管理指導事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、居宅基準規則第66条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(調査への協力等) (☆居宅基準規則第67条)</p> <p>第二十九条 指定居宅療養管理指導事業者は、できる限り、提供した指定居宅療養管理指導に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定居宅療養管理指導事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>
	<p>(地域との連携) (☆居宅基準規則第67条)</p> <p>第三十条 指定居宅療養管理指導事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆</p> <p>居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>(事故発生時の対応) (☆居宅基準条例第45条)</p> <p>第十五条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆</p> <p>居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定居宅療養管理指導の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じることができるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこと</p>

<p>録しなければならない。</p>		<p>としたものである。  また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。  なお、居宅基準規則第66条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。  (ア) 利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅療養管理指導事業者が定めておくことが望ましいこと。  (イ) 指定居宅療養管理指導事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。  (ウ) 指定居宅療養管理指導事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>
	<p>(会計の区分) (☆居宅基準規則第67条)  第三十一条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>フ 会計の区分 ☆  居宅基準規則第31条は、指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。</p>
	<p>(記録の整備)  第六十六条 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。  一 条例第四十五条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録  二 条例第四十五条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  三 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録  四 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録  五 従業者の勤務の体制についての記録  六 居宅介護サービス費を請求するために審査支</p>	<p>エ 記録の整備  居宅基準規則第66条の指定居宅療養管理指導の提供に関する記録には、診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録が含まれるものであること。  なお、同条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。  (ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日  (イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日  (ウ) 第3号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日  (エ) 第4号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p>

	<p>払機関に提出した記録</p>	<p>(オ) 第5号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日 (カ) 第6号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日</p>
<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準条例第45条)          第十六条 指定居宅療養管理指導事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。          2 指定居宅療養管理指導事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準規則第67条)          第三十三条 条例第四十五条において準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定居宅療養管理指導事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>ホ 暴力団員等の排除 ☆          居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。          (ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、指定居宅療養管理指導事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。          (イ) 居宅基準規則第33条における「指定居宅療養管理指導事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(準用)          第四十五条 第九条、第十二条及び第十三条から第十六条までの規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。</p>	<p>(準用)          第六十七条 第四条から第八条まで、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十四条から第二十七条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条及び第四十七条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第六十二条各号に掲げる従業者」と、第四条第一項中「第二十二条」とあるのは「第六十五条」と、第八条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第十三条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第四十五条において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>	<p>オ 準用          居宅基準条例第45条の規定により、居宅基準条例第9条、第12条及び第13条から第16条までの規定並びに居宅基準規則第67条の規定により第4条から第8条まで、第11条、第13条、第14条、第16条、第19条、第24条から第27条まで、第29条から第31条まで、第33条、第39条及び第47条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用されるものであるため、第3の1の(3)のアからオまで(アの第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)、ク、ケ、サ、セ、トからニまで及びネからフまで及びホ、第3の2の(3)のエ並びに第3の3の(3)のイを参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする。          (ア) 居宅基準規則第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第13条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えられること。          (イ) 準用される居宅基準規則第24条については、居宅療養管理指導従業者は、その職種によっては、労働者派遣法に規定する派遣労働者であってはならないものであること。</p>
<p>(委任)          第四十六条 この章に定めるもののほか、指定居宅療養管理指導の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>		
<p>第七章 通所介護          第一節 指定通所介護          (基本方針)</p>	<p>第七章 通所介護          第一節 指定通所介護</p>	<p>6 通所介護</p>

第四十七条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

（従業者）

第四十八条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに、指定通所介護の提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）、介護職員及び機能訓練指導員を有しなければならない。

2 指定通所介護事業者が第一号通所介護事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十六号）第二十一条第一項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第百三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に指定通所介護事業所が併設される場合にあつては、当該指定通所介護事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（従業者）

第六十八条 条例第四十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数

二 看護職員 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数

三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第一百五十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この章において同じ。）の数が十五人までの場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第三号の介護職員を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができる

（1）人員に関する基準

ア 従業者の員数（居宅基準条例第48条、居宅基準規則第68条）

（ア）指定通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所介護をいうものであり、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

a 指定通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

b 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所介護を提供する場合また、利用者ごとに策定した通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。

（イ）8時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあつては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。

（ウ）居宅基準規則第68条第1項第1号の生活相談員及び同項第3号の介護職員の人員配置については、当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。

（エ）生活相談員については、指定通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。

（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数  
例えば、1単位の指定通所介護を実施している事業

ものとする。

4 前三項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 条例第四十八条第二項に規定する場合にあっては、同項に規定する市町村の定める第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって第二項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業員の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

なお、指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者介護や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

(オ) 居宅基準規則第68条第1項第3号にいう介護職員については、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）とする。

（確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式）

・利用者数15人まで

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

・利用者数16人以上

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝ $((\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$

※ 平均提供時間数＝ $\text{利用者ごとの提供時間数の合計} \div \text{利用者数}$

例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、 $(18 - 15) \div 5 + 1 = 1.6$ となり、5時間の勤務時間数を1.6名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、 $5 \times 1.6 = 8$ 時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の

具体例を別表3に示すものとする。

なお、介護職員については、指定通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。

また、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができることとされたことから、例えば複数の単位の指定通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。

(カ) 看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

また、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。

なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

(キ) 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所介護についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して指定通所介護を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定通所介護を提供する場合であって、それぞれの指定通所介護の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者の数10人に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

(ク) 同一事業所で複数の単位の指定通所介護を同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである（居宅基準規則第68条第6項関係）。

イ 生活相談員（居宅基準規則第68条第1項第1号）

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成2

		<p>5年宮城県規則第32号)第3条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。</p> <p>ウ 機能訓練指導員(居宅基準規則第68条第5項)  機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p>
<p>(管理者)(☆居宅基準条例第52条)</p> <p>第七条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。</p>	<p>(管理者)(☆居宅基準規則第79条)</p> <p>第三条 指定通所介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>エ 管理者(居宅基準条例第52条により準用する第7条、居宅基準規則第79条により準用する第3条)  訪問介護の場合と同趣旨であるため、第3の1の(1)のウを参照されたい。</p> <p><b>第3の1の(1)のウより</b>  指定通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、通所介護従業者である必要はないものである。</p> <p>(ア) 当該指定通所介護事業所の通所介護従業者としての職務に従事する場合  (イ) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第四十九条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他</p>	<p>(設備)</p> <p>第六十九条 条例第四十九条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 食堂及び機能訓練室  イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、</p>	<p>(2) 設備に関する基準(居宅基準条例第49条、居宅基準規則第69条)</p> <p>ア 事業所  事業所とは、指定通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として1の建物につき、1の事業所とするが、利用者の利便のため、利用</p>

の設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定通所介護事業者が前条第二項に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

三平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

2 条例第四十九条第一項に規定する設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が条例第四十九条第一項に規定する設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービス内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

4 条例第四十九条第二項に規定する場合にあっては、同項に規定する市町村の定める第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第一項及び前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に向いて指定通所介護を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。

イ 食堂及び機能訓練室

指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室（以下「指定通所介護の機能訓練室等」という。）については、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、指定通所介護が原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。ただし、指定通所介護の単位をさらにグループ分けして効果的な指定通所介護の提供が期待される場合はこの限りではない。

ウ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。

エ 設備に係る共用

指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。ただし、指定通所介護事業所の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

(ア) 当該部屋等において、指定通所介護事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。

(イ) 指定通所介護事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。

なお、設備を共用する場合、居宅基準規則第77条第2項において、指定通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めるところであるが、衛生管理等に一層努めること。

オ 指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜

		<p>に指定通所介護以外のサービスを提供する場合  指定通所介護の提供以外の目的で、指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に知事に届け出る必要があり、当該サービスの届出内容については、別紙様式によるものとする。また、指定通所介護事業者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を知事に報告し、知事は情報公表制度を活用し宿泊サービスの内容を公表することとする。</p> <p>指定通所介護事業者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に知事に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに知事に届け出るよう努めることとする。</p>
	<p>（内容及び手続の説明及び同意）（☆居宅基準規則第79条）  第四条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第七十三条に規定する運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一、二 [略]  三～五 [略]</p>	<p>（3）運営に関する基準  ア 内容及び手続の説明及び同意 ☆  居宅基準規則第4条は、指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定通所介護事業所の運営規程の概要、通所介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定通所介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定通所介護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定通所介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
<p>（提供拒否の禁止）（☆居宅基準条例第52条）  第九条 指定通所介護事業者は、正当な理由がなく、指定通所介護の提供を拒んではならない。</p>		<p>イ 提供拒否の禁止 ☆  居宅基準条例第9条は、指定通所介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の</p>

		<p>多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難な場合である。</p>
	<p>(サービス提供困難時の対応)(☆居宅基準規則第79条)      第五条 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>ウ サービス提供困難時の対応 ☆      指定通所介護事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認められた場合には、居宅基準規則第5条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
	<p>(受給資格等の確認)(☆居宅基準規則第79条)      第六条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。      2 指定通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>エ 受給資格等の確認 ☆      (ア) 居宅基準規則第6条第1項は、指定通所介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。      (イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定通所介護事業者は、これに配慮して指定通所介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助)(☆居宅基準規則第79条)      第七条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。      2 指定通所介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆      (ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定通所介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定通所介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。      (イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定通所介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合</p>

		<p>であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(心身の状況等の把握) (☆居宅基準規則第79条)</p> <p>第八条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十七年宮城県規則第十五号)第十一条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
	<p>(居宅介護支援事業者等との連携) (☆居宅基準規則第79条)</p> <p>第九条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	
	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) (☆居宅基準規則第79条)</p> <p>第十条 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同じ。)として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>カ ☆ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>居宅基準規則第10条は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条第1号イ又はロに該当する利用者は、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定通所介護事業者は、施行規則第64条第1号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) (☆居宅基準規則第79条)</p>	

	<p>第十一条 指定通所介護事業者は、居宅サービス計画（省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定通所介護を提供しなければならない。</p>	
	<p>（居宅サービス計画等の変更の援助）（☆居宅基準規則第79条）  第十二条 指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>キ 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆  居宅基準規則第12条は、指定通所介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定通所介護が居宅サービス計画（法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定通所介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（サービスの提供の記録）（☆居宅基準規則第79条）  第十四条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。  2 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>ケ サービスの提供の記録 ☆  （ア）居宅基準規則第14条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。  （イ）同条第2項は、当該指定通所介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。  また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。  なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準規則第78条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>（利用料等の受領）  第七十条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額か</p>	<p>ア 利用料等の受領  （ア）居宅基準規則第70条第1項、第2項及び第5項の規定は、指定訪問介護に係る第15条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の1の（3）の（ア）、（イ）及び（エ）を参照されたい。</p>

ら当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

三 食事の提供に要する費用

四 おむつ代

五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第三号に掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

### 第3の1の(3)のヨより

(ア) 居宅基準規則第70条第1項は、指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定通所介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

(イ) 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定通所介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定通所介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定通所介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

a 利用者には、当該事業が指定通所介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

b 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定通所介護事業所の運営規程とは別に定められていること。

c 会計が指定通所介護の事業の会計と区分されていること。

(イ) 居宅基準規則第70条第3項は、指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に関して、

a 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

b 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

c 食事の提供に要する費用

d おむつ代

e 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができるとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととし

		<p>たものである。なお、cの費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。）の定めるところによるものとし、eの費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）によるものとする。</p> <p><b>第3の1の(3)のロより</b>  (エ) 同条第5項は、指定通所介護事業者は、第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p>
	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付) (☆居宅基準規則第79条)  <b>第十六条</b> 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆  居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(指定通所介護の基本取扱方針)  <b>第五十条</b> 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。  2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定通所介護の具体的取扱方針)  <b>第七十一条</b> 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。  一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。  二 第六十八条第一項各号に掲げる従業者（以下「通所介護従業者」という。）は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。  三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。  四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。</p>	<p>イ 指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針  指定通所介護の基本取扱方針及び具体的取扱方針については、居宅基準条例第50条及び居宅基準規則第71条の定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。  (ア) 指定通所介護は、個々の利用者に応じて作成された通所介護計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。  (イ) 居宅基準規則第71条第2号で定める「サービスの提供方法等」とは、通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含むものであること。  (ウ) 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、指定通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。  (エ) 指定通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。  a あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること。  b 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。</p>
	<p>(通所介護計画の作成)  <b>第七十二条</b> 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標</p>	<p>ウ 通所介護計画の作成  (ア) 居宅基準規則第72条で定める通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を</p>

	<p>を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「通所介護計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。</p>	<p>有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。</p> <p>(イ) 通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものである。</p> <p>(ウ) 通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>(エ) 通所介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した通所介護計画は、居宅基準規則第78条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p> <p>(オ) 通所介護計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。</p> <p>(カ) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所介護事業者については、第3の1の3の3の(カ)を準用する。</p> <p><b>第3の1の(3)のスより</b></p> <p>(カ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年宮城県規則第15号）第11条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅基準規則において位置づけられている計画の提出を求めなければならない」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
	<p>(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第79条)</p> <p>第十九条 指定通所介護事業者は、指定通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆</p> <p>居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定通所介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町</p>

	<p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
	<p>(緊急時等の対応) (☆居宅基準規則第79条)          第二十条 通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>ソ 緊急時等の対応 ☆          居宅基準規則第20条は、通所介護従業者が現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師(以下「主治医」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(管理者の責務) (☆居宅基準規則第79条)          第三十九条 指定通所介護事業所の管理者は、指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。          2 指定通所介護事業所の管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者に条例第五十条から第五十一条の二まで及び第五十二条において準用する第九条及び第十二条から第十四条まで及び第十六条の規定並びに第七十条から第七十八条まで並びに七十九条において準用する第四条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条及び第三十九条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>エ 管理者の責務 ☆(第3の2の(3))          居宅基準規則第39条は、指定通所介護事業所の管理者の責務を、指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定通所介護事業所の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
	<p>(運営規程)          第七十三条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。          一 事業の目的及び運営の方針          二 従業者の職種、員数及び職務の内容          三 営業日及び営業時間          四 指定通所介護の利用定員          五 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額          六 通常の事業の実施地域          七 サービス利用に当たっての留意事項          八 緊急時等における対応方法          九 非常災害対策          十 その他運営に関する重要事項</p>	<p>エ 運営規程          居宅基準規則第73条は、指定通所介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定通所介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。          (ア) 営業日及び営業時間(第3号)          指定通所介護の営業日及び営業時間を記載すること。          なお、8時間以上9時間未満の指定通所介護の前後に連続して延長サービスを行う指定通所介護事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること(居宅基準規則第102条第3号についても同趣旨)。例えば、提供時間帯(9時間)の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う指定通所介護事業所にあつては、当該指定通所介護事業所の営業時間は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載するものとする(居宅基準規則第102条第3号の「営業日及び営業時間」についても同趣旨)。          (イ) 指定通所介護の利用定員(第4号)          利用定員とは、当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者</p>

		<p>の数の上限をいうものであること（居宅基準規則第102条第4号の「指定通所リハビリテーションの利用定員」についても同趣旨）。</p> <p>(ウ) 通所介護の内容及び利用料その他の費用の額（第5号）</p> <p>「指定通所介護の内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること（居宅基準規則第102条第5号の「指定通所リハビリテーションの内容」についても同趣旨）。</p> <p>(エ) サービス利用に当たっての留意事項（第7号）</p> <p>利用者が指定通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること（居宅基準規則第102条第7号についても同趣旨）。</p> <p>(オ) 非常災害対策（第9号）</p> <p>カの非常災害に関する具体的計画を指すものであること（居宅基準規則第102条第8号、第121条第8号、第151条第6号及び第177条第8号についても同趣旨）。</p> <p><b>第3の1の(3)のツより</b></p> <p>〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。</p> <p>(ア) 〔略〕</p> <p>(イ) 利用料その他の費用の額（第4号）</p> <p>「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定通所介護に係る利用料（1割負担、2割負担又は3割負担）及び法定代理受領サービスでない指定通所介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準規則第70条第3項により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。</p> <p>(ウ) 通常の事業の実施地域（第5号）</p> <p>通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること〔略〕。</p>
	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第七十四条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、</p>	<p>オ 勤務体制の確保等</p> <p>居宅基準規則第74条は、利用者に対する適切な指定通所介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介</p>

	<p>利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p> <p>(イ) 同条第2項は、原則として、当該指定通所介護事業所の従業者たる通所介護従業者によって指定通所介護を提供すべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p>
	<p>(定員の遵守)</p> <p>第七十五条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	
<p>(非常災害対策)</p> <p>第五十一条 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第七十六条 指定通所介護事業者は、条例第五十一条の計画について、当該指定通所介護事業所の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定通所介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 条例第五十一条に定めるもののほか、指定通所介護事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備</p> <p>二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備</p>	<p>カ 非常災害対策</p> <p>(ア) 居宅基準条例第51条は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な措置に関する計画の策定、消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 「消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から市町村や消防団、地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第76条第1項の「条例第51条の計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び当該施設の立地条件等を勘案して予想される非常災害の種類（火災、地震、津波、地すべり、風水害等）ごとに作成する計画をいうものであり、当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこととしたものである。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(エ) 居宅基準規則第76条第2項では、非常災害時には施設や設備の被災により介護サービスの継続が困難な状況も想定されることから、介護環境を確保するため、他の社会福祉施設等との間で相互の避難受入等の連携及び協力の体制を整備するよう努めることとしたものである。なお、この場合、あらかじめ他の社会福祉施設等と協定を締結しておくことが有効である。</p> <p>また、非常災害時は、ライフライン（電気、ガス、水道、通信、物流等）が長時間途絶される事態が想定</p>

		<p>されることから、非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時に必要となるものの備蓄や、自家発電装置等の整備に努めることとしたものである。</p>
	<p>(衛生管理等)</p> <p>第七十七条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>キ 衛生管理等</p> <p>居宅基準規則第77条は、指定通所介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 指定通所介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>(イ) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>(ウ) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>
	<p>(掲示) (☆居宅基準規則第79条)</p> <p>第二十六条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	
<p>(秘密保持義務) (☆居宅基準条例第52条)</p> <p>第十二条 指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ニ 秘密保持等 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第12条第1項は、指定通所介護事業所の通所介護従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、指定通所介護事業者に対して、過去に当該指定通所介護事業所の通所介護従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通所介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p>
	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規則第79条)</p> <p>第二十七条 指定通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第27条は、通所介護従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定通所介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
	<p>(広告) (☆居宅基準規則第79条)</p> <p>第二十八条 指定通所介護事業者は、指定通所介護</p>	

	<p>事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p>	
<p>(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第52条) 第十三条 指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>		<p>ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆ 居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p>
<p>(苦情の処理) (☆居宅基準条例第52条) 第十四条 指定通所介護事業者は、その提供した指定通所介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>ノ 苦情処理 ☆ (ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 (イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定通所介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定通所介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。 また、指定通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、居宅基準規則第78条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(調査への協力等) (☆居宅基準規則第79条) 第二十九条 指定通所介護事業者は、できる限り、提供した指定通所介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。 2 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定通所介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>

	<p>導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	
	<p>(地域との連携) (☆居宅基準規則第79条)  第三十条 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆  居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。  なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>(事故発生時の対応)</p> <p>第五十一条の二 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、規則で定めるところにより第四十九条第一項に規定する設備を利用して指定通所介護以外のサービスを提供する場合において、当該サービスの提供により事故が発生したときは、前二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ク 事故発生時の対応  居宅基準条例第51条の2は、利用者が安心して指定通所介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。  また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。  なお、居宅基準規則第78条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。  (ア) 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定通所介護事業者が定めておくことが望ましいこと。  (イ) 指定通所介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。  (ウ) 指定通所介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。  なお、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。</p>
	<p>(会計の区分) (☆居宅基準規則第79条)  第三十一条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>フ 会計の区分 ☆  居宅基準規則第31条は、指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体</p>

		<p>的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日老高発0329第1号）、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）によるものであること。</p>
	<p>(記録の整備)</p> <p>第七十八条 指定通所介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第五十二条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第五十一条の二第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 通所介護計画</p> <p>四 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>ケ 記録の整備</p> <p>居宅基準規則第78条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日</p> <p>(イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日</p> <p>(ウ) 第3号の通所介護計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日</p> <p>(エ) 第4号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(オ) 第5号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p> <p>(カ) 第6号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(キ) 第7号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日</p>
<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準条例第52条)</p> <p>第十六条 指定通所介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。</p> <p>2 指定通所介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準規則第79条)</p> <p>第三十三条 条例第五十二条において準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定通所介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>ホ 暴力団員等の排除 ☆</p> <p>居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。</p> <p>(ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、指定通所介護事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第33条における「指定通所介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第五十二条 第七条、第九条、第十二条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第七十九条 第三条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条及び第三十九条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第四条中「第</p>	<p>コ 準用</p> <p>居宅基準条例第52条の規定により居宅基準条例第7条、第9条第12条、第13条、第14条及び第16条の規定並びに居宅基準規則第79条の規定により居宅基準規則第3条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第20条、第26条から第31条まで、第33条及び第39条の規定は、指定通所介護</p>

	二十二条」とあるのは「第七十三条」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例」と読み替えるものとする。	の事業について準用されるものであるため、第3の1の(3)のアからキまで、ケ、サ、セ、ソ、ニ、ネからハまで、フ及びホ並びに第3の2の(3)のエを参照されたい。
(委任) 第五十三条 この節に定めるもののほか、指定通所介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。		
第二節 共生型通所介護	第二節 共生型通所介護	(4) 共生型通所介護に関する基準
(共生型通所介護の基準) 第五十四条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第三十条に規定する指定生活介護の事業を行う者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第五十九条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者をいう。)、指定児童発達支援事業者(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号。以下「指定通所支援基準条例」という。))第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。))を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第三十一条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下この条において同じ。))の事業を行う者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービスを提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第三十一条に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第六十条に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第六十六条に規定する指定自立訓練(生活訓練)事	(共生型通所介護の基準) 第八十条 条例第五十四条第一号の規則で定める数は、当該指定生活介護事業所等(指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第三十一条に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第六十条に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第六十六条に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業者(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号。以下「指定通所支援基準条例」という。))第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第三十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。))をいう。以下同じ。)が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第三十条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第五十九条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。))又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第三十一条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であることとする。	共生型通所介護は、指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者、指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者、指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。))第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者又は指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者が、要介護者に対して提供する指定通所介護をいうものであり、共生型通所介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。 ア 従業者の員数及び管理者(居宅基準第105条の2第1号、居宅基準第105条の3) (ア) 従業者 指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所(以下この4において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。 この場合において、指定生活介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者(要介護者)は障害支援区分5とみなして計算すること。 (イ) 管理者 指定通所介護の場合と同趣旨であるため、第3の6の(1)のエを参照されたい。なお、共生型通所介護事業所の管理者と指定生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。 イ 設備に関する基準 指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用

業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第三十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

二 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

居宅基準条例第52条の規定により居宅基準条例第7条、第9条及び第12条から、第13条、第14条まで及び第16条の規定並びに居宅基準規則第79条の規定により居宅基準規則第3条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第20条、第26条から第31条まで、第33条及び第39条の規定は、指定通所介護の事業について準用されるものであるため、第3の1の(3)の

アからキまで、ケ、サ、セ、ソ、ニ、ネからネハまで、ハフ及びフホ並びに第3の2の(3)のエを参照されたい。

するものに適したものとするよう配慮すること。

なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。

ウ 指定通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。(居宅基準条例第54条第2号)

エ 運営等に関する基準(居宅基準条例第55条)

居宅基準条例第55条の規定により、居宅基準条例第7条、第9条、第12条から第14条まで、第16条、第47条、第50条から第51条の2の規定並びに居宅基準規則第81条の規定により居宅基準規則第4条、第6条から第8条まで、第10条から第14条まで、第16条、第19条、第24条から第31条まで、第33条及び第39条の規定は、共生型通所介護の事業について準用されるものであるため、第3の1の3の(ア)から(キ)まで、(ケ)、(サ)、(セ)、(ソ)、(ニ)、(ネ)から(ハ)まで、(フ)、及びホ、第3の2の(3)のエ並びに第3の6の(2)のオ及び(3)のアからクまでを参照されたいこと。

この場合において、準用される居宅基準規則第73条第4号及び第75条の規定について、共生型通所介護の利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいうものであること。つまり、介護給付の対象となる利用者(要介護者)の数と障害給付の対象となる利用者(障害者及び障害児)の数との合計数により、利用定員を定めること。例えば、利用定員が20人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えないこと。

オ その他の共生型サービスについて

訪問介護と同様であるので、第3の1の4の(5)を参照されたいこと。

カ その他の留意事項

多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、多様な利用者が共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。

このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障害者及び障害児に分けて提供する場合(例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午

		後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合は、共生型サービスとしては認められないものである。
(準用) 第五十五条 第七条, 第九条, 第十二条, 第十三条, 第十四条, 第十六条, 第四十七条及び第五十条から第五十一条の二までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。	(準用) 第八十一条 第三条から第十二条まで, 第十四条, 第十六条, 第十九条, 第二十条, 第二十六条から第三十一条まで, 第三十三条, 第三十九条, 第六十九条第三項及び第七十条から第七十八条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十二条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第七十三条に規定する運営規程をいう。第二十六条において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第二十条及び第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第六十九条第三項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が条例第四十九条第一項に規定する設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第七十一条第二号, 第七十二条第五項及び第七十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第七十八条第一号中「第五十二条」とあるのは「第五十五条」と、同条第四号中「次条において準用する第十四条第二項」とあるのは「第十四条第二項」と、同条第五号中「次条において準用する第十九条」とあるのは「第十九条」と読み替えるものとする。	
(委任) 第五十六条 この節に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。		
第五十七条及び第五十八条 削除	第八十二条から第九十五条まで 削除	
第三節 基準該当通所介護 (基準該当通所介護に関する基準) 第五十九条 第七条, 第九条, 第十二条, 第十三条, 第十四条, 第十六条, 第四十七条, 第四十八条第一項, 第四十九条第一項及び第五十条から第五十一条の二までの規定は、基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)	第三節 基準該当通所介護 (基準該当通所介護に関する基準) 第九十六条 第三条から第九条まで, 第十一条, 第十二条, 第十四条, 第十六条, 第十九条, 第二十条, 第二十六条から第二十八条まで, 第二十九条第一項, 第三十条, 第三十一条, 第三十三条, 第三十九条及び第一節(第六十八条第六項及び第七項, 第六十九条第三項, 第七十条第一項並びに第	(5) 基準該当通所介護に関する基準 ア 従業者の員数及び管理者(居宅基準条例第59条により準用する第48条第1項, 居宅基準規則第96条により準用する第68条第1項) 常勤の従業者を置く必要がない点及び管理者が常勤である必要がない点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第3の6の(1)を参照されたい。 イ 設備に関する基準(居宅基準条例第59条により準

の事業について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室」とあるのは、「食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所」と読み替えるものとする。

2 基準該当通所介護の事業と第一号通所事業(旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。)とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって前項において準用する第四十八条第一項に規定する基準を、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって前項において読み替えて準用する第四十九条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

七十九条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条中「常勤の者」とあるのは「者」と、第四条第一項中「第二十二條」とあるのは「第七十三條」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十四条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第二十条及び第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十三條、第六十八條第一項及び第六十九條第一項中「條例」とあるのは「條例第五十九條第一項において準用する條例」と、同項第一号中「食堂及び機能訓練室」とあるのは「食事を行う場所及び機能訓練を行う場所」と、同項第二号中「相談室」とあるのは「生活相談を行う場所」と、第七十條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第七十一條第二号中「第六十八條」とあるのは「第九十六條第一項において準用する第六十八條」と、第七十六條中「條例」とあるのは「條例第五十九條第一項において準用する條例」と、第七十八條第一号及び第二号中「第五十二條」とあるのは「第五十九條」と、同條第四号及び第五号中「次條」とあるのは「第九十六條第一項」と読み替えるものとする。

2 條例第五十九條第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する市町村の定める第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって前項において準用する第六十八條第二項から第五項までに規定する基準を、條例第五十九條第二項に規定する市町村の定める第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって前項において読み替えて準用する第六十九條第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

用する第49条第1項、居宅基準規則第96条により準用する第69条第1項)

指定通所介護の場合と異なり、機能訓練や食事のためのスペースが確保されればよく、そのスペースが「機能訓練室」「食堂」といえるものである必要はないが、この点を除けば、指定通所介護の基準と同様であり、第3の6の(2)を参照されたい。

ウ 運営に関する基準

居宅基準条例第59条の規定により、居宅基準条例第7条、第9条、第12条から第14条まで、第16条、第47条、第48条第1項、第49条第1項、第50条から第51条の2までの規定並びに居宅基準規則第96条の規定により居宅基準規則第3条から第9条まで、第11条、第12条、第14条、第16条、第19条、第20条、第26条から第28条まで、第29条第1項、第30条、第31条、第33条、第39条及び第7章第1節(第68条第6項及び第7項、第69条第3項、第70条第1項並びに第79条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用されるものであるため、第3の1の(3)のアからオまで、キ、ケ、サ、セ、ソ、ネからハまで、フ及びホ、第3の2の(3)のエ並びに第3の6の(3)を参照されたいこと。この場合において、準用される居宅基準規則第70条第2項の規定は、基準該当通所介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費又は特例居宅支援サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90、100分の80又は100分の70を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による通所介護が複数の市町村において基準該当通所介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

(委任)  
第六十条 この節に定めるもののほか、基準該当通所介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第八章 通所リハビリテーション  
(基本方針)  
第六十一条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション(以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態とな

第八章 通所リハビリテーション

7 通所リハビリテーション

った場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(従業者)  
第六十二条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定通所リハビリテーションの提供に当たる規則で定める員数の医師及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を有しなければならない。  
2 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第五十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第五十六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第五十七条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者)  
第九十七条 条例第六十二条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。  
一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数  
二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数  
イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この章において同じ。）の数が十人以下の場合には、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。  
ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すごとに一以上確保されていること。  
2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。  
一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合には、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が

(1) 人員に関する基準  
ア 指定通所リハビリテーション事業所（居宅基準条例第62条、居宅基準規則第97条）  
(ア) 医師（居宅基準規則第97条第1項第1号）  
a 専任の常勤医師が1人以上勤務していること。  
b 指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であつて、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されているものについては、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務で差し支えないものであること。  
c 指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であつて、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件として足るものであること。また、指定通所リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であつて、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）と併設されている事業所において指定通所リハビリテーション事業者の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件として足るものであること。  
(イ) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（居宅基準規則第97条第1項第2号）  
a 指定通所リハビリテーションの単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションをいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。  
(a) 指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合  
(b) 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合  
b 7時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあつては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。  
c 提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指

十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されること。

3 第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。

4 条例第六十二条第二項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第八十条第二項及び第三項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に居宅基準上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が2人必要である場合、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては4人が必要となる。）。

また、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100人又はその端数を増すごとに1以上確保するとは、指定通所リハビリテーションのうち、リハビリテーションを提供する時間帯に、当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、所要時間1時間から2時間の指定通所リハビリテーションを行う場合であって、定期的に適切な研修を終了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等として計算することができる。この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指す。具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当する。

d なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所リハビリテーションについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して指定通所リハビリテーションを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合であって、それぞれの指定通所リハビリテーションの定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ1人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

e 同一事業所で複数の単位の指定通所リハビリテーションを同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである（居宅基準条例第62条、居宅基準規則第97条第1項・第2項関係）。

f 従事者1人が1日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは2単位までとすること。ただし、

1時間から2時間までの指定通所リハビリテーションについては0.5単位として扱う。

イ 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合

(ア) 医師（居宅基準規則第97条第1項）

a 利用者の数が同時に10人を超える場合にあつては、ア（ア）を準用すること。

b 利用者の数が同時に10人以下の場合にあつては、次に掲げる要件に適合していること。

(a) 専任の医師が1人勤務していること。

(b) 利用者数は、専任の医師1人に対し、1日48人以内であること。

(イ) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従事者」という。）（居宅基準規則第97条第1項第2号）

a 指定通所リハビリテーションの単位とは、同時に、一体的に提供される指定通所リハビリテーションをいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

(a) 指定通所リハビリテーションが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合

(b) 午前と午後とで別の利用者に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合

b 7時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う場合にあつては、事業所の実情に応じて、適当数の従業者を配置するものとする。

c 提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者を確保するとは、指定通所リハビリテーションの単位ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員について、提供時間帯に当該職種の従業者が常に居宅基準規則上求められる数以上確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである（例えば、提供時間帯を通じて専従する従業者が2人必要である場合、提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する従業者の場合は、その員数としては4人が必要となる。）。

また、専従する従事者のうち理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1人以上確保されていることとし、所要時間1時間から2時間の指定通所リハビリテーションを行う場合であつて、定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ師がリハビリテーションを提供する場合は、これらの者を当該単位におけるリハビリテーションの提供に当たる理学療法士等とし

て計算することができる。この場合における「研修」とは、運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会であって、関係学会等により開催されているものを指す。具体的には、日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会が該当する。

d なお、ここでいう利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定通所リハビリテーションについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して指定通所リハビリテーションを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定通所リハビリテーションを提供する場合であって、それぞれの指定通所リハビリテーションの定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる従業者の員数は午前午後それぞれ1人ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

e 同一事業所で複数の単位の指定通所リハビリテーションを同時に行う場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者が必要となるものである（居宅基準条例第62条、居宅基準規則第97条第1項・第2項関係）。

f 従業者1人が1日に行うことのできる指定通所リハビリテーションは2単位までとすること。ただし、1時間から2時間までの指定通所リハビリテーションについては0.5単位として扱う。

g 経験を有する看護師とは、診療報酬の算定方法に定める重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）に定める通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定通所リハビリテーション事業所、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）に定める介護予防通所リハビリテーションに係る施設基準の届出を行った指定介護予防通所リハビリテーション事業所、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数」（平成12年厚生省告示第30号）に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設において、それらに1年以上従事した者であること。

(設備等)

第六十三条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第五十八条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第九十八条 条例第六十三条第一項の専用の部屋等は、三平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を乗じた面積以上のものでなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2 条例第六十三条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第八十一条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(2) 設備に関する基準

ア 指定通所リハビリテーション事業所ごとに備える設備については、専ら指定通所リハビリテーション事業の用に供するものでなければならないこととされているが、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院が互いに併設される場合(同一敷地内にある場合、又は公道をはさんで隣接している場合をいう。)であつて、そのうちの複数の施設において、指定通所リハビリテーション事業を行う場合には、以下の条件に適合するときは、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

(ア) 当該部屋等において、それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが明確に区分されていること。

(イ) それぞれの指定通所リハビリテーションを行うためのスペースが、次に掲げる面積要件(居宅基準条例第63条第1項、居宅基準規則第98条第1項)を満たしていること。

(ウ) 3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上であるものを有すること。ただし、介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

イ 指定通所リハビリテーションを行うためのスペースと、当該指定通所リハビリテーション事業所と併設の関係にある特別養護老人ホーム、社会福祉施設等における指定通所介護の機能訓練室等との関係については、第3の6の(2)のエを参照されたい。ただし、保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関において、指定通所リハビリテーション(1時間以上2時間未満に限る)又は指定介護予防通所リハビリテーションを実施する場合には、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを受けている患者と介護保険の指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者に対するサービス提供に支障が生じない場合に限り、同一のスペースにおいて行うことも差し支えないこの場合の居宅基準規則第98条第1項の指定通所リハビリテーションを行うために必要なスペースは、医療保険のリハビリテーションの患者数に関わらず、常時、3平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用者数(指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一

		<p>体的に運営されている場合にあつては、指定通所リハビリテーションの利用者数と指定介護予防通所リハビリテーションの利用者数の合計数) を乗じた面積以上とする。</p> <p>なお、機器及び機具は、サービス提供時間に関わらず、各サービスの提供に支障が生じない場合に限り、共用して差し支えない。(予防基準条例第 58 条及び予防基準規則第 81 条の基準についても同様)。</p> <p>ウ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(居宅基準条例第 6 3 条第 1 項)については、指定通所介護に係る居宅基準条例第 4 9 条第 1 項と同趣旨であるため、第 3 の 6 の (2) のウを参照されたい。</p>
	<p>(内容及び手続の説明及び同意)(☆居宅基準規則第 1 0 5 条)</p> <p>第四条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百二条に規定する運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用申込者又は その家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定通所リハビリテーション事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一、二 [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(3) 運営に関する基準</p> <p>ア 内容及び手続の説明及び同意 ☆</p> <p>居宅基準規則第 4 条は、指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定通所リハビリテーション事業所の運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定通所リハビリテーション事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定通所リハビリテーションの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定通所リハビリテーション事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
<p>(提供拒否の禁止)(☆居宅基準条例第 6 5 条)</p> <p>第九条 指定通所リハビリテーション事業者は、正当な理由がなく、指定通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。</p>		<p>イ 提供拒否の禁止 ☆</p> <p>居宅基準条例第 9 条は、指定通所リハビリテーション事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。[中略] 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難な場合である。</p>

	<p>(サービス提供困難時の対応) (☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第五条 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>ウ サービス提供困難時の対応 ☆</p> <p>指定通所リハビリテーション事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認められた場合には、居宅基準規則第5条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
	<p>(受給資格等の確認) (☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第六条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所リハビリテーションを提供するように努めなければならない。</p>	<p>エ 受給資格等の確認 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第6条第1項は、指定通所リハビリテーションの利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定通所リハビリテーション事業者は、これに配慮して指定通所リハビリテーションを提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第七条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていけば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定通所リハビリテーションの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定通所リハビリテーション事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定通所リハビリテーション事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>

	<p>(心身の状況等の把握) (☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第八条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十七年宮城県規則第十五号)第十一条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
	<p>(居宅介護支援事業者等との連携) (☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第四十七条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	
	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) (☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第十条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して届け出る等により、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同じ。)として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>カ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>☆</p> <p>居宅基準規則第10条は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条第1号イ又はロに該当する利用者は、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定通所リハビリテーション事業者は、施行規則第64条第1号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) (☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第十一条 指定通所リハビリテーション事業者は、</p>	

	<p>居宅サービス計画（省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定通所リハビリテーションを提供しなければならない。</p>	
	<p>（居宅サービス計画等の変更の援助）（☆居宅基準規則第105条）  第十二条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>キ 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆  居宅基準規則第12条は、指定通所リハビリテーションを法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定通所リハビリテーションが居宅サービス計画（法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定通所リハビリテーション事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定通所リハビリテーション事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（サービスの提供の記録）（☆居宅基準規則第105条）  第十四条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定通所リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定通所リハビリテーションについて法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。  2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>ケ サービスの提供の記録 ☆  （ア）居宅基準規則第14条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定通所リハビリテーションの提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。  （イ）同条第2項は、当該指定通所リハビリテーションの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。  また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。  なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準規則第104条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>（利用料等の受領）（☆居宅基準規則第105条）  第七十条 指定通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から</p>	<p>ア 利用料等の受領 ☆（第3の6の（3）より）  （ア）居宅基準規則第70条第1項、第2項及び第5項の規定は、指定訪問介護に係る第15条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の1の</p>

利用料の一部として、当該指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所リハビリテーションは、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 指定通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

三 食事の提供に要する費用

四 おむつ代

五 前各号に掲げるもののほか、指定通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第三号に掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(3) のコの (ア)、(イ) 及び (エ) を参照されたい。

### 第3の1の(3)のコより

(ア) 居宅基準規則第70条第1項は、指定通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定通所リハビリテーションについての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

(イ) 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定通所リハビリテーションを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定通所リハビリテーションに係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定通所リハビリテーションのサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

a 利用者には、当該事業が指定通所リハビリテーションの事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

b 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定通所リハビリテーション事業所の運営規程とは別に定められていること。

c 会計が指定通所リハビリテーションの事業の会計と区分されていること。

(イ) 居宅基準規則第70条第3項は、指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所介護の提供に関して、

a 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

b 指定通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

c 食事の提供に要する費用

d おむつ代

e 前各号に掲げるもののほか、通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

		<p>については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、cの費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。）の定めるところによるものとし、eの費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号）によるものとする。</p> <p><b>第3の1の(3)のヨより</b>  (エ) 同条第5項は、指定通所リハビリテーション事業者は、第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p>
	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付) (☆居宅基準規則第105条)  <b>第十六条</b> 指定通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆  居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスでない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)  <b>第六十四条</b> 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。  2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>		
	<p>(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)  <b>第九十九条</b> 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。  一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。  二 第九十七条第一項各号に掲げる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解</p>	<p>ア 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針及び通所リハビリテーション計画の作成  居宅基準規則第99条及び第100条に定めるところによるほか、次の点に留意するものとする。  (ア) 指定通所リハビリテーションは、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。  (イ) 通所リハビリテーション計画は、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査等の結果を基に、指定通所リハビリテーションの提供に関わる従業者が共同して個</p>

しやすいうように指導又は説明を行う。

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第百条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「通所リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。

2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。

5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の症状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容につ

々の利用者ごとに作成するものであること。

(ウ) 通所リハビリテーション計画の目標及び内容については、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。

(エ) 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

(オ) 通所リハビリテーション計画は、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、居宅基準規則第100条第1項にいう医師等の従業者が共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、当該リハビリテーション計画書を利用者に交付しなければならない。なお、交付した当該リハビリテーション計画書は、居宅基準規則第104条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。

(カ) 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、指定通所リハビリテーションを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応すること。

(キ) 指定通所リハビリテーションをより効果的に実施するため、介護支援専門員や医療ソーシャルワーカー等の協力を得て実施することが望ましいこと。

(ク) 主として認知症等の精神障害を有する利用者を対象とした指定通所リハビリテーションにあつては、作業療法士等の従業者により、主として脳血管疾患等に起因する運動障害を有する利用者にあつては、理学療法士等の従業者により効果的に実施されるべきものであること。

(ケ) リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業（法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業をいう。以下同じ。）事業のサービス担当者及び保健師等とすること。

指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する

いて整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第五十八条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。

なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではないこと。

また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。

(コ) 指定通所リハビリテーション事業者が、指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、指定通所リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、居宅基準規則第58条第1項から第4項の基準を満たすことによって、居宅基準規則第100条第1項から第4項の基準を満たしているとみなすことができることとしたものであること。

当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの目標として分かりやすく記載するよう留意すること。

(サ) 指定通所リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、居宅基準規則第100条第5項に規定する診療記録を一括して管理しても差し支えないものであること。

(シ) 指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

a あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。

b 効果的なリハビリテーションのサービスが提供できること。

(ス) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所リハビリテーション事業者については、第3の1の(3)のスの(カ)を準用する。

### 第3の1の(3)のヌより

(カ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年宮城県規則第15号）第11条第12号において、「介護支

		<p>援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅基準規則において位置付けられている計画の提出を求めなければならない」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所リハビリテーション事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該通所リハビリテーション計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
	<p>(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第105条)  第十九条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。  一 正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆  居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定通所リハビリテーション事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
	<p>(緊急時等の対応) (☆居宅基準規則第105条)  第二十条 通所リハビリテーション従業者は、現に指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>ソ 緊急時等の対応 ☆  居宅基準規則第20条は、通所リハビリテーション従業者が現に指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師(以下「主治医」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(管理者等の責務)  第百一条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。  2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者に条例第六十四条並びに条例第六十五条において準用する条例第九条、条例第十二条から第十六条まで及び条例第五十一条の規定並びに第九十九条から第百四条まで並びに第百五条において準用する第四条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第四十七条、第七十条</p>	<p>イ 管理者等の責務  居宅基準規則第101条第1項は、指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる旨を明記したものであること。この場合、組織図等により、指揮命令系統を明確にしておく必要がある。</p>

	及び第七十四条から第七十六条までの規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。	
	<p>(運営規程)</p> <p>第百二条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定通所リハビリテーションの利用定員</p> <p>五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の事業の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 非常災害対策</p> <p>九 その他運営に関する重要事項</p>	<p>ウ 運営規程</p> <p>7時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあつては、通所介護と同様であるので、第3の6の(3)のエの(ア)を参照されたい。</p> <p><b>第3の6の(3)のエより</b></p> <p>(ア) 営業日及び営業時間（第3号）</p> <p>指定通所リハビリテーションの営業日及び営業時間を記載すること。</p> <p>なお、8時間以上9時間未満の指定通所リハビリテーションの前後に連続して延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあつては、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること〔略〕。</p> <p>例えば、提供時間帯（9時間）の前に連続して1時間、後に連続して2時間、合計3時間の延長サービスを行う指定通所リハビリテーション事業所にあつては、当該指定通所リハビリテーションの営業時間は12時間であるが、運営規程には、提供時間帯9時間、延長サービスを行う時間3時間とそれぞれ記載するものとする（居宅基準規則第102条第3号の「営業日及び営業時間」についても同趣旨）。</p> <p>(イ) 指定通所リハビリテーションの利用定員（第4号）</p> <p>利用定員とは、当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること〔略〕。</p> <p>(ウ) 通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額（第5号）</p> <p>「指定通所リハビリテーションの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること〔略〕。</p> <p>(エ) サービス利用に当たっての留意事項（第7号）</p> <p>利用者が指定通所リハビリテーションの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること〔略〕。</p> <p>(オ) 非常災害対策（第8号）</p> <p>カの非常災害に関する具体的計画を指すものであること〔略〕。</p> <p><b>第3の1の(3)のツより</b></p> <p>〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とす</p>

		<p>る。)</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 利用料その他の費用の額 (第5号)</p> <p>「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定通所リハビリテーションに係る利用料 (1割負担、2割負担又は3割負担) 及び法定代理受領サービスでない指定通所リハビリテーションの利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準規則第70条第3項により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること (以下、他のサービス種類についても同趣旨)。</p> <p>(ウ) 通常の事業の実施地域 (第6号)</p> <p>通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること [略]。</p>
	<p>(勤務体制の確保等) (☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第七十四条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供できるよう、指定通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>オ 勤務体制の確保等 ☆ (第3の6の(3))</p> <p>居宅基準規則第74条は、利用者に対する適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 指定通所リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。</p> <p>(イ) 同条第2項は、原則として、当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者たる指定通所リハビリテーション従業者によって指定通所リハビリテーションを提供すべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p> <p><b>第3の7の(3)のイより</b></p> <p>(イ) 準用される居宅基準規則第74条第1項については、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があること。</p>
	<p>(定員の遵守) (☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第七十五条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	
(非常災害対策) (☆居宅基準規則第65条)	(非常災害対策) (☆居宅基準規則第105条)	カ 非常災害対策 ☆ (第3の6の(3))

<p>第五十一条 指定通所リハビリテーション事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>第七十六条 指定通所リハビリテーション事業者は、条例第六十五条において準用する条例第五十一条の計画について、当該指定通所リハビリテーション事業者の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定通所リハビリテーション事業者の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 条例第六十五条において準用する条例第五十一条に定めるもののほか、指定通所リハビリテーション事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備</p> <p>二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備</p>	<p>(ア) 居宅基準条例第51条は、指定通所リハビリテーション事業者は、非常災害に際して必要な措置に関する計画の策定、消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 「消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から市町村や消防団、地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第76条第1項の「条例第51条の計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び当該施設の立地条件等を勘案して予想される非常災害の種類（火災、地震、津波、地すべり、風水害等）ごとに作成する計画をいうものであり、当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこととしたものである。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所リハビリテーション事業者にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所リハビリテーション事業者においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(エ) 居宅基準規則第76条第2項では、非常災害時には施設や設備の被災により介護サービスの継続が困難な状況も想定されることから、介護環境を確保するため、他の社会福祉施設等との間で相互の避難受入等の連携及び協力の体制を整備するよう努めることとしたものである。なお、この場合、あらかじめ他の社会福祉施設等と協定を締結しておくことが有効である。</p> <p>また、非常災害時は、ライフライン（電気、ガス、水道、通信、物流等）が長時間途絶される事態が想定されることから、非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時に必要となるものの備蓄や、自家発電装置等の整備に努めることとしたものである。</p>
	<p>(衛生管理等)</p> <p>第百三条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>エ 衛生管理等</p> <p>居宅基準第103条第1項は、指定通所リハビリテーション事業者の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 指定通所リハビリテーション事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>(イ) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染</p>

	ない。	症対策，レジオネラ症対策等については，その発生及びまん延を防止するための措置について，厚生労働省から別途通知等が発出されているので，これに基づき，適切な措置を講じること。 (ウ) 医薬品の管理については，当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じ，地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられること。 (エ) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。
	(掲示) (☆居宅基準規則第105条) 第二十六条 指定通所リハビリテーション事業者は，指定通所リハビリテーション事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，通所リハビリテーション従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	
(秘密保持義務) (☆居宅基準条例第65条) 第十二条 指定通所リハビリテーション事業所の従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定通所リハビリテーション事業者は，従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように，必要な措置を講じなければならない。		ニ 秘密保持等 ☆ (ア) 居宅基準条例第12条第1項は，指定通所リハビリテーション事業所の通所リハビリテーション従業者その他の従業者に，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。 (イ) 同条第2項は，指定通所リハビリテーション事業者に対して，過去に当該指定通所リハビリテーション事業所の通所リハビリテーション従業者その他の従業者であった者が，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることが義務付けたものであり，具体的には，指定通所リハビリテーション事業者は，当該指定通所リハビリテーション事業所の通所リハビリテーション従業者その他の従業者が，従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決め，例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。
(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第65条) 第十三条 指定通所リハビリテーション事業者は，居宅介護支援事業者又はその従業者に対し，利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規則第105条) 第二十七条 指定通所リハビリテーション事業者は，サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ておかなければならない。	(ウ) 居宅基準規則第27条は，通所リハビリテーション従業者がサービス担当者会議等において，課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには，指定通所リハビリテーション事業者は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが，この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
		ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆ 居宅基準条例第13条は，居宅介護支援の公正中立性を確保するために，指定通所リハビリテーション事業者は，居宅介護支援事業者又はその従業者に対し，利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。

<p>(苦情の処理) (☆居宅基準条例第65条)</p> <p>第十四条 指定通所リハビリテーション事業者は、その提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>ノ 苦情処理 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定通所リハビリテーション事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定通所リハビリテーション事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。</p> <p>また、指定通所リハビリテーション事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、居宅基準規則第104条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(調査への協力等) (☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第二十九条 指定通所リハビリテーション事業者は、できる限り、提供した指定通所リハビリテーションに関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第一百七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定通所リハビリテーション事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>
	<p>(地域との連携) (☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第三十条 指定通所リハビリテーション事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所リハビリテーションに関する利用者からの苦情に</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆</p> <p>居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めるこ</p>

	<p>関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>とを規定したものである。          なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>(事故発生時の対応) (☆居宅基準条例第65条)</p> <p>第十五条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆</p> <p>居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定通所リハビリテーションの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準規則第104条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定通所リハビリテーション事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>(イ) 指定通所リハビリテーション事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>(ウ) 指定通所リハビリテーション事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>
	<p>(会計の区分) (☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第三十一条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>フ 会計の区分 ☆</p> <p>居宅基準規則第31条は、指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。</p>
	<p>(記録の整備)</p>	<p>オ 記録の整備</p>

	<p>第百四条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第六十五条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第六十五条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 通所リハビリテーション計画</p> <p>四 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>居宅基準規則第104条の指定通所リハビリテーションの提供に関する記録には診療記録が含まれるものであること。</p> <p>なお、同条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日</p> <p>(イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日</p> <p>(ウ) 第3号の通所リハビリテーション計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日</p> <p>(エ) 第4号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(オ) 第5号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p> <p>(カ) 第6号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(キ) 第7号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日</p>
<p>(暴力団員等の排除)(☆居宅基準条例第65条)</p> <p>第十六条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除)(☆居宅基準規則第105条)</p> <p>第三十三条 条例第六十五条において準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定通所リハビリテーション事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>ホ 暴力団員等の排除 ☆</p> <p>居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。</p> <p>(ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、指定通所リハビリテーション事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第33条における「指定通所リハビリテーション事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第六十五条 第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで及び第五十一条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第百五条 第四条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第四十七条、第七十条及び第七十四条から第七十六条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第四条中「第二十二条」とあるのは「第百二条」と、第八条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十三条中「条</p>	<p>カ 準用</p> <p>居宅基準条例第65条の規定により居宅基準条例第9条、第12条、第13条から第16条まで及び第51条の規定並びに居宅基準規則第105条の規定により居宅基準規則第4条から第8条まで、第10条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第20条、第26条、第27条、第29条から第31条まで、第33条、第47条、第70条及び第74条から第76条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用されるものであることから、第3の1の(3)のアからキまで(アの第三者評価の実施状況に係る規定を除く。)、ケ、サ、セ、ソ、ニ、ネからフまで及びホ並びに第3の6の(3)のア、オ及び</p>

	例」とあるのは「条例第六十五条において準用する条例」と、第七十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第六十五条において準用する条例」と読み替えるものとする。	カを参照されたい。この場合において、特に次の点に留意するものとする。 (ア) 居宅基準規則第8条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えられることに留意されたいこと。 (イ) 準用される居宅基準規則第74条第1項については、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があること。
(委任) 第六十六条 この章に定めるもののほか、指定通所リハビリテーションの事業の人員等に関する基準は、規則で定める。		
第九章 短期入所生活介護 第一節 指定短期入所生活介護	第九章 短期入所生活介護 第一節 指定短期入所生活介護	8 短期入所生活介護
(基本方針) 第六十七条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（次節に規定するユニット型指定短期入所生活介護を除く。以下この節において「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。		
(従業者) 第六十八条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、指定短期入所生活介護の提供に当たる規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者を有しなければならない。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防	(従業者) 第六十六条 条例第六十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。 一 医師 一人以上 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上 三 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上 四 栄養士 一人以上 五 機能訓練指導員 一人以上 六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数 2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行う	(1) 人員に関する基準（居宅基準条例第68条及び居宅基準規則第106条） ア 従業者の員数 (ア) 居宅基準規則第106条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとは、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用して指定短期入所生活介護を行う特別養護老人ホームを意味するものである。 (イ) 併設事業所については、 a 居宅基準規則第106条第4項の「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。 b 医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務させて差し支えない。 c 生活相談員、介護職員及び看護職員の員数について

サービス等基準条例第六十二条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。)の数の上限をいう。)が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所において、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

2 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第六十三条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所が併設される場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

4 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所が併設される場合にあっては、当該指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

ものに置くべき短期入所生活介護従業者(前項各号に掲げる従業者をいう。以下この節において同じ。)の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 条例第六十八条第二項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十条第二項から第六項までに規定する基準を満たすことをもって、第二項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

は、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。例えば、入所者50人、利用者10人の場合の看護・介護職員の員数は、 $50 \div 3 = 17$ (端数切り上げ)と $10 \div 3 = 4$ (端数切り上げ)の合計で21人となるのではなく、 $(50 + 10) \div 3 = 20$ 人となる。

d また、併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数の処理を行うことができるものとする。例えば、特定施設に併設されている場合で、特定施設入居者生活介護の利用者が110人、短期入所生活介護の利用者が20人である場合の生活相談員の員数は、 $110 + 20 = 130$ 人について計算するため、合計で2人ということとなる。

(ウ) ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く)が併設され一体的に運営される場合、生活相談員の員数については、ユニット型指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、それぞれの事業所の利用者を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。

イ 生活相談員(居宅基準規則第106条第1項第2号)生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年宮城県規則第32号)第3条第2項に定める生活相談員に準ずるものとする。

ウ 機能訓練指導員(居宅基準規則第106条第6項)機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

エ 栄養士  
居宅基準条例第68条第1項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより

		<p>当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。</p>
<p>(管理者) (☆居宅基準条例第72条)      第七条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。</p>	<p>(管理者) (☆居宅基準規則第125条)      第三条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>オ 管理者      指定短期入所生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。      (ア) 当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合      (イ) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）</p>
	<p>(利用定員等)      第百七条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、前条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。      2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。      3 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所の利用定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。      4 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護</p>	

	<p>予防サービス等基準条例施行規則第九十一条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>(設備及び備品等) 第六十九条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、規則で定める建物にあっては、準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面設備、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能な場合であって、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けなければならない。</p> <p>4 前項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p> <p>5 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、養護老人ホーム(同法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設その他規則で定める施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)にあ</p>	<p>(設備及び備品等) 第一百八条 条例第六十九条第一項ただし書の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物とする。</p> <p>一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>二 居室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第七十二条において準用する条例第五十一条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>ロ 条例第七十二条において準用する条例第五十一条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 条例第六十九条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p> <p>3 条例第六十九条第三項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。</p>	<p>(2) 設備に関する基準(居宅基準条例第69条、居宅基準規則第107条及び108条)</p> <p>ア ユニット型指定短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業(ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く)との一体的運営について</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所(ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く)が併設され一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、その利用定員を20人未満であってもよいものとして取扱うことができることとされたが、「併設され一体的に運営される場合」とは、併設ユニット型指定短期入所生活介護の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。</p> <p>イ 指定短期入所生活介護事業所の建物は、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室等」という。)を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。また、居室等を2階又は地階に設ける場合であっても、居宅基準規則第108条第1項第2号に掲げる要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>ウ 居宅基準条例第69条第2項の規定における「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。</p> <p>(ア) 居宅基準規則第108条第2項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。</p> <p>(イ) 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。</p> <p>(ウ) 管理者及び防火管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。</p> <p>(エ) 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。</p>

<p>っては、第三項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能である場合であって、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設と同項本文に規定する設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。</p> <p>6 特別養護老人ホームであって、その全部又は一部が利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、第三項の規定にかかわらず、特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。</p> <p>7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第六十四条第一項から第六項までに規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。</p> <p>ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>ニ 指定短期入所生活介護の事業の専用のものであること。ただし、前条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。</p> <p>二 食堂及び機能訓練室</p> <p>イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。</p> <p>三 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>四 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>五 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</p> <p>二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 階段の傾斜を緩やかにすること。</p> <p>四 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。</p> <p>5 条例第六十九条第五項の規則で定める施設は、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を受けている施設とする。</p> <p>6 条例第六十九条第七項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十二条第三項及び第四項に規定する基準を満たすことをもって、第三項及び第四項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>エ 指定短期入所生活介護事業所の設備は、当該指定短期入所生活介護の運営上及びサービス提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であつて、当該施設の設備を利用することにより指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者及び当該施設の入所者のサービス提供に支障がない場合には、利用者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。なお、指定短期入所生活介護事業者が利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならない。</p> <p>オ 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。</p> <p>カ 指定短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。</p> <p>キ 指定短期入所生活介護事業所に設置する傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げるものとする。</p> <p>ク 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとする。</p> <p>ケ 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。</p> <p>コ 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。</p> <p>サ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（住宅基準条例第69条第4項）については、指定通所介護に係る住宅基準条例第49条第1項と同趣旨であるため、第3の6の（2）のウを参照されたい。</p>
	<p>（内容及び手続の説明及び同意）          第百九条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短</p>	<p>（3）運営に関する基準          ア 内容及び手続の説明及び同意</p>

	<p>期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二百二十一条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>	<p>居宅基準規則第109条は、指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること（サービスの内容及び利用期間等を含む）につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
	<p>（指定短期入所生活介護の開始及び終了）</p> <p>第一百十条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p>	<p>イ 指定短期入所生活介護の開始及び終了</p> <p>居宅基準第110条第2項は、利用者が指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないこととしたものである。</p>
<p>（提供拒否の禁止）（☆居宅基準条例第72条）</p> <p>第九条 指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由がなく、指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。</p>		<p>イ 提供拒否の禁止 ☆</p> <p>居宅基準条例第9条は、指定短期入所生活介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である</p>

	<p>(サービス提供困難時の対応) (☆居宅基準規則第125条)</p> <p>第五条 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難な場合である。</p> <p>ウ サービス提供困難時の対応 ☆</p> <p>指定短期入所生活介護事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準規則第5条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
	<p>(受給資格等の確認) (☆居宅基準規則第125条)</p> <p>第六条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>エ 受給資格等の確認 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第6条第1項は、指定短期入所生活介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定短期入所生活介護事業者は、これに配慮して指定短期入所生活介護を提供するように努めべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆居宅基準規則第125条)</p> <p>第七条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定短期入所生活介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定短期入所生活介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたも</p>

	<p>(心身の状況等の把握) (☆居宅基準規則第125条)</p> <p>第八条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十七年宮城県規則第十五号)第十一条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>のである。</p>
	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) (☆居宅基準規則第125条)</p> <p>第十条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同じ。)として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>カ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>☆</p> <p>居宅基準規則第10条は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条第1号イ又はロに該当する利用者は、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定短期入所生活介護事業者は、施行規則第64条第1号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) (☆居宅基準規則第125条)</p> <p>第十一条 指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画(省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しなければならない。</p>	
	<p>(サービスの提供の記録) (☆居宅基準規則第125条)</p> <p>第十四条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サ</p>	<p>ケ サービスの提供の記録 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第14条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等</p>

	<p>ービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>に記載しなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、当該指定短期入所生活介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p> <p>なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準規則第124条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第百十一条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する</p>	<p>ウ 利用料等の受領</p> <p>(ア) 居宅基準規則第111条第1項、第2項及び第5項の規定は、指定訪問介護に係る居宅基準規則第15条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の1の(3)のコの(ア)、(イ)を参照されたい。</p> <p><b>第3の1の(3)コより</b></p> <p>(ア) 居宅基準規則第111条第1項は、指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定短期入所生活介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定短期入所生活介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定短期入所生活介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。</p> <p>なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定短期入所生活介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>a 利用者に、当該事業が指定短期入所生活介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>b 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定短期入所生活介護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>c 会計が指定短期入所生活介護の事業の会計と区分されていること。</p>

特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(イ) 居宅基準規則第111条第3項は、指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に関して、

a 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項又は法第61条の2第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、法第51条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

b 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

c 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

d 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

e 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）

f 理美容代

g 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、aからdまでの費用については、指針及び「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」（平成12年厚生省告示第123号。以下「特別な居室等の基準等」という。）の定めるところによるものとし（c及びdの「知事が定める基準」については同告示のとおりとする。）、eの費用については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号。以下「算定基準」という。）に定める場合を除くものとし、gの費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号。以下「日常生活に要する費用に係る通知」という。）によるものとする。

(ウ) 居宅基準規則第111条第5項は、指定短期入所生活介護事業者は、同条第3項の費用の支払を受ける

		<p>に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>また、同項第1号から第4号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。</p>
	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付) (☆居宅基準規則第125条)</p> <p>第十六条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆</p> <p>居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第七十条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第一百十二条 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>エ 指定短期入所生活介護の取扱方針</p> <p>(ア) 居宅基準条例第70条第2項で定める「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に応じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第112条で定めるサービス提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(ウ) 居宅基準条例第71条は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準規則第124条の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければならない。</p>
<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第七十一条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>		
	<p>(短期入所生活介護計画の作成)</p> <p>第一百十三条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所すること</p>	<p>オ 短期入所生活介護計画の作成</p> <p>(ア) 居宅基準規則第113条で定める短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に</p>

	<p>が予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、短期入所生活介護のサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「短期入所生活介護計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいものである。</p> <p>(イ) 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。</p> <p>なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>(ウ) 短期入所生活介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した短期入所生活介護計画は、居宅基準規則第124条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p> <p>(エ) 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するものとする。</p> <p>(オ) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者については、第3の1の(3)の(カ)を準用する。</p> <p><b>第3の1の(3)の(ス)より</b></p> <p>(カ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年宮城県規則第15号）第11条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅基準規則において位置づけられている計画の提出を求めなければならない」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
	<p>(介護)</p> <p>第百十四条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p>	<p>カ 介護</p> <p>(ア) 居宅基準規則第114条で定める介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活へ復帰することを念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援</p>

	<p>3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えないといけない。</p> <p>5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>	<p>を行うものとする。</p> <p>(イ) 入浴は、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に、自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p> <p>(エ) 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。</p> <p>(オ) 同条第5項は、短期間の入所ではあるが、生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。</p> <p>(カ) 同条第6項の「常時1人以上の介護職員を介護に従事させ」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておかなければならないことを規定したものである。</p> <p>なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。</p>
	<p>(食事)</p> <p>第百十五条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。</p>	<p>キ 食事</p> <p>(ア) 食事の提供について</p> <p>利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行うように努めるとともに、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体の状態や、食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。</p> <p>また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならないこと。</p> <p>(イ) 調理について</p> <p>調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</p> <p>(ウ) 適時の食事の提供について</p> <p>食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。</p> <p>(エ) 食事の提供に関する業務の委託について</p> <p>食事の提供に関する業務は指定短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保され</p>

		<p>る場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。</p> <p>(オ) 居室関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。</p> <p>(カ) 栄養食事相談 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。</p> <p>(キ) 食事内容の検討について 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。</p>
	<p>(機能訓練) 第百十六条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p>	<p>ク 機能訓練 居宅基準規則第116条に定める機能訓練は、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。</p>
	<p>(健康管理) 第百十七条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>ケ 健康管理 居宅基準規則第117条は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。</p>
	<p>(相談及び援助) 第百十八条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	<p>コ 相談及び援助 居宅基準規則第118条に定める相談及び援助は、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とするものである。</p>
	<p>(その他のサービスの提供) 第百十九条 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>	<p>サ その他のサービスの提供 居宅基準規則第119条に定めるレクリエーション行事は、クの趣旨を踏まえて行うものとする。</p>
	<p>(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第125条) 第十九条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆ 居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定短期入所生活介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>

	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第百二十条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>シ 緊急時等の対応</p> <p>居宅基準規則第120条は、短期入所生活介護従業者が現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものであるが、協力医療機関については、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、指定短期入所生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。</p> <p>(イ) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>
	<p>(管理者の責務) (☆居宅基準規則第125条)</p> <p>第三十九条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に条例第七十条及び第七十一条並びに第七十二条において準用する第九条、第十二条から第十六条まで及び第五十一条の規定並びに第九十九条から第二百二十四条まで並びに第二百五条において準用する第五条から第八条、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十四条、第七十六条及び第七十七条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>エ 管理者の責務 ☆ (第3の2の(3))</p> <p>居宅基準規則第39条は、指定短期入所生活介護事業所の管理者の責務を、指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
	<p>(運営規程)</p> <p>第百二十一条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 利用定員(第百六条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>四 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の送迎の実施地域</p> <p>六 サービス利用に当たっての留意事項</p>	<p>ス 運営規程</p> <p>居宅基準規則第121条は、指定短期入所生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所生活介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 利用定員(第3号)</p> <p>利用定員は、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。</p> <p>(イ) 指定短期入所生活介護の内容(第4号)</p> <p>「指定短期入所生活介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること(居宅基準規則第151条第3号についても同趣旨)。</p>

	<p>七 緊急時等における対応方法  八 非常災害対策  九 その他運営に関する重要事項</p>	<p>(ウ) 通常の送迎の実施地域 (第5号)  通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではないものであること (居宅基準規則第151条第4号についても同趣旨)。  (エ) サービス利用に当たっての留意事項 (第6号)  利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項 (入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等) を指すものであること (居宅基準規則第151条第5号及び第177条第6号についても同趣旨)。  (オ) その他運営に関する重要事項 (第9号)  当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p> <p><b>第3の1の(3)のツより</b>  〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない (この点については他のサービス種類についても同様とする。)  (ア) 〔略〕  (イ) 利用料その他の費用の額 (第4号)  「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定短期入所生活介護に係る利用料 (1割負担、2割負担又は3割負担) 及び法定代理受領サービスでない指定短期入所生活介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準規則第111条第3項により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること (以下、他のサービス種類についても同趣旨)。</p> <p><b>第3の6の(3)エより</b>  (オ) 非常災害対策 (第9号)  カの非常災害に関する具体的計画を指すものであること 〔略〕。</p>
	<p>(勤務体制の確保等) (☆居宅基準規則第125条)  第七十四条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。  2 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業員によって指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  3 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所</p>	<p>オ 勤務体制の確保等 ☆ (第3の6の(3))  居宅基準規則第74条は、利用者に対する適切な指定短期入所生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。  (ア) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。  (イ) 同条第2項は、原則として、当該指定短期入所生活介護事業所の従業員たる指定短期入所生活介護従業員によって指定短期入所生活介護を提供するべきであ</p>

	<p>生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>るが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p> <p><b>第3の8の(3)のタより</b>  〔略〕準用される居宅基準規則第74条については、  (ア) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があるものであること。併設の指定短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成するものとする。空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあつては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていればよいものであること。  (イ) 職員の職務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務形態については、指定短期入所生活介護が短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号)に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取り扱いに準じてその体制を確保すること。  また、夜間の介護職員数については、介護老人福祉施設における配置を参考に適切に配置すること。ただし、併設事業所及び居宅基準規則第106条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームについては、本体の事業所等と一体でその取り扱いを行って差し支えないこと。  (ウ) 指定短期入所生活介護事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましいこと。ただし、併設事業所及び居宅基準規則第106条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームについては、本体の事業所等と一体でその取り扱いを行って差し支えないことに留意するものとする。</p>
	<p>(定員の遵守)  <b>第百二十二条</b> 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  一 第百六条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数  二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超え</p>	<p>セ 定員の遵守  指定短期入所生活介護事業者は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて指定短期入所生活介護を行うことができることとしているが、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合においても、利用者数を超えて指定短期入所生活介護を行うことが</p>

	<p>ることとなる利用者数</p> <p>2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。</p>	<p>認められるものである。</p> <p>この場合、居室以外の静養室において指定短期入所生活介護を行うとしているが、あくまでも、緊急の必要がある場合にのみ認められるものであり、当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度に行うものとする。</p> <p>なお、指定短期入所生活介護事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人まで認められるものであり、定員超過利用による減算の対象とはならない。</p>
<p>(非常災害対策)(☆居宅基準規則第72条)</p> <p>第五十一条 指定短期入所生活介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)(☆居宅基準規則第125条)</p> <p>第七十六条 指定短期入所生活介護事業者は、条例第七十二条に置いて準用する条例第五十一条の計画について、当該指定短期入所生活介護事業者の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定短期入所生活介護事業者の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 条例第七十二条に置いて準用する条例第五十一条に定めるもののほか、指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備</p> <p>二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備</p>	<p>カ 非常災害対策 ☆(第3の6の(3))</p> <p>(ア) 居宅基準条例第51条は、指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に際して必要な措置に関する計画の策定、消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 「消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から市町村や消防団、地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第76条第1項の「条例第51条の計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び当該施設の立地条件等を勘案して予想される非常災害の種類(火災、地震、津波、地すべり、風水害等)ごとに作成する計画をいうものであり、当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこととしたものである。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所生活介護事業者にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所生活介護事業者においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(エ) 居宅基準規則第76条第2項では、非常災害時には施設や設備の被災により介護サービスの継続が困難な状況も想定されることから、介護環境を確保するため、他の社会福祉施設等との間で相互の避難受入等の連携及び協力の体制を整備するよう努めることとしたものである。なお、この場合、あらかじめ他の社会福祉施設等と協定を締結しておくことが有効である。</p>

		<p>また、非常災害時は、ライフライン（電気、ガス、水道、通信、物流等）が長時間途絶される事態が想定されることから、非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時に必要となるものの備蓄や、自家発電装置等の整備に努めることとしたものである。</p>
	<p>（衛生管理等）（☆居宅基準規則第125条） 第七十七条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>キ 衛生管理等 ☆（第3の6の（3）） 居宅基準規則第77条は、指定短期入所生活介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。 （ア）指定短期入所生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 （イ）特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講ずること。 （ウ）空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>
	<p>（掲示）（☆居宅基準規則第125条） 第二十六条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	
<p>（秘密保持義務）（☆居宅基準条例第72条） 第十二条 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ニ 秘密保持等 ☆ （ア）居宅基準条例第12条第1項は、指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。 （イ）同条第2項は、指定短期入所生活介護事業者に対して、過去に当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。 （ウ）居宅基準規則第27条は、短期入所生活介護従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定短期入所生活介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この</p>
	<p>（利用者等の個人情報の取扱い）（☆居宅基準規則第125条） 第二十七条 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。</p>	

		同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
	(広告) (☆居宅基準規則第125条) 第二十八条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	
(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第72条) 第十三条 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。		ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆ 居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。
(苦情の処理) (☆居宅基準条例第72条) 第十四条 指定短期入所生活介護事業者は、その提供した指定短期入所生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		ノ 苦情処理 ☆ (ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 (イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定短期入所生活介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定短期入所生活介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。 また、指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、居宅基準規則第124条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。
	(調査への協力等) (☆居宅基準規則第125条) 第二十九条 指定短期入所生活介護事業者は、できる限り、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。 2 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭	(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定短期入所生活介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

	<p>和三十三年法律第九十二号) 第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。) が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	
	<p>(地域等との連携)      第二百二十三条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>ソ 地域等との連携      居宅基準規則第123条は、指定短期入所生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定短期入所生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(地域との連携) (☆居宅基準規則第125条)      第三十条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆      居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。      なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>(事故発生時の対応) (☆居宅基準条例第72条)      第十五条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆      居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定短期入所生活介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。      また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。      なお、居宅基準規則第124条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。      (ア) 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めておくことが望ましいこと。      (イ) 指定短期入所生活介護事業者は、賠償すべき事</p>

		<p>態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>(ウ) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>
	<p>(会計の区分) (☆居宅基準規則第125条)</p> <p>第三十一条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>フ 会計の区分 ☆</p> <p>居宅基準規則第31条は、指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。</p>
	<p>(記録の整備)</p> <p>第二百二十四条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第七十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>二 条例第七十二条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>三 条例第七十二条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>四 短期入所生活介護計画</p> <p>五 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>七 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>八 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>タ 記録の整備</p> <p>居宅基準規則第124条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 第1号の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録については、当該記録に係る身体的拘束等を行った日</p> <p>(イ) 第2号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日</p> <p>(ウ) 第3号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日</p> <p>(エ) 第4号の短期入所生活介護計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日</p> <p>(オ) 第5号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(カ) 第6号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p> <p>(キ) 第7号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(ク) 第8号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日</p>
<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準条例第72条)</p> <p>第十六条 指定短期入所生活介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力</p>	<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準規則第125条)</p> <p>第三十三条 条例第七十二条に置いて準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる</p>	<p>ホ 暴力団員等の排除 ☆</p> <p>居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとする</p>

<p>団員であってはならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。</p>	<p>名称を有する者であるかを問わず、当該指定短期入所生活介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>ものである。</p> <p>(ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、指定短期入所生活介護事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第33条における「指定短期入所生活介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第七十二条 第七条, 第九条, 第十二条, 第十三条から第十六条まで及び第五十一条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第二百五条 第三条, 第五条から第八条まで, 第十条, 第十一条, 第十四条, 第十六条, 第十九条, 第二十六条から第三十一条まで, 第三十三条, 第三十九条, 第七十四条, 第七十六条及び第七十七条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、第七十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>	<p>チ 準用</p> <p>居宅基準条例第72条の規定により居宅基準条例第7条, 第9条, 第12条, 第13条から第16条まで及び第51条の規定並びに居宅基準規則第125条の規定により居宅基準規則第3条, 第5条から第8条まで, 第10条, 第11条, 第14条, 第16条, 第19条, 第26条から第31条まで, 第33条, 第39条, 第74条, 第76条及び第77条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第3の1の(3)のイからカまで, ケ, サ, セ, ニ, ネからフまで及びホ, 第3の2の(3)のエ並びに第3の6の(3)のオ, カ及びキを参照されたい。この場合において、準用される居宅基準規則第74条については、</p> <p>(ア) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があるものであること。併設の指定短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成するものとする。空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあつては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていけばよいものであること。</p> <p>(イ) 職員の職務体制を定めるもののうち、介護職員の勤務形態については、指定短期入所生活介護が短期間の利用とはいえ、そのサービスの内容は、指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと基本的に同様であることから、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭和62年9月18日社施第107号)に定める特別養護老人ホームの夜間における勤務形態の取り扱いに準じてその体制を確保すること。</p> <p>また、夜間の介護職員数については、介護老人福祉施設における配置を参考に適切に配置すること。ただし、併設事業所及び居宅基準規則第106条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームについては、本体の事業所等と一体でその取り扱いを行って差し支えないこと。</p>

		(ウ) 指定短期入所生活介護事業所の夜間の安全、防災上の管理の観点から、介護職員のほかに宿直員を配置することが望ましいこと。ただし、併設事業所及び居宅基準規則第106条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームについては、本体の事業所等と一体でその取り扱いを行って差し支えないことに留意するものとする。
(委任) 第七十三条 この節に定めるもののほか、指定短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。		
第二節 ユニット型指定短期入所生活介護	第二節 ユニット型指定短期入所生活介護	(4) ユニット型指定短期入所生活介護の事業 ア 居宅基準条例第9章第2節及び居宅基準規則第9章第2節の趣旨 「ユニット型」の指定短期入所生活介護の事業は、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行うことに特徴があり、これまで「居住福祉型」と称してきたものを、その特徴をよりわかりやすく表す観点から改めたものである。 こうしたユニット型指定短期入所生活介護の事業におけるケアは、これまでの指定短期入所生活介護の事業におけるケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、居宅基準条例第9章第1節及び居宅基準規則第9章第1節ではなく、第9章第2節に定めるところによるものである。なお、人員に関する基準については、居宅基準条例第9章第1節及び居宅基準規則第9章第1節に定めるところによるので、留意すること。
(基本方針) 第七十四条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。		イ 基本方針 居宅基準条例第74条は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業がユニットケアを行うものであることを規定したものである。 その具体的な内容に関しては、居宅基準条例第76条及び居宅基準規則第128条以下に、指定短期入所生活介護の取扱方針、介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。
(従業者) (☆居宅基準条例第77条)	(従業者) (☆居宅基準規則第135条)	(1) 人員に関する基準（基準条例第77条により準用

第六十八条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たる規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者を有しなければならない。ただし、利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第六十三条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第六十二条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。）の数の上限をいう。）が四十人を超えないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第七十二条において準用する指定介護予防サービス基準条例第六十三条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定短期入所生活介護事業所が併設される場合にあつては、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師について

第六十六条 条例第七十七条において準用する条例第六十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 一人以上

二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上

三 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上

四 栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 調理員その他の従業者 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき短期入所生活介護従業者（前項各号に掲げる従業者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。

6 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

する居宅基準条例第68条及び基準規則第135条により準用する居宅基準規則第106条）☆

ア 従業者の員数

(ア) 居宅基準規則第106条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとは、入所者に利用されていない居室又はベッドを利用して指定短期入所生活介護を行う特別養護老人ホームを意味するものである。

(イ) 併設事業所については、

a 居宅基準規則第106条第4項の「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。

b 医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であつて当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務させて差し支えない。

c 生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数とユニット型指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。例えば、入所者50人、利用者10人の場合の看護・介護職員の員数は、 $50 \div 3 = 17$ （端数切り上げ）と $10 \div 3 = 4$ （端数切り上げ）の合計で21人となるのではなく、 $(50 + 10) \div 3 = 20$ 人となる。

d また、併設されているのが特別養護老人ホームでない場合も、従業者の員数の計算上、特別養護老人ホームの場合と同様の端数の処理を行うことができるものとする。例えば、特定施設に併設されている場合で、特定施設入居者生活介護の利用者が110人、短期入所生活介護の利用者が20人である場合の生活相談員の員数は、 $110 + 20 = 130$ 人について計算するため、合計で2人ということとなる。

(ウ) ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く）が併設され一体的に運営される場合、生活相談員の員数については、ユニット型指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、それぞれの事業所の利用者を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。

イ 生活相談員（居宅基準規則第106条第1項第2号）生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年宮城県規則第32号）第3条第2項に定める生活

<p>は、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>4 第一項の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定短期入所生活介護事業所が併設される場合にあつては、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>7 条例第七十七条において準用する条例第六十八条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第一百七十七条において準用する指定介護予防サービス基準条例施行規則第九十条第二項から第六項までに規定する基準を満たすことをもって、第二項から前項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>相談員に準ずるものとする。</p> <p>ウ 機能訓練指導員（居宅基準規則第106条第6項） 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>エ 栄養士 居宅基準条例第68条第1項ただし書に規定する「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合である。</p>
<p>(管理者) (☆居宅基準条例第77条)</p> <p>第七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。</p>	<p>(管理者) (☆居宅基準規則第135条)</p> <p>第三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>オ 管理者 ☆ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 (ア) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の第百三十五条において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者としての職務に従事する場合 (イ) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）</p>
	<p>(利用定員等) (☆居宅基準規則第135条)</p> <p>第一百七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、前条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事</p>	

	<p>業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が二十人以上である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、その利用定員を二十人未満とすることができる。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十一条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもつて、第一項及び第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>（設備及び備品等）（☆居宅基準条例第77条） 第六十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>4 第七十五条第一項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p> <p>5 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、養護老人ホーム（同法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設その他規則で定める施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）にあつては、第七十五条第一項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設</p>	<p>（設備及び備品等） 第八十条 条例第七十七条において準用する条例第六十九条第一項ただし書の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす二階建て又は平屋建ての建物とする。</p> <p>一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第七十七条において準用する条例第五十一条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>ロ 条例第七十七条において準用する条例第五十一条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>2 条例第七十七条において準用する条例第六十九条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p>	<p>（2）設備に関する基準（居宅基準条例第69条、居宅基準規則第107条及び108条） ☆ ア ユニット型指定短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く）との一体的運営について ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護の事業を除く。）が併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、その利用定員を20人未満であってもよいものとして取扱うことができることとされたが、「併設され一体的に運営される場合」とは、併設ユニット型指定短期入所生活介護の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。</p> <p>イ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物は、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑み、利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除き耐火建築物としなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室等」という。）を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。また、居室等を2階又は地階に設ける場合であっても、居宅基準規則第108条第1項第2号に掲げる要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>ウ 居宅基準条例第69条第2項の規定における「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、次の点を考慮して判断されたい。 （ア）居宅基準規則第108条第2項各号の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。</p>

事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能な場合であって、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設と同項本文に規定する設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。

6 ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十五条第一項に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が利用されていない居室を利用してユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うものにあつては、第七十五条第一項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りるものとする。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

5 条例第七十七条において準用する条例第六十九条第五項の規則で定める施設は、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を受けている施設とする。

(イ) 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。

(ウ) 管理者及び防火管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。

(エ) 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、当該ユニット型短期入所生活介護事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。

エ ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備は、当該指定短期入所生活介護の運営上及びサービス提供上当然設けなければならないものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であつて、当該施設の設備を利用することによりユニット型指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者及び当該施設の入所者のサービス提供に支障がない場合には、利用者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。なお、ユニット型指定短期入所生活介護事業者が利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものでなければならない。

オ 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

カ ユニット型指定短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。

キ ユニット型指定短期入所生活介護事業所に設置する傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げるものとする。

ク 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けるものとする。

ケ 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものである。

コ 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。

サ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（居宅基準条例第69条第4項）については、指定通所介護に係る居宅基準条例第49条第1項と同趣旨であるため、第3の6の(2)のウを参照されたい。

(設備及び備品等)  
 第七十五条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)には、ユニット、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能な場合であって、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第七十条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第六十九条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第七十条第一項に規定する基準及び指定介護予防サービス等基準条例第七十二条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第六十四条(第三項及び第七項を除く。)に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準及び第七十七条において準用する第六十九条(第三項及び第七項を除く。)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)  
 第二百二十六条 条例第七十五条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第三十四条において同じ。)の数の上限をいう。以下この章において同じ。)は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

ウ 設備の基準

(ア) ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室(個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であることから、ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営しなければならない。

(イ) 居宅基準条例第77条により準用する第69条第2項及び居宅基準規則第135条により準用する第108条第2項は、指定短期入所生活介護に係る第3の8の(2)のイを参照されたい。

(ウ) 居宅基準条例第75条に掲げている「ユニット」は、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含むものである。

(エ) 利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることができる場所を設けることがのぞましい。

(オ) ユニット(居宅基準規則第126条第1項第1号)ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければならない。

(カ) 居室(第1号イ)

a 前記(ア)のとおりユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とすること。ただし、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。

b 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。

この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいう。

(a) 当該共同生活室に隣接している居室

(b) 当該共同生活室に隣接してはいるが、(a)の居室と隣接している居室

(c) その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室(他の共同生活室の(a)及び(b)に該当する居室を除く。)

c ユニットの利用定員

ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの利用定員は、10人以下とすることを原則とする。ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であつて、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- ニ 便所
  - (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
  - (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- 二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- 2 前項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
  - 一 廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。
    - 二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
    - 三 階段の傾斜を緩やかにすること。
    - 四 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 3 条例七十五条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第百九条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- するの支障がないと認められる場合には、利用定員が10人を超えるユニットも認める。
  - なお、この場合にあつても、次の2つの要件を満たさなければならない。
    - (a) 利用定員が10人を超えるユニットにあつては、「おおむね10人」と言える範囲内の利用定員であること。
    - (b) 利用定員が10人を超えるユニットの数は、当該事業所の総ユニット数の半数以下であること。
- d ユニットの利用定員に関する既存事業所の特例
  - 平成15年4月1日前から引き続き存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあつては、事業所を新增築したり、改築したりする場合に比べて、現にある建物の構造や敷地などの面で、より大きな制約が想定されることから、前記cの(b)の要件は適用しない。
    - また、平成15年4月1日前から引き続き存する指定短期入所生活介護事業所（建築中のものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む。）場合は、当該ユニットについては、前記cは適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。
- e 居室の床面積等
  - ユニット型指定短期入所生活介護事業所では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、利用者は長年使い慣れた筆筒（たんす）などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。
    - (a) ユニット型個室
      - 床面積は、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。
    - (b) ユニット型準個室
      - ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は、10.65平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあつては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
        - 壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないものであつて、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。
          - 居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められな

い。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されているとはいえず、準個室としては認められないものである。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(a)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

(キ) 共同生活室（第1号ロ）

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。このためには、次の2つの要件を満たす必要がある。

(a) 他のユニットの利用者が、当該共同生活室を通過することなく、事業所内の他の場所に移動することができるようになっていること。

(b) 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。

b 共同生活室には、要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えなければならない。

また、利用者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましい。

(ク) 洗面設備（第1号ハ）

洗面設備は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。

(ケ) 便所（第1号ニ）

便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあっては、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。

(コ) 浴室（第2号）

浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。

(サ) 廊下（居宅基準規則第126条第2項第1号）

ユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、多数の利用者や従業者が日常的に一度に移動すること

		<p>はないことから、廊下の幅の一律の規制を緩和する。ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。このほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の廊下の幅については、第3の8の(2)の力を準用する。この場合において、第3の8の(2)の力中「静養室」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。</p> <p>(シ) 消火設備その他の非常災害に際して必要となる設備</p> <p>居宅基準条例第69条第4項は、指定通所介護に係る居宅基準条例第49条第1項と同趣旨であるため、第3の6の(2)のウを参照されたい。</p> <p>(ス) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備については、前記の(ア)から(コ)までによるほか、第3の8の(2)の規定(カを除く。)を準用する。この場合において、第3の8の(2)のイ中「静養室、食堂、浴室及び機能訓練室」とあるのは「共同生活室及び浴室」と、同コ中「静養室、食堂」とあるのは「共同生活室」と読み替えるものとする。</p>
	<p>(内容及び手続の説明及び同意) (☆居宅基準規則第135条)</p> <p>第百九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百三十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、第百三十五条において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>	<p>(3) 運営に関する基準☆(第3の8の(3))</p> <p>ア 内容及び手続の説明及び同意 ☆(第3の8の(3))</p> <p>居宅基準規則第109条は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、ユニット型短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること(サービスの内容及び利用期間等を含む)につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定ユニット型短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
	<p>(指定短期入所生活介護の開始及び終了) (☆基準規則第135条)</p>	<p>イ ユニット型指定短期入所生活介護の開始及び終了 ☆(第3の8の(3))</p>

	<p>第百十条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p>	<p>居宅基準第110条第2項は、利用者が指定短期入所生活介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないこととしたものである。</p>
<p>(提供拒否の禁止) (☆居宅基準条例第77条)      第九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由がなく、指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。</p>		<p>イ 提供拒否の禁止 ☆      居宅基準条例第9条は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難な場合である。</p>
	<p>(サービス提供困難時の対応) (☆居宅基準規則第135条)      第五条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他のユニット型指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>ウ サービス提供困難時の対応 ☆      ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認められた場合には、居宅基準規則第5条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他のユニット型指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
	<p>(受給資格等の確認) (☆居宅基準規則第135条)      第六条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介</p>	<p>エ 受給資格等の確認 ☆      (ア) 居宅基準規則第6条第1項は、指定短期入所生活介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。      (イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅</p>

	<p>護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、これに配慮して指定短期入所生活介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆居宅基準規則第135条)      第七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。      2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆      (ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、ユニット型指定短期入所生活介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。      (イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(心身の状況等の把握) (☆居宅基準規則第135条)      第八条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十七年宮城県規則第十五号）第十一条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) (☆居宅基準規則第135条)      第十条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計</p>	<p>カ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ☆      居宅基準規則第10条は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条第1号イ又はロに該当する利用者は、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、施行規則第64条第1号イ</p>

	<p>画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して届け出る事等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同じ。）として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>又は口に該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）（☆居宅基準規則第135条）      第十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画（省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しなければならない。</p>	
	<p>（サービスの提供の記録）（☆居宅基準規則第135条）      第十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。      2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>ケ サービスの提供の記録 ☆      （ア）居宅基準規則第14条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。      （イ）同条第2項は、当該指定短期入所生活介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。      また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。      なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準規則第135条の規定により準用する第124条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>（利用料等の受領）      第二百二十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支</p>	<p>エ 利用料等の受領（居宅基準規則第127条）      第3の8の（3）のウは、ユニット型指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第3の8の（3）のウの（ア）中「居宅基準規則第111条第1項、第2項及び第5項」とあるのは「居宅基準規則第127条第1項、第2項及び第5項」と読み替えるものとする。</p>

払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
  - 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - 二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
  - 三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）
  - 六 理美容代
  - 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる

	費用に係る同意については、文書によるものとする。	
	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付) (☆居宅基準規則第135条)</p> <p>第十六条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆</p> <p>居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第七十六条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定短期入所生活介護の取扱方針)</p> <p>第二百二十八条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>オ 指定短期入所生活介護の取扱方針</p> <p>(ア) 居宅基準条例第76条第1項は、居宅基準条例第74条の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。利用者へのサービスの提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、1人1人の利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴と其中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。</p> <p>なお、こうしたことから明らかなように、利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われなことを行うのは、サービスとして適当でない。</p> <p>(イ) 居宅基準条例第76条第2項は、居宅基準条例第74条の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。</p> <p>このため従業者は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことにならないようにすることにも配慮が必要である。</p>
<p>(身体的拘束等の禁止) (☆居宅基準条例第77条)</p> <p>第七十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する</p>		

<p>行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>		
	<p>（短期入所生活介護計画の作成）（☆居宅基準規則第135条）</p> <p>第百十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の第百三十五条において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者と協議の上、短期入所生活介護のサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「短期入所生活介護計画」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>オ 短期入所生活介護計画の作成 ☆</p> <p>（ア）居宅基準規則第113条で定める短期入所生活介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましいものである。</p> <p>（イ）短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。</p> <p>なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>（ウ）短期入所生活介護計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した短期入所生活介護計画は、居宅基準規則第135条の規定により準用する第124条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p> <p>（エ）短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するものとする。</p> <p>（オ）居宅サービス計画に基づきサービスを提供しているユニット型指定短期入所生活介護事業者については、第3の1の（3）の（カ）を準用する。</p> <p><b>第3の1の（3）の（ス）より</b></p> <p>（カ）指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年宮城県規則第15号）第11条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅基準規則において位置づけられている計画の提出を求めなければならない」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供しているユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計</p>

	<p>(介護)</p> <p>第二百二十九条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p>	<p>面の提供の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p> <p>カ 介護</p> <p>(ア) 居宅基準規則第129条第1項は、介護が、居宅基準条例第76条第1項及び第2項の指定短期入所生活介護の取扱方針を受けた適切な技術をもって行わなければならないことを規定したものである。自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第129条第2項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。</p> <p>(ウ) 同条第3項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するためだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。</p> <p>(エ) ユニット型指定短期入所生活介護事業所における介護については、前記の(ア)から(ウ)までによるほか、第3の8の(3)の(カ)の(ウ)から(カ)までを準用する。この場合において、第3の8の(3)の(カ)の(オ)中「同条第5項」とあるのは「居宅基準規則第129条第6項」と、同(カ)中「同条第6項」とあるのは「居宅基準規則第129条第7項」と読み替えるものとする。</p>
	<p>(食事)</p> <p>第三百十条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提</p>	<p>キ 食事</p> <p>(ア) 居宅基準規則第130条第3項は、居宅基準条例第76条第1項の指定短期入所生活介護の取扱方針を受けて、食事は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、事業者側の都合で急かしたりすることなく、利用者が自分のペースで食事をとることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第130条第4項は、居宅基準条例第74条の基本方針を受けて、利用者の意思を尊重し、</p>

	<p>供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。</p>	<p>また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事をとることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。</p> <p>その際、共同生活室で食事をとるよう強制することはあってはならないので、十分留意する必要がある。</p> <p>(ウ) ユニット型指定短期入所生活介護事業所における食事については、前記の(ア)及び(イ)によるほか、第3の8の(3)のキの(ア)から(キ)までを準用する。</p>
	<p>(機能訓練) (☆居宅基準規則第135条)</p> <p>第百十六条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p>	<p>ク 機能訓練 ☆</p> <p>居宅基準規則第116条に定める機能訓練は、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならない。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮するものとする。</p>
	<p>(健康管理) (☆居宅基準規則第135条)</p> <p>第百十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。</p>	<p>ケ 健康管理 ☆</p> <p>居宅基準規則第117条は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。</p>
	<p>(相談及び援助) (☆居宅基準規則第135条)</p> <p>第百十八条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	<p>コ 相談及び援助 ☆</p> <p>居宅基準規則第118条に定める相談及び援助は、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図ることを趣旨とするものである。</p>
	<p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第百三十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>	<p>ク その他のサービスの提供</p> <p>(ア) 居宅基準規則第131条第1項は、第76条第1項の指定短期入所生活介護の取扱方針を受けて、利用者1人1人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。</p> <p>(イ) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮しなければならない。</p>
	<p>(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第135条)</p> <p>第十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしにユニット型指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められ</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆</p> <p>居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由</p>

	<p>るとき。 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>を列記したものである。</p>
	<p>(緊急時等の対応) (☆居宅基準規則第135条) 第百二十条 ユニット型短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>シ 緊急時等の対応 ☆ 居宅基準規則第120条は、ユニット型短期入所生活介護従業者が現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものであるが、協力医療機関については、次の点に留意するものとする。 (ア) 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。 (イ) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>
	<p>(管理者の責務) (☆居宅基準規則第135条) 第三十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者に条例第七十六条並びに第七十七条において準用する第九条、第十二条から第十六条まで、第五十一条及び第七十一条の規定並びに第二百二十七条から第三十四条並びに第三十五条において準用する第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十六条、第七十七条、第九十九条、第一百条、第一百三十三条、第一百六条から第一百八条まで、第百二十条、第二百二十三条及び第二百二十四条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>エ 管理者の責務 ☆ (第3の2の(3)) 居宅基準規則第39条は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者の責務を、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
	<p>(運営規程) 第百三十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 利用定員 (第百六条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) 四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員</p>	<p>ケ 運営規程 (ア) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (居宅基準規則第132条第5号) 「その他の費用の額」は、居宅基準規則第127条第3項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。 (イ) 第3の8の(3)のイは、ユニット型指定短期入所生活介護事業者について準用する。この場合において、第3の8の(3)のイ中「第121条」とあるの</p>

	<p>(第百六条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)</p> <p>五 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 通常の送迎の実施地域</p> <p>七 サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p>	<p>は「第132条」と、「同条第1号から第9号まで」とあるのは「同条第1号から第10号まで」と、同(イ)中「第4号」とあるのは「第5号」と、同(ウ)中「第5号」とあるのは「第6号」と、同(エ)中「第6号」とあるのは「第7号」と、同(オ)中「第9号」とあるのは「第10号」と読み替えるものとする。</p>
	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第百三十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める人員配置を行わなければならない。</p> <p>一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する人員として配置すること。</p> <p>三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第百三十五条において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>コ 勤務体制の確保(居宅基準規則第133条)</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業所において配置を義務付けることとしたユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(以下「研修受講者」という。)を各施設に2名以上配置する(ただし2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする。)ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ(研修受講者でなくても構わない。)職員を決めてもらうことで足りるものとする。</p> <p>この場合、研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となることが求められる。</p> <p>また、ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業所(以下コにおいて「ユニット型事業所」という。)とユニット型の指定介護老人福祉施設等(以下コにおいて「ユニット型施設」という。)が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設(併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか1施設に限る。)を一体のものとみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする(ただし、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設のユニット数の合計が2ユニット以下のときには、1名でよいこととする。)</p>
	<p>(定員の遵守)</p> <p>第百三十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	

	<p>一 第一百六条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p>	
<p>(非常災害対策) (☆居宅基準条例第77条) 第五十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策) (☆居宅基準規則第135条) 第七十六条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、条例第七十七条において準用する条例第五十一条の計画について、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 条例第七十七条において準用する条例第五十一条に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備</p> <p>二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備</p>	<p>カ 非常災害対策 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第51条は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に際して必要な措置に関する計画の策定、消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 「消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から市町村や消防団、地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第76条第1項の「条例第51条の計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び当該施設の立地条件等を勘案して予想される非常災害の種類（火災、地震、津波、地すべり、風水害等）ごとに作成する計画をいうものであり、当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこととしたものである。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされているユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされているユニット型指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(エ) 居宅基準規則第76条第2項では、非常災害時には施設や設備の被災により介護サービスの継続が困難な状況も想定されることから、介護環境を確保するため、他の社会福祉施設等との間で相互の避難受入等の連携及び協力の体制を整備するよう努めることとしたものである。なお、この場合、あらかじめ他の社会福祉施設等と協定を締結しておくことが有効である。</p> <p>また、非常災害時は、ライフライン（電気、ガス、水道、通信、物流等）が長時間途絶される事態が想定されることから、非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時に必要となるものの備蓄や、自家発電装置</p>

	<p>(衛生管理等) (☆居宅基準規則第135条)  第七十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>等の整備に努めることとしたものである。</p> <p>キ 衛生管理等 ☆  居宅基準規則第77条は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>(イ) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>(ウ) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>
	<p>(掲示) (☆居宅基準規則第135条)  第二十六条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、第百三十五条において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	
<p>(秘密保持義務) (☆居宅基準条例第77条)  第十二条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ニ 秘密保持等 ☆  (ア) 居宅基準条例第12条第1項は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の第百三十五条において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者に対して、過去に当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の第百三十五条において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の第百三十五条において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p>
	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規則第135条)  第二十七条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第27条は、第百三十五条において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有す</p>

	<p>の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>るためには、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
	<p>(広告) (☆居宅基準規則第135条) 第二十八条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p>	
<p>(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第77条) 第十三条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>		<p>ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆ 居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p>
<p>(苦情の処理) (☆居宅基準条例第77条) 第十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その提供した指定短期入所生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>ノ 苦情処理 ☆ (ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 (イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、ユニット型指定短期入所生活介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(ユニット型指定短期入所生活介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。 また、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、居宅基準規則第135条により準用する第124条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(調査への協力等) (☆居宅基準規則第135条) 第二十九条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、できる限り、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあ</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、ユニット型指定短期入所生活介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>

	<p>った場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	
	<p>（地域等との連携）（☆居宅基準規則第135条）      第二百二十三条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>ノ 地域等との連携 ☆      居宅基準規則第123条は、指定短期入所生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（地域との連携）（☆居宅基準規則第135条）      第三十条 指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆      居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。      なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>（事故発生時の対応）（☆居宅基準条例第77条）      第十五条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆      居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定短期入所生活介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。      また、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。      なお、居宅基準規則第135条により準用する第124条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならないこととしたものである。</p>

		<p>ならない。このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>(イ) 指定短期入所生活介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>(ウ) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>
	<p>(会計の区分) (☆居宅基準規則第135条)</p> <p>第三十一条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>フ 会計の区分 ☆</p> <p>居宅基準規則第31条は、指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。</p>
	<p>(記録の整備) (☆居宅基準規則第135条)</p> <p>第二百二十四条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第七十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>二 条例第七十七条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>三 条例第七十七条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>四 指定短期入所生活介護計画</p> <p>五 第一百三十五条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>六 第一百三十五条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>七 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>八 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>タ 記録の整備 ☆</p> <p>居宅基準規則第124条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 第1号の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録については、当該記録に係る身体的拘束等を行った日</p> <p>(イ) 第2号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日</p> <p>(ウ) 第3号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日</p> <p>(エ) 第4号の指定短期入所生活介護計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日</p> <p>(オ) 第5号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(カ) 第6号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p> <p>(キ) 第7号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(ク) 第8号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日</p>

<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準条例第77条)  第十六条 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。  2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準規則第135条)  第三十三条 条例第七十七条において準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>ホ 暴力団員等の排除 ☆  居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。  (ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。  (イ) 居宅基準規則第33条における「ユニット型指定短期入所生活介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(準用)  第七十七条 第七条, 第九条, 第十二条, 第十三条から第十六条まで, 第五十一条, 第六十八条, 第六十九条(第三項及び第七項を除く。)及び第七十一条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第六十八条第二項中「第六十三条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第六十三条第一項」と、第六十九条第四項中「前項」とあるのは「第七十五条第一項」と、同条第五項中「第三項」とあるのは「第七十五条第一項」と、「居室」とあるのは「ユニット」と、同条第六項中「特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第十五条第一項に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であって」とあるのは「ユニット型特別養護老人ホーム」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)  第三百三十五条 第三条, 第五条から第八条まで, 第十条, 第十一条, 第十四条, 第十六条, 第十九条, 第二十六条から第三十一条まで, 第三十三条, 第三十九条, 第七十六条, 第七十七条, 第百六条, 第百七条(第三項を除く。), 第百八条第一項, 第二項及び第五項, 第百九条, 第百十条, 第百十三条, 第百十六条から第百十八条まで, 第百二十条, 第百二十三条並びに第百二十四条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「第三百三十五条において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者」と、第三十三条, 第七十六条及び第百六条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、同条第七項中「第六十八条第二項」とあるのは「第七十七条において準用する条例第六十八条第二項」と、「第九十条第二項から第六項まで」とあるのは「第百七条において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十条第二項から第六項まで」と、第百七条第四項中「第九十一条第一項及び第二項」とあるのは「第百七条において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十一条第一項及び第二項」と、第百八条第一項中「第六十九条第一項」とあるのは「第七十七条において準用する条例第六十九条第一項」と、「第百二十五条」とあるのは「第三百三十五条」と、「第七十二条」とあるのは「第七十七条」と、同条第二項及び第五項中「条例」とあるのは「条例第七十七条において準用する条例」と、第百九条第一項中「第二百一十一条に規定する運営規程」とあるのは「第三百三十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第百二十四条第二号及び第三号中「第七十二条」とあるのは「第七十七条」と、同条第五号及び第六号中「次</p>	<p>サ 準用  居宅基準条例第77条の規定により居宅基準条例第7条, 第9条, 第12条, 13条から第16条まで, 第51条, 第68条, 第69条(第3項及び第7項を除く。)及び第71条の規定並びに居宅基準規則第135条の規定により居宅基準規則第3条, 第5条から第8条まで, 第10条, 第11条, 第14条, 第16条, 第19条, 第26条から第31条まで, 第33条, 第39条, 第76条, 第77条, 第106条, 第107条(第3項を除く。), 第108条第1項, 第2項及び第5項, 第109条, 第110条, 第113条, 第116条から第118条まで, 第120条, 第123条並びに第124条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第3の8の(3)のア, イ, オ, クからコまで, シ, ソからチまでを参照されたい。</p>

	条」とあるのは「第百三十五条」と読み替えるものとする。	
(委任) 第七十八条 この節に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。		
第三節 共生型短期入所生活介護	第三節 共生型短期入所生活介護	(5) 共生型短期入所生活介護の基準
(共生型短期入所生活介護の基準) 第七十八条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第三十七条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が規則で定める面積以上であること。 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。 三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	(共生型短期入所生活介護の基準) 第百三十五条の二 条例第七十八条の二第一号の規則で定める面積は、九・九平方メートルとする。 2 条例第七十八条の二第二号の規則で定める数は、当該指定短期入所事業所(同条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)が提供する指定短期入所(指定障害福祉サービス基準条例第三十七条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であることとする。	ア 従業者の員数及び管理者 (ア) 従業者 指定短期入所事業所の従業者の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者(要介護者)の数を含めて当該指定短期入所事業所の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。 この場合において、昼間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用者(要介護者)は障害支援区分5とみなして計算すること。 (イ) 管理者 指定短期入所生活介護介護の場合と同趣旨であるため、第3の8の(1)のオを参照されたい。なお、共生型短期入所生活介護事業所の管理者と指定短期入所事業所の管理者を兼務することは差し支えないこと。 イ 設備に関する基準 指定短期入所事業所の居室の面積が、当該指定短期入所事業所の利用者(障害者及び障害児)の数と共生型短期入所生活介護の利用者(要介護者)の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。 その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。 なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は
(準用) 第七十八条の三 第七条、第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで、第五十一条、第六十七条、第七十条及び第七十一条の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。	(準用) 第百三十五条の三 第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十四条、第七十六条、第七十七条及び第九十条から第二百二十四条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十六条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第百二十一条に規定する運営規程をいう。第百九条第一項において同	
(委任) 第七十八条の四 この節に定めるもののほか、共生型短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。		

	<p>じ。)と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第七十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第九十条第一項中「第二百二十一条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第一百二十二条、第一百三十一条及び第二百二十条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第二百二十四条第一号中「条例」とあるのは「条例第七十八条の三において準用する条例」と、同条第二号及び第三号中「第七十二条」とあるのは「第七十八条の三」と、同条第五号中「次条において準用する第十四条第二項」とあるのは「第十四条第二項」と、同条第六号中「次条において準用する第十九条」とあるのは「第十九条」と読み替えるものとする。</p>	<p>障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</p> <p>ウ 指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から、指定短期入所事業所が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>エ 運営等に関する基準</p> <p>居宅基準条例第78の3の規定により、第7条、第9条、第12条、第13条から第16条まで、第51条、第67条、第70条及び第71条の規定並びに居宅基準規則第135条の3の規定により、第3条、第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第19条、第26条から第31条まで、第33条、第39条、第74条、第76条、第77及び第109条から第123条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第3の1の(3)のイからカまで、ケ、サ、セ、ニ、ネからフまで及びホ、第3の2の(3)のエ及びに第3の6の(3)のオからキまで並びに第3の8の(3)のアからソまでを参照されたい。</p> <p>この場合において、準用される居宅基準規則第121条第3号及び第122条の規定について、指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。つまり、指定短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となること。例えば、併設事業所で利用定員20人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えないこと。</p> <p>オ その他の共生型サービスについて</p> <p>訪問介護と同様であるので、第3の1の(4)のオを参照されたいこと。</p>
<p>第四節 基準該当短期入所生活介護 (指定通所介護事業所等との併設)</p> <p>第七十九条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。)は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)、指定認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第五十二条</p>	<p>第四節 基準該当短期入所生活介護</p>	<p>(6) 基準該当短期入所生活介護に関する基準</p> <p>ア 基準該当短期入所生活介護事業所は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならないこととされているが、ここにいる社会福祉施設とは、社会福祉法第62条にいう社会福祉施設を指すものであること。</p>

<p>第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。</p>		
<p>(従業者) 第八十条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに、規則で定める員数の生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者を有しなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。</p> <p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第七十四条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第七十五条第一項に規定する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(従業者) 第百三十六条 条例第八十条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 生活相談員 一人以上</li> <li>二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が三又はその端数を増すごとに一人以上</li> <li>三 栄養士 一人以上</li> <li>四 機能訓練指導員 一人以上</li> <li>五 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数</li> </ol> <p>2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる従業者を確保するものとする。</p> <p>5 条例第八十条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第百十八条第二項から第四項までに規定する基準を満たすことをもつて、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>イ 従業者の員数及び管理者 医師の配置が不要であること、居宅基準規則第136条第4項にいう従業者の員数の確保に関するものを除けば、いわゆる単独型の指定短期入所生活介護事業所の基準と同様であり、第3の8の(1)のイからオまでを参照されたい。</p>
	<p>(利用定員等) 第百三十七条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。</p>	

	<p>2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第百十九条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>(設備及び備品等) 第八十一条 基準該当短期入所生活介護事業所には、居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、静養室、面接室及び介護職員室を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能である場合であって、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。 2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第七十六条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(設備及び備品等) 第百三十八条 条例第八十一条第一項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。 一 居室 イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。 ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。 ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。 二 食堂及び機能訓練室 イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。 三 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 四 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 五 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。 2 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。 3 条例第八十一条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第百二十条第一項及び第二項に規定する基準を満たすことをもって前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>ウ 設備に関する基準 (ア) 併設の指定通所介護事業所等の施設との設備の兼用が居室を除き可能であること、利用者1人当たりの床面積に関する基準が異なること、廊下は車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅であればよいこと等、指定短期入所生活介護の基準との相違点に留意すること。 (イ) 基準該当短期入所生活介護における利用者1人当たりの床面積については7.43平方メートル以上とされているところであるが、基準該当サービスは市区町村が必要と認める場合にのみ給付の対象となるサービスであり、指定事業者によるサービス提供が地域の需要を満たしている場合は給付の対象とならないことがあり得るので、基準該当短期入所生活介護の事業を行うとする場合は当該市区町村の意向をあらかじめ確認するとともに、利用者の適切な処遇確保の観点から良好な居住環境の実現や居室面積の確保に留意すること。 (ウ) 平成12年4月1日前から引き続き存する老人短期入所事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設(同日において基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設(同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、設備基準のうち1の居室の定員に関する基準(4人以下)、利用者1人当たりの床面積に関する基準(10.65平方メートル以上)、食堂及び機能訓練室の面積に関する基準(3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上)を適用しないものである。(居宅基準規則附則第12項による経過措置)</p>
	<p>(指定通所介護事業所等との連携) 第百三十九条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。</p>	
<p>(準用) 第八十二条 第七条、第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで、第五十一条、第六十七条、</p>	<p>(準用) 第百四十条 第三条、第五条から第八条まで、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十六</p>	<p>エ 運営に関する基準 居宅基準条例第82条の規定により居宅基準条例第7条、第9条、第12条、第13条から第16条まで、</p>

第七十条及び第七十一条の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。

条から第二十八条まで、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十九条、第七十四条、第七十六条、第七十七条及び第一節(第六十六条から第八十条まで、第八十一条第一項及び第二十五条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条中「常勤の者」とあるのは「者」と、第十四条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「第三十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第八十二条において準用する条例」と、第七十四条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「第三十六条第一項各号に掲げる従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第八十二条において準用する条例」と、第九十九条第一項中「第二十一条」とあるのは「第四十条において準用する第二十一条」と、第一百零一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第一百七十七条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第二百二十二条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第二百二十四条第一号中「第七十一条第二項」とあるのは「第八十二条において準用する条例第七十一条第二項」と、同条第二号及び第三号中「第七十二条」とあるのは「第八十二条」と、同条第五号中「次条において準用する第十四条第二項」とあるのは「第十四条第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第十九条」と読み替えるものとする。

第五十一条、第六十七条、第七十条及び第七十一条の規定並びに居宅基準規則第140条の規定により居宅基準規則第3条、第5条から第8条まで、第11条、第14条、第16条、第19条、第26条から第28条まで、第29条第1項、第30条、第31条、第33条、第39条、第74条、第76条、第77条及び第9章第1節(第106条から第108条まで、第111条第1項及び第125条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業に準用されるものであるため、第3の1の(3)のイからオまで、ケ、サ、セ、ニ、ネからフ、及びホ、第3の2の(3)のエ、第3の6の(3)のオ、カ及びキ並びに第3の8の(3)を参照されたい。この場合において、準用される居宅基準規則第111条第2項の規定は、基準該当短期入所生活介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額(100分の90、100分の80又は100分の70を乗ずる前の額)との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。

なお、当該事業所による短期入所生活介護が複数の市町村において基準該当短期入所生活介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

また、準用される居宅基準規則第二百二十二条第二項中「静養室」を「静養室等」と読み替える規定は、床面積が7.43平方メートル以上確保されている場合には、静養室以外においても基準該当短期入所生活介護を行うことができるものであり、このこと以外は、第3の8の(3)のセを準用する。

(委任)  
第八十三条 この節に定めるもののほか、基準該当短期入所生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十章 短期入所療養介護  
第一節 指定短期入所療養介護

(基本方針)  
第八十四条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(次節に規定するユニット型指定短期入所療養介護を除く。以下この節において「指定短期入所療養介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力

第十章 短期入所療養介護  
第一節 指定短期入所療養介護

9 短期入所療養介護

に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(従業者)

第八十五条 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者を有しなければならない。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

二 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(従業者)

第百四十一条 条例第八十五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百五十二条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介

(1) 人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準条例第85条及び第86条、居宅基準規則第141条及び第142条)

ア 本則

いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準(ユニット型介護老人保健施設、ユニット型介護医療院及びユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。)を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。

イ 経過措置

(ア) 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)の施行前において、療養病床転換による療養型病床群として病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)及び診療所療養病床療養環境減算が適用されてきた病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設にあつては、当該減算が平成20年3月31日限

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十二号）第六条第三号又は第八条第二号に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第七十九条第二項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（同条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第八十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、看護補助者（医療法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれにおいて、同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

りで廃止されたことから、当該病床を有する病院又は診療所における短期入所療養介護についても、各基準において、指定介護療養型医療施設と同等の基準を満たさなければならないものとする。（居宅基準附則第6条から附則第13条まで）

(イ) その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険関係法令の一部改正等について」（平成13年2月22日老計発第9号・老振発第8号・老老発第4号通知）を参照されたい。

(設備)

第八十六条 指定短期入所療養介護事業所には、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十三号）第十八条第一項に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定

(設備)

第四百二十二条 条例第八十六条第一項第四号の病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとするものとする。

2 条例第八十六条第二項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第二百二十四条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 病室、浴室、機能訓練を行うための場所及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の施設に関する基準を定める条例（平成三十年宮城県条例第三十一号）第四条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）（☆居宅基準規則第154条）

第百九条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百五十一条に規定する運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（2）運営に関する基準

ア 内容及び手続の説明及び同意 ☆

居宅基準規則第109条は、指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定短期入所療養介護事業所の運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定短期入所療養介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所療養介護の提供を受けること（サービスの内

		容及び利用期間等を含む)につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定短期入所療養介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。
	(指定短期入所療養介護の開始及び終了)(☆居宅基準規則第154条) 第百十条 2 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。	イ 指定短期入所療養介護の開始及び終了 ☆ 居宅基準第110条第2項は、利用者が指定短期入所療養介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないこととしたものである。
(提供拒否の禁止)(☆居宅基準条例第88条) 第九条 指定短期入所療養介護事業者は、正当な理由がなく、指定短期入所療養介護の提供を拒んではならない。		イ 提供拒否の禁止 ☆ 居宅基準条例第9条は、指定短期入所療養介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難な場合である。
	(サービス提供困難時の対応)(☆居宅基準規則第154条) 第五条 指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	ウ サービス提供困難時の対応 ☆ 指定短期入所療養介護事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準規則第5条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。
	(受給資格等の確認)(☆居宅基準規則第154条) 第六条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 2 指定短期入所療養介護事業者は、前項の被保険	エ 受給資格等の確認 ☆ (ア) 居宅基準規則第6条第1項は、指定短期入所療養介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめ

	<p>者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>なければならないこととしたものである。  (イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定短期入所療養介護事業者は、これに配慮して指定短期入所療養介護を提供するように努めべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆居宅基準規則第154条)  第七条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。  2 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆  (ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定短期入所療養介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定短期入所療養介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。  (イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(心身の状況等の把握) (☆居宅基準規則第154条)  第八条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十七年宮城県規則第十五号)第十一条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) (☆居宅基準規則第154条)  第十条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居</p>	<p>カ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ☆  居宅基準規則第10条は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条第1号イ又はロに該当する利用者は、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定短期入所療養介護事業者は、施行規則第64条第1号イ又はロに該</p>

	<p>宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同じ。）として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>当しない利用申込者又はその家族に対し、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）（☆居宅基準規則第154条）      第十一条 指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画（省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しなければならない。</p>	
	<p>（サービスの提供の記録）（☆居宅基準規則第154条）      第十四条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。      2 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>ケ サービスの提供の記録 ☆      （ア）居宅基準規則第14条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。      （イ）同条第2項は、当該指定短期入所療養介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。      また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。      なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準規則第153条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>（利用料等の受領）      第一百四十三条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p>	<p>ア 利用料等の受領      （ア）居宅基準規則第143条第1項及び第2項の規定は、指定訪問介護に係る第15条第1項及び第2項の規定と同趣旨であるため、第3の1の（3）の（ア）及び（イ）を参照されたい。  <b>第3の1の（3）の（ア）より</b>      （ア）居宅基準規則第15条第1項は、指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定短期入所療養介護についての利用者負</p>

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
  - 二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
  - 三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）
  - 六 理美容代
  - 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当するものと認められるもの
- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割（法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

(イ) 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定短期入所療養介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定短期入所療養介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定短期入所療養介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

- a 利用者に、当該事業が指定短期入所療養介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
- b 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定短期入所療養介護事業所の運営規程とは別に定められていること。
- c 会計が指定短期入所療養介護の事業の会計と区分されていること。

(イ) 居宅基準規則第143条第3項は、指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に関して、

- a 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第51条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- b 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- c 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- d 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

		<p>e 送迎に要する費用(知事が別に定める場合を除く。)</p> <p>f 理美容代</p> <p>g 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、aからdまでの費用については、指針及び特別な居室等の基準等の定めるところによるものとし(c及びdの「知事が定める基準」については同告示のとおりとする。)、eの費用については、算定基準に定める場合を除くものとし、gの費用の具体的な範囲については、日常生活に要する費用に係る通知によるものとする。</p> <p>(ウ) 同条第5項は、指定短期入所療養介護事業者は、同条第3項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、その額等を記載した書類を交付して、説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。また、同項第1号から第4号までの利用料に係る同意については、文書によって得なければならないこととしたものである。</p>
	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)(☆居宅基準規則第154条)</p> <p>第十六条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆</p> <p>居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第八十七条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。</p> <p>3 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定短期入所療養介護の取扱方針)</p> <p>第一百四十四条 第一百四十一条各号に掲げる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。</p>	<p>イ 指定短期入所療養介護の取扱方針(居宅基準条例第87条、居宅基準規則第144条)</p> <p>(ア) 居宅基準条例第87条第2項に定める「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供するものとする。</p> <p>(イ) 指定短期入所療養介護事業者は、居宅基準規則第153条の規定に基づき、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、5年間保存しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、当該記録は主治医が診療録に行わなければならないものとする。</p>
<p>(身体的拘束等の禁止)(☆居宅基準条例第88</p>		

<p>条) 第七十一条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 2 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>		
	<p>(短期入所療養介護計画の作成) 第百四十五条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、短期入所療養介護のサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「短期入所療養介護計画」という。）を作成しなければならない。 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>ウ 短期入所療養介護計画の作成（居宅基準規則第145条） (ア) 指定短期入所療養介護事業者は、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。 (イ) 短期入所療養介護計画は利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。 なお、当該交付した短期入所療養介護計画は、居宅基準規則第153条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。 (ウ) 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅におけるケアプランを考慮しつつ、利用者の日々の療養状況に合わせて作成するものとする。 (エ) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所療養介護事業者については、第3の1の(3)の(カ)を準用する。 <b>第3の1の(3)の(ス)より</b> (カ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年宮城県規則第15号）第11条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅基準規則において位置づけられている計画の提出を求めなければならない」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所療養介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所療養介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
	<p>(診療の方針) 第百四十六条 医師の診療の方針は、次に掲げると</p>	<p>エ 診療の方針（居宅基準規則第146条） (ア) 短期入所療養介護事業所の医師は、常に利用者の</p>

	<p>ころによるものとする。</p> <p>一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。</p> <p>二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。</p> <p>三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。</p> <p>四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。</p> <p>五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に知事が定めるもののほか行ってはならない。</p> <p>六 別に知事が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。</p> <p>七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>病床や心身の状態の把握に努めること。特に、診療に当たっては、的確な診断をもととし、入所者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行うものとする。</p> <p>(イ) 第5号における「別に知事が定めるもの」とは、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号)第五に定める療法等とする。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第146条第6号における「別に知事が定める医薬品」とは、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号)第六に定める使用医薬品とする。</p>
	<p>(機能訓練)</p> <p>第百四十七条 指定短期入所療養介護業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。</p>	<p>オ 機能訓練 (居宅基準規則第147条)</p> <p>リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならないものとする。</p>
	<p>(看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第百四十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。</p> <p>3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えないなければならない。</p> <p>5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p> <p>6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に</p>	<p>カ 看護及び医学的管理の下における介護 (居宅基準規則第148条)</p> <p>(ア) 入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。</p> <p>(イ) 排せつの介護に当たっては、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。おむつを使用せざるを得ない場合には、利用者の心身及び活動状況に適したおむつを提供し、適切におむつを交換するものとする。</p>

	<p>対して、その利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p>	
	<p>(食事の提供)</p> <p>第百四十九条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。</p> <p>2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。</p>	<p>キ 食事の提供（居宅基準規則第149条）</p> <p>(ア) 食事の提供について 個々の入所者の栄養状態に応じて、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養管理を行うように努めるとともに、利用者の栄養状態、身体の状態並びに病状及び嗜好を定期的に把握し、それに基づき計画的な食事の提供を行うこと。 また、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。 なお、転換型の療養病床等であって食堂がない場合には、できるだけ離床して食事が食べられるよう努力をしなければならないものとする。</p> <p>(イ) 調理について 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</p> <p>(ウ) 適時の食事の提供について 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降とすること。</p> <p>(エ) 食事の提供に関する業務の委託について 食事の提供に関する業務は指定短期入所療養介護事業者自らが行うことが望ましいが、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、当該事業者の最終的責任の下で第三者に委託することができること。</p> <p>(オ) 療養室等関係部門と食事関係部門との連携について 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事の的確に反映させるために、療養室等関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていることが必要であること。</p> <p>(カ) 栄養食事相談 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。</p> <p>(キ) 食事内容の検討について 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。</p>
	<p>(その他のサービスの提供)</p> <p>第百五十条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の</p>	

	<p>家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>	
	<p>(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第154条)  第十九条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。  一 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆  居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定短期入所療養介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
	<p>(管理者の責務) (☆居宅基準規則第154条)  第三十九条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。  2 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に条例第八十七条並びに第八十八条において準用する第九条、第十二条から第十六条まで、第五十一条及び第七十一条の規定並びに第百四十三条から第百五十三条まで並びに第百五十四条において準用する第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十六条、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十四条、第七十六条、第百三条、第百九条、第百十条第二項、第百二十三条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>エ 管理者の責務 ☆ (第3の2の(3))  居宅基準規則第39条は、指定短期入所療養介護事業所の管理者の責務を、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
	<p>(運営規程)  第百五十一条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。  一 事業の目的及び運営の方針  二 従業者の職種、員数及び職務の内容  三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額  四 通常の見送りの実施地域  五 施設利用に当たっての留意事項  六 非常災害対策  七 その他運営に関する重要事項</p>	<p>ク 運営規程(居宅基準規則第151条)  居宅基準規則第151条第7号の「その他運営に関する重要事項」に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。  <b>第3の1の(3) ツより</b>  〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)  (ア) 〔略〕  (イ) 利用料その他の費用の額(第4号)  「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定短期入所療養介護に係る利用料(1割負担、2割負</p>

		<p>担又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない指定短期入所療養介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準規則第143条第3項により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)</p> <p><b>第3の8の(3)スより</b>  (イ) 指定短期入所療養介護の内容(第4号)  「指定短期入所療養介護の内容」については、送迎の有無も含めたサービスの内容を指すものであること〔略〕。  (ウ) 通常送迎の実施地域(第5号)  通常送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではないものであること〔略〕。  (エ) 施設利用に当たっての留意事項(第6号)  利用者が指定短期入所療養介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること〔略〕。</p> <p><b>第3の6の(3)エより</b>  (オ) 非常災害対策(第9号)  カの非常災害に関する具体的計画を指すものであること〔略〕。</p>
	<p>(勤務体制の確保等)(☆居宅基準規則第154条)  第七十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供できるよう、指定短期入所療養介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかななければならない。  2 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該指定短期入所療養介護事業所の従業員によって指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  3 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>オ 勤務体制の確保等 ☆(第3の6の(3))  居宅基準規則第74条は、利用者に対する適切な指定短期入所療養介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。  (ア) 指定短期入所療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所療養介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。  (イ) 同条第2項は、原則として、当該指定短期入所療養介護事業所の従業員たる指定短期入所療養介護従業者によって指定短期入所療養介護を提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p> <p><b>第3の9の(2)のサより</b>  〔略〕準用される居宅基準規則第74条第1項については、当該病院、診療所又は介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があることとしたものであることに留意するものとする。</p>
	<p>(定員の遵守)  第一百五十二条 指定短期入所療養介護事業者は、次</p>	<p>ケ 定員の遵守  居宅基準規則第152条は、利用者に対する適切な</p>

	<p>に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>四 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p>	<p>指定短期入所療養介護の提供を確保するため、介護老人保健施設及び介護医療院についてはその療養室の全部が指定短期入所療養介護の提供のために利用できること、病院及び診療所についてはその療養病床等の病床において指定短期入所療養介護の提供を行わなければならないことを踏まえて、指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならないことを明記したものである。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(イ) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>(ウ) 療養病床を有する病院、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床、診療所又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数</p>
<p>(非常災害対策) (☆居宅基準条例第88条)</p> <p>第五十一条 指定短期入所療養介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策) (☆居宅基準規則第154条)</p> <p>第七十六条 指定短期入所療養介護事業所は、条例第八十八条において準用する条例第五十一条の計画について、当該指定短期入所療養介護事業所の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 条例第八十八条において準用する条例第五十一条に定めるもののほか、指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備</p> <p>二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備</p>	<p>カ 非常災害対策 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第51条は、指定短期入所療養介護事業者は、非常災害に際して必要な措置に関する計画の策定、消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 「消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から市町村や消防団、地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第76条第1項の「条例第51条の計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び当該施設の立地条件等を勘案して予想される非常災害の種類（火災、地震、津波、地すべり、風水害等）ごとに作成する計画をいうものであり、当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこととしたものである。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所療養介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所療養介護事業所においても、防火</p>

		<p>管理について責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(エ) 居宅基準規則第76条第2項では、非常災害時には施設や設備の被災により介護サービスの継続が困難な状況も想定されることから、介護環境を確保するため、他の社会福祉施設等との間で相互の避難受入等の連携及び協力の体制を整備するよう努めることとしたものである。なお、この場合、あらかじめ他の社会福祉施設等と協定を締結しておくことが有効である。</p> <p>また、非常災害時は、ライフライン（電気、ガス、水道、通信、物流等）が長時間途絶される事態が想定されることから、非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時に必要となるものの備蓄や、自家発電装置等の整備に努めることとしたものである。</p>
	<p>(衛生管理等) (☆居宅基準規則第154条)</p> <p>第百三条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>エ 衛生管理等 ☆</p> <p>居宅基準第103条第1項は、指定短期入所療養介護事業所の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 指定短期入所療養介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>(イ) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、厚生労働省から別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>(ウ) 医薬品の管理については、当該指定短期入所療養介護事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられること。</p> <p>(エ) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>
	<p>(掲示) (☆居宅基準規則第154条)</p> <p>第二十六条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	
<p>(秘密保持義務) (☆居宅基準条例第88条)</p> <p>第十二条 指定短期入所療養介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ニ 秘密保持等 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第12条第1項は、指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、指定短期入所療養介護事業者に対して、過去に当該指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定短期入所療養介護事業者</p>

		<p>は、当該指定短期入所療養介護事業所の短期入所療養介護従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p>
	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規則第154条)      第二十七条 指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第27条は、短期入所療養介護従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定短期入所療養介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
<p>(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第88条)      第十三条 指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>		<p>ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆      居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p>
<p>(苦情の処理) (☆居宅基準条例第88条)      第十四条 指定短期入所療養介護事業者は、その提供した指定短期入所療養介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。      2 指定短期入所療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>ノ 苦情処理 ☆      (ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。      (イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定短期入所療養介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定短期入所療養介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。      また、指定短期入所療養介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。      なお、居宅基準規則第153条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(調査への協力等) (☆居宅基準規則第154条)      第二十九条 指定短期入所療養介護事業者は、できる限り、提供した指定短期入所療養介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定短期入所療養介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたも</p>

	<p>場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	<p>のである。</p>
	<p>（地域等との連携）（☆居宅基準規則第154条）</p> <p>第二百二十三条 指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>セ 地域等との連携 ☆</p> <p>居宅基準規則第123条は、指定短期入所療養介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定短期入所療養介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（地域との連携）（☆居宅基準規則第154条）</p> <p>第三十条 指定短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆</p> <p>居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>（事故発生時の対応）（☆居宅基準条例第88条）</p> <p>第十五条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆</p> <p>居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定短期入所療養介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じることができるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準規則第153条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下</p>

		<p>の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定短期入所療養介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>(イ) 指定短期入所療養介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>(ウ) 指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>
	<p>(会計の区分) (☆居宅基準規則第154条)</p> <p>第三十一条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>フ 会計の区分 ☆</p> <p>居宅基準規則第31条は、指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。</p>
	<p>(記録の整備)</p> <p>第百五十三条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第八十八条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第八十八条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 条例第八十八条において準用する条例第七十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 短期入所療養介護計画</p> <p>五 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>六 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>七 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>八 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>コ 記録の整備</p> <p>居宅基準規則第153条の指定短期入所療養介護の提供に関する記録には診療録が含まれているものであること。</p> <p>なお、同条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日</p> <p>(イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日</p> <p>(ウ) 第3号の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録については、当該記録に係る身体的拘束等を行った日</p> <p>(エ) 第4号の短期入所療養介護計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日</p> <p>(オ) 第5号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(カ) 第6号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p> <p>(キ) 第7号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日</p>

<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準条例第88条)      第十六条 指定短期入所療養介護事業所の管理者      その他これに準ずる者として規則で定めるもの      は、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力      団員であってはならない。      2 指定短期入所療養介護事業所は、暴力団排除      条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事      業活動に支配的な影響力を有するものであって      はならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準規則第154条)      第三十三条 条例第八十八条において準用する条例      第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる      名称を有する者であるかを問わず、当該指定短期      入所療養介護事業所の業務に関し一切の裁判外の      行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する      者の権限を代行することができる地位にある者と      する。</p>	<p>(ク) 第8号の介護給付費を請求するために審査支払      機関に提出した記録については、当該請求に係る介      護給付費の支払日      ホ 暴力団員等の排除 ☆      居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、      暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して      介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとする      ものである。      (ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則      第33条は、指定短期入所療養介護事業所の管理者      はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限      を代行できる職員からも暴力団員を排除するもので      ある。      (イ) 居宅基準規則第33条における「指定短期入所      療養介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為を      する権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限      を代行することができる地位にある者」とは、当該      事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(準用)      第八十八条 第九条, 第十二条, 第十三条から第      十六条まで, 第五十一条及び第七十一条の規定      は、指定短期入所療養介護の事業について準用      する。</p>	<p>(準用)      第五百四十四条 第五条から第八条まで, 第十条, 第      十一条, 第十四条, 第十六条, 第十九条, 第二十六      条, 第二十七条, 第二十九条から第三十一条ま      で, 第三十三条, 第三十九条, 第七十四条, 第七      十六条, 第九十条, 第九十九条, 第一百条第二項及      び第二百二十三条の規定は、指定短期入所療養介護      の事業について準用する。この場合において、第      二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入      所療養介護従業者」と、第三十三条中「条例」と      あるのは「条例第八十八条において準用する条例」      と、第七十四条第三項中「通所介護従業者」とあ      るのは「短期入所療養介護従業者」と、第七十六      条中「条例」とあるのは「条例第八十八条におい      て準用する条例」と、第九十条中「第二十一条」      とあるのは「第一百五十一条」と、「短期入所生活      介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業      者」と読み替えるものとする。</p>	<p>サ 準用      居宅基準条例第88条の規定により居宅基準条例第      9条, 第12条, 第13条から第16条まで, 第51      条及び第71条の規定並びに居宅基準規則第154条      の規定により居宅基準規則第5条から第8条まで, 第      10条, 第11条, 第14条, 第16条, 第19条,      第26条, 第27条, 第29条から第31条まで, 第      33条, 第39条, 第74条, 第76条, 第103条,      第109条, 第110条第2項及び第123条の規定      は、指定短期入所療養介護の事業について準用される      ものであるため、第3の1の(3)のイからカまで,      ケ, サ, セ, ニ, ネからフまで及びホ, 第3の2の(3)      のエ, 第3の6の(3)のオ及びカ, 第3の7の(3)      のエの(ア), (イ) 及び(エ) 並びに第3の8の(3)      のア, イ及びセを参照されたい。この場合において、      準用される居宅基準規則第74条第1項については、      当該病院, 診療所又は介護老人保健施設の従事者の日      々の勤務時間, 常勤・非常勤の別等を勤務表上明確に      し, 人員に関する基準が満たされていることを明らか      にする必要があることとしたものであることに留意す      るものとする。</p>
<p>(委任)      第八十九条 この節に定めるもののほか, 指定短      期入所療養介護の事業の人員等に関する基準は,      規則で定める。</p>		
<p>第二節 ユニット型指定短期入所療養介護</p>	<p>第二節 ユニット型指定短期入所療養介護</p>	<p>(3) ユニット型指定短期入所療養介護の事業      ア 居宅基準条例第10章第2節及び居宅基準規則第1      0章第2節の趣旨      「ユニット型」の指定短期入所療養介護の事業は、      居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い      日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単      位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケア</p>

		<p>を行うことに特徴がある。</p> <p>こうしたユニット型指定短期入所療養介護の事業におけるケアは、これまでの指定短期入所療養介護の事業におけるケアと大きく異なることから、その基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、居宅基準条例第10章第1節及び居宅基準規則第10章第1節ではなく、第10章第2節によるものである。なお、人員に関する基準については、居宅基準条例第10章第1節及び居宅基準規則第10章第1節に定めるところによるので、留意すること。</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第九十条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下この節において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。</p>		<p>イ 基本方針</p> <p>居宅基準条例第90条は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業がユニットケアを行うものであることを規定したものである。</p> <p>その具体的な内容に関しては、居宅基準条例第92条及び居宅基準規則第156条以下に、指定短期入所療養介護の取扱方針、看護及び医学的管理の下における介護、食事など、それぞれについて明らかにしている。</p>
<p>第八十四条（☆居宅基準条例第93条）</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた</p>		

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の政令第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（従業者）（☆居宅基準条例第93条）  
第八十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、規則で定める員数の当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者を有しなければならない。  
一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士  
二 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士  
三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十二号）第六条第三号又は第八条第二号に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士  
四 診療所（療養病床を有するものを除く。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員  
2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第七十九条第二項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護（同条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつ

（従業者）（☆居宅基準規則第163条）  
第四百四十一条 条例第八十五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。  
一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第二百五十二条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。  
二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。  
三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、看護補助者（医療法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれにおいて、同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。  
四 診療所（療養病床を有するものを除く。）であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備するこ

（1）人員に関する基準・設備に関する基準（居宅基準条例第93条により準用する第85条及び第86条、居宅基準規則第163条により準用する第141条及び第142条）☆  
ア 本則  
いわゆる本体施設となる介護老人保健施設、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所が、それぞれの施設として満たすべき人員・施設基準（ユニット型介護老人保健施設及びユニット型指定介護療養型医療施設に関するものを除く。）を満たしていれば足りるものとする。また、本体施設が療養病床を有する病院又は診療所については、それぞれの施設として満たすべき施設基準に加えて消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとしている。  
イ 経過措置  
（ア）医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行前において、療養病床転換による療養型病床群として病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）及び診療所療養病床療養環境減算が適用されてきた病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設にあつては、当該減算が平成20年3月31日限りで廃止されたことから、当該病床を有する病院又は診療所における短期入所療養介護についても、各基準において、指定介護療養型医療施設と同等の基準を満たさなければならないものとする。（居宅基準附則第6条から附則第13条まで）  
（イ）その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険関係法令の一部改正等について」（平成13年2月22日老計発第9号・老振発第8号・老老発第4号通知）を参照されたい。

<p>ては、指定介護予防サービス等基準条例第八十八条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第八十条第一項に規定する基準を満たすことをもって、第九十三条において準用する第八十五条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>ととし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。</p>	
<p>(設備)</p> <p>第九十一条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）には、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）</p> <p>二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）</p> <p>三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）</p> <p>四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）</p> <p>五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第八十六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第八十五条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第八十</p>		<p>ウ 設備の基準</p> <p>(ア) 居宅基準条例第91条第1項第1号は、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」（平成24年宮城県条例第83号）第19条の規定と同趣旨であるため、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成27年9月16日長政第445号）の第3の2の内容を参照されたい。</p> <p>(イ) 同条第五号は、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生省令第5号）第45条の規定と同趣旨であるため、「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成30年3月22日老老発0322第1号）の第6の3の内容を参照されたい。</p>

<p>六条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意) (☆居宅基準規則第163条)      第百九条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百六十条に規定する重要事項に関する規程の概要、第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。      2 第四条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>	<p>(3) 運営に関する基準☆      ア 内容及び手続の説明及び同意 ☆      居宅基準規則第109条は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所療養介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の運営規程の概要、ユニット型短期入所療養介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所療養介護の提供を受けること(サービス内容及び利用期間等を含む)につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定ユニット型短期入所療養介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
	<p>(指定短期入所療養介護の開始及び終了) (☆居宅基準規則第163条)      第百十条 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。</p>	<p>イ 指定短期入所療養介護の開始及び終了 ☆      居宅基準第110条第2項は、利用者が指定短期入所療養介護の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならないこととしたものである。</p>
<p>(提供拒否の禁止) (☆居宅基準条例第93条)      第九条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、正当な理由がなく、指定短期入所療養介護の提供を拒んではならない。</p>		<p>イ 提供拒否の禁止 ☆      居宅基準条例第9条は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難な場合である。</p>

	<p>(サービス提供困難時の対応) (☆居宅基準規則第163条)</p> <p>第五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該指定短期入所療養介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他のユニット型指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>ウ サービス提供困難時の対応 ☆</p> <p>ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準規則第5条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他のユニット型指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
	<p>(受給資格等の確認) (☆居宅基準規則第154条)</p> <p>第六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所療養介護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>エ 受給資格等の確認 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第6条第1項は、指定短期入所療養介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、これに配慮して指定短期入所療養介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆居宅基準規則第163条)</p> <p>第七条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定短期入所療養介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>

	<p>(心身の状況等の把握) (☆居宅基準規則第163条)</p> <p>第八条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十七年宮城県規則第十五号)第十一条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助) (☆居宅基準規則第163条)</p> <p>第十条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。)第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して届け出る等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同じ。)として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>カ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>☆ 居宅基準規則第10条は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第64条第1号イ又はロに該当する利用者は、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、施行規則第64条第1号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) (☆居宅基準規則第163条)</p> <p>第十一条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅サービス計画(省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定短期入所療養介護を提供しなければならない。</p>	
	<p>(サービスの提供の記録) (☆居宅基準規則第163条)</p> <p>第十四条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用</p>	<p>ケ サービスの提供の記録 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第14条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサー</p>

	<p>者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>ビス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、当該指定短期入所療養介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p> <p>なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準規則第163条により準用する第153条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第百五十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）</p> <p>二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）</p>	<p>エ 利用料等の受領（居宅基準規則第155条）</p> <p>第3の9の（2）のイは、ユニット型指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第3の9の（2）のイの（ア）中「居宅基準規則第143条第1項及び第2項」とあるのは「居宅基準規則第155条第1項及び第2項」と、同（イ）中「居宅基準規則第143条第3項」とあるのは「居宅基準規則第155条第3項」と、同（ウ）中「同条第5項」とあるのは「居宅基準規則第155条第5項」と読み替えるものとする。</p>

	<p>三 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>四 知事の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>五 送迎に要する費用（知事が別に定める場合を除く。）</p> <p>六 理美容代</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。</p>	
	<p>（保険給付の請求のための証明書の交付）（☆居宅基準規則第163条）</p> <p>第十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆</p> <p>居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>（指定短期入所療養介護の取扱方針）</p> <p>第九十二条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p>	<p>（指定短期入所療養介護の取扱方針）</p> <p>第百五十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>オ 指定短期入所療養介護の取扱方針</p> <p>（ア）居宅基準条例第92条第1項は、居宅基準条例第90条の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者が自律的な日常生活を営むことができるよう支援するものとして行われなければならないことを規定したものである。利用者へのサービスの提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため職員は、1人1人の利用者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。</p> <p>なお、こうしたことから明らかなように、利用者の</p>

<p>4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>		<p>意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。</p> <p>(イ) 居宅基準条例第92条第2項は、居宅基準条例第90条の基本方針を受けて、利用者へのサービスの提供は、利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならないことを規定したものである。</p> <p>このため職員は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないようにすることにも配慮が必要である。</p>
<p>(身体的拘束等の禁止) (☆居宅基準条例第93条)</p> <p>第七十一条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p>		
	<p>(短期入所療養介護計画の作成) (☆居宅基準規則第163条)</p> <p>第一百四十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者と協議の上、短期入所療養介護のサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画(以下「短期入所療養介護計画」という。)を作成しなければならない。</p> <p>2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>ウ 短期入所療養介護計画の作成(居宅基準規則第145条) ☆</p> <p>(ア) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、施設に介護支援専門員がいる場合には、介護支援専門員に短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせること。介護支援専門員がいない場合には、療養介護計画作成の経験を有する者に作成をさせることが望ましい。</p> <p>(イ) 短期入所療養介護計画は利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、当該交付した短期入所療養介護計画は、居宅基準規則第163条の規定により準用する第153条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p> <p>(ウ) 短期入所療養介護計画の作成に当たっては、居宅におけるケアプランを考慮しつつ、利用者の日々の療</p>

	<p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>養状況に合わせて作成するものとする。  (エ) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供しているユニット型指定短期入所療養介護事業者については、第3の1の(3)の(カ)を準用する。  <b>第3の1の(3)のスより</b>  (カ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年宮城県規則第15号）第11条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅基準規則において位置づけられている計画の提出を求めなければならない」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供しているユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所療養介護計画の提供の求めがあった際には、当該短期入所療養介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
	<p>(診療の方針) (☆居宅基準規則第163条)  第百四十六条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。  一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。  二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。  三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。  四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。  五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に知事が定めるもののほか行ってはならない。  六 別に知事が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。  七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>エ 診療の方針 (居宅基準規則第146条) ☆  (ア) ユニット型短期入所療養介護事業所の医師は、常に利用者の病床や心身の状態の把握に努めること。特に、診療に当たっては、的確な診断をもととし、入所者に対して必要な検査、投薬、処置等を妥当適切に行うものとする。  (イ) 第5号における「別に知事が定めるもの」とは、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号) 第五に定める療法等とする。  (ウ) 居宅基準規則第146条第6号における「別に知事が定める医薬品」とは、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号) 第六に定める使用医薬品とする。</p>
	<p>(機能訓練) (☆居宅基準規則第163条)  第百四十七条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。</p>	<p>オ 機能訓練 (居宅基準規則第147条) ☆  リハビリテーションの提供に当たっては、利用者の心身の状況及び家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しなければならないものとする。</p>

	<p>(看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第百五十七条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。</p>	<p>カ 看護及び医学的管理の下における介護</p> <p>(ア) 居宅基準規則第157条第1項は、看護及び医学的管理の下における介護が、居宅基準条例第92条のサービスの取扱方針を受けた適切な技術をもって行われなければならないことを規定したものである。</p> <p>自律的な日常生活を営むことを支援するという点では、利用者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないよう留意する必要がある。また、利用者が相互に社会的関係を築くことを支援するという点では、単に利用者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、利用者相互の間で、頼り、頼られるといった精神的な面での役割が生まれることを支援することにも留意する必要がある。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第157条第2項の「日常生活における家事」には、食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ出しなど、多様なものが考えられる。</p> <p>(ウ) 同条第3項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、利用者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」これを行うこととするとともに、同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など利用者の意向に応じることができるだけの入浴機会を設けなければならないことを規定したものである。</p> <p>(エ) ユニット型指定短期入所生活介護事業所における看護及び医学的管理の下における介護については、前記の(ア)から(ウ)までによるほか、第3の9の(2)の(ア)及び(イ)を準用する。</p>
	<p>(食事)</p> <p>第百五十八条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者とその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利</p>	<p>キ 食事(居宅基準規則第158条)</p> <p>(ア) 居宅基準規則第158条第3項は、居宅基準条例第92条第1項のサービスの取扱方針を受けて、食事は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供しなければならないこと、また、事業者側の都合で急かしたりすることなく、入居者が自分のペースで食事をとることができるよう十分な時間を確保しなければならないことを規定したものである。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第158条第4項は、居宅基準条例第90条の基本方針を受けて、入居者の意思を尊重し、また、その心身の状況に配慮した上で、できる限り離床し、共同生活室で食事をとることができるよう支援しなければならないことを規定したものである。</p> <p>その際、共同生活室で食事をとるよう強制すること</p>

	<p>用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。</p>	<p>はあってはならないので、十分留意する必要がある。  (ウ) ユニット型指定短期入所療養介護事業所における食事については、前記の(ア)及び(イ)によるほか、第3の9の(2)のキの(ア)から(キ)までを準用する。</p>
	<p>(その他のサービスの提供)  <b>第百五十九条</b> ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。  2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。</p>	<p>ク その他のサービスの提供  (ア) 居宅基準規則第159条第1項は、居宅基準条例第92条第1項のサービスの取扱方針を受けて、入居者1人1人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないことを規定したものである。  (イ) ユニット型指定短期入所療養介護の療養室等は、家族や友人が来訪・宿泊して利用者と交流するのに適した個室であることから、これらの者ができる限り気軽に来訪・宿泊することができるよう配慮しなければならない。</p>
	<p>(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第163条)  <b>第十九条</b> ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。  一 正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆  居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、ユニット型指定短期入所療養介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
	<p>(管理者の責務) (☆居宅基準規則第163条)  <b>第三十九条</b> ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。  2 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者に条例第九十二条並びに第九十三条において準用する第九条、第十二条から第十六条まで、第五十一条及び第七十一条の規定並びに第百五十二条から第百六十二条並びに第百六十三条において準用する第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十六条、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十六条、第百三条、第百九条、第百十条第二項、第百二十三条、第百四十五条から第百四十七条まで及び第百五十三条の規定を遵守させるため必要な指揮命令</p>	<p>エ 管理者の責務 ☆(第3の2の(3))  居宅基準規則第39条は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者の責務を、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>

	<p>を行うものとする。</p>	
	<p>(運営規程)      第百六十条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 事業の目的及び運営の方針</li> <li>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>四 通常の見送の実施地域</li> <li>五 施設利用に当たっての留意事項</li> <li>六 非常災害対策</li> <li>七 その他運営に関する重要事項</li> </ol>	<p>ケ 運営規程（居宅基準規則第160条）      第3の9の（2）のクは、ユニット型指定短期入所療養介護事業者について準用する。この場合において、第3の9の（2）のク中「第151条第7号」とあるのは「第160条第7号」と読み替えるものとする。</p>
	<p>(勤務体制の確保等)      第百六十一条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める人員配置を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</li> <li>二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する人員として配置すること。</li> <li>三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</li> </ol> <p>3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>コ 勤務体制の確保      居宅基準規則第161条は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業に係る居宅基準規則第133条と同趣旨である為、第3の8の（4）のコを参照されたい。</p>
	<p>(定員の遵守)      第百六十二条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業</p>	

	<p>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者</p>	
<p>(非常災害対策)(☆居宅基準条例第93条) 第五十一条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)(☆居宅基準規則第163条) 第七十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所は、条例第九十三条において準用する条例第五十一条の計画について、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 条例第九十三条において準用する条例第五十一条に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備</p> <p>二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備</p>	<p>カ 非常災害対策 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第51条は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に際して必要な措置に関する計画の策定、消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 「消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から市町村や消防団、地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第76条第1項の「条例第51条の計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び当該施設の立地条件等を勘案して予想される非常災害の種類(火災、地震、津波、地すべり、風水害等)ごとに作成する計画をいうものであり、当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこととしたものである。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされているユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。ま</p>

		<p>た、防火管理者を置かなくてもよいこととされているユニット型指定短期入所療養介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(エ) 居宅基準規則第76条第2項では、非常災害時には施設や設備の被災により介護サービスの継続が困難な状況も想定されることから、介護環境を確保するため、他の社会福祉施設等との間で相互の避難受入等の連携及び協力の体制を整備するよう努めることとしたものである。なお、この場合、あらかじめ他の社会福祉施設等と協定を締結しておくことが有効である。</p> <p>また、非常災害時は、ライフライン（電気、ガス、水道、通信、物流等）が長時間途絶される事態が想定されることから、非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時に必要となるものの備蓄や、自家発電装置等の整備に努めることとしたものである。</p>
	<p>(衛生管理等) (☆居宅基準規則第163条)</p> <p>第百三条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>エ 衛生管理等 ☆</p> <p>居宅基準第103条第1項は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>(イ) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、厚生労働省から別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>(ウ) 医薬品の管理については、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられること。</p> <p>(エ) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>
	<p>(掲示) (☆居宅基準規則第163条)</p> <p>第二十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	
<p>(秘密保持義務) (☆居宅基準条例第93条)</p> <p>第十二条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、</p>		<p>ニ 秘密保持等 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第12条第1項は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、ユニット型指定短期入所療養介護</p>

<p>従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。</p>		<p>事業者に対して、過去に当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p>
	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規則第163条) 第二十七条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第27条は、第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
<p>(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第93条) 第十三条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>		<p>ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆ 居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p>
<p>(苦情の処理) (☆居宅基準条例第93条) 第十四条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その提供した指定短期入所療養介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならぬ。 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>ノ 苦情処理 ☆ (ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 (イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、ユニット型指定短期入所療養介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(ユニット型指定短期入所療養介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。 また、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、居宅基準規則第163条の規定により準用する第153条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、</p>

	<p>(調査への協力等)(☆居宅基準規則第163条) 第二十九条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、できる限り、提供した指定短期入所療養介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	<p>5年間保存しなければならない。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、ユニット型指定短期入所療養介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>
	<p>(地域等との連携)(☆居宅基準規則第163条) 第二百二十三条 指定短期入所療養介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>セ 地域等との連携 ☆ 居宅基準規則第123条は、指定短期入所療養介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(地域との連携)(☆居宅基準規則第163条) 第三十条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所療養介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆ 居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>(事故発生時の対応)(☆居宅基準条例第93条) 第十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆ 居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定短期入所療養介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居</p>

<p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準規則第163条の規定により準用する第153条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめユニット型指定短期入所療養介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>(イ) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>(ウ) ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>
	<p>(会計の区分) (☆居宅基準規則第163条) 第三十一条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>フ 会計の区分 ☆ 居宅基準規則第31条は、ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。</p>
	<p>(記録の整備) (☆居宅基準規則第163条) 第百五十三条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第九十三条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録 二 条例第九十三条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>コ 記録の整備 ☆ 居宅基準規則第153条の指定短期入所療養介護の提供に関する記録には診療録が含まれているものであること。</p> <p>なお、同条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日 (イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日 (ウ) 第3号の身体的拘束等の態様及び時間、その際</p>

	<p>三 条例第九十三条において準用する条例第七十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 短期入所療養介護計画</p> <p>五 第百六十三条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>六 第百六十三条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>七 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>八 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録については、当該記録に係る身体的拘束等を行った日</p> <p>(エ) 第4号の短期入所療養介護計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日</p> <p>(オ) 第5号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(カ) 第6号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p> <p>(キ) 第7号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(ク) 第8号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日</p>
<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準条例第93条)</p> <p>第十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。</p> <p>2 ユニット型指定短期入所療養介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準規則第163条)</p> <p>第三十三条 条例第九十三条において準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>ホ 暴力団員等の排除 ☆</p> <p>居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。</p> <p>(ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第33条における「ユニット型指定短期入所療養介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第九十三条 第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで、第五十一条、第七十一条、第八十四条第二項及び第八十五条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第八十五条第二項中「第八十条第一項」とあるのは「第八十八条において準用する指定介護予防サービス等基準条例第八十条第一項」と、「前項」とあるのは「第九十三条において準用する第八十五条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第百六十三条 第五条から第八条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条、第十九条、第二十六条、第二十七条、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十六条、第百三条、第百九条、第百十条第二項、第百二十三条、第百四十一条、第百四十五条から第百四十七条まで及び第百五十三条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者」と、第三十三条及び第七十六条中「条例」とあるのは「条例第九十三条において準用する条例」と、第百九条中「第二十一条に規定する運営規程」とあるのは「第百六十条に規定する重要事項に関する規程」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従</p>	<p>サ 準用</p> <p>居宅基準条例第93条の規定により居宅基準条例第9条、第12条、第13条から第16条まで、第51条、第71条、第84条第2項及び第85条の規定並びに居宅基準規則第163条の規定により居宅基準規則第5条から第8条まで、第10条、第11条、第14条、第16条、第19条、第26条、第27条、第29条から第31条まで、第33条、第39条、第76条、第103条、第109条、第110条第2項、第123条、第141条、第145条から第147条まで及び第153条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第3の9の(2)のウからオまで、コ及びサを参照されたい。</p>

	業者」と、第百五十三条第一号から第三号までの規定中「第八十八条」とあるのは「第九十三条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百六十三条」と読み替えるものとする。	
(委任) 第九十四条 この節に定めるもののほか、ユニット型指定短期入所療養介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。		
第十一章 特定施設入居者生活介護	第十一章 特定施設入居者生活介護	10 特定施設入居者生活介護
第一節 指定特定施設入居者生活介護	第一節 指定特定施設入居者生活介護	
(基本方針) 第九十五条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（次節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。以下この節において「指定特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、特定施設サービス計画（法第八条第十一項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合においても、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この節において「利用者」という。）が当該指定特定施設（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下この節において同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。		
(従業者) 第九十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、規則で定める員数の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者を有しなければならない。	(従業者) 第百六十四条 条例第九十六条の規則で定める員数は、次のとおりとする。 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上 二 看護職員又は介護職員 イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。 ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。 (1) 利用者の数が三十を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上 (2) 利用者の数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上	(1) 人員に関する基準 ア 看護職員及び介護職員 (ア) 居宅基準規則第164条第1項第2号ハの「常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」及び同条第2項第2号ハの「常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員の確保」とは、介護サービスの提供内容に応じて介護職員の勤務体系を適切に定めることであり、宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにするものとする。 (イ) 同条第2項第2号イの「看護職員及び介護職員の合計数」について、要介護者の利用者の数に、要支援の利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数をもとに、3又はその端数を増すごとに1以上と算出するものとする。 (ウ) 同条第2項第2号ハの「宿直時間帯」は、それぞれ

ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一人以上

二 看護職員又は介護職員

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者に十分の三を乗じて得た数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 看護職員の数は次のとおりとすること。

(1) 総利用者数が三十を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一以上

(2) 総利用者数が三十を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる

れの事業所ごとに利用者の状況等に応じて、例えば午後9時から午前6時までなどと設定するものとする。また、宿直時間帯には宿直勤務を行う介護職員がいなければならないこととする。

(エ) 同条第8項の「指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合」とは、入居者の状態の改善等により要介護者が存在せず、要支援者に対する介護予防サービスのみが提供される場合をいうものとする。

イ 主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護職員又は介護職員

居宅基準規則第164条第5項の「主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる看護職員又は介護職員」及び同条第8項の「主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員及び看護職員」とは、要介護者等（第5項の場合には要介護者、第8項の場合には要介護者及び要支援者をいう。以下同じ。）に対するサービス提供に従事することを基本とするものである。ただし、要介護者等のサービス利用に支障のないときに、要介護者等以外の当該特定施設の入居者に対するサービス提供を行うことは差し支えない。

指定時においては、これらの従業者が要介護者等に対してサービスを提供する者として、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置が講じられており、この措置及び前記の趣旨が運営規程において明示されていることを確認する必要がある。

ウ 機能訓練指導員（居宅基準規則第164条第6項）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。

エ 管理者（居宅基準条例第99条により準用する第7条、居宅基準規則第182条により準用する第3条）

短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第3の8の(1)のオを参照されたい。

オ 病院及び診療所の療養病床転換による機能訓練指導員の配置に関する基準緩和の経過措置（基準条例附則第10項第1号）

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換し、指定特定施設入居者生活介

	<p>ものとし、看護職員のうち一人以上、及び介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、看護職員及び介護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。</p>	<p>護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）においては、機能訓練指導員は、当該医療機関併設型指定特定施設における理学療法士等によるサービス提供が、当該併設医療機関及び医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>カ 病院及び診療所の療養病床転換による生活指導員及び計画作成担当者の配置に関する基準緩和の経過措置（基準条例附則第10項第2号）  一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換し、指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、当該医療機関併設型指定特定施設における生活相談員又は計画作成担当者の配置については、当該医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあつては、実情に応じた適当数でよいこと。</p>
<p>（管理者）（☆居宅基準条例第99条）  第七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。</p>	<p>（管理者）（☆居宅基準規則第182条）  第三条 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設入居者生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>オ 管理者 ☆  指定特定施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であつて、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。  （ア）当該指定特定施設の特定施設入居者生活介護従業者としての職務に従事する場合  （イ）同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該施設の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）</p>
<p>（設備）  第九十七条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次</p>	<p>（設備）  第百六十五条 条例第九十七条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木</p>	<p>（2）設備に関する基準（居宅基準条例第97条、居宅基準規則第165条）  ア 居宅基準条例第97条第2項及び居宅基準規則第1</p>

項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 指定特定施設は、介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。）、一時介護室（一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂、機能訓練室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第九十条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第九十二条第一項から第三項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

造かつ平屋建ての建物とする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

2 条例第九十七条第三項の介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

一 介護居室は、次の基準を満たすこと。

イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

三 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

五 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

六 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 条例第九十七条第一項から第三項まで及び前三項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の定めるところによる。

5 条例第九十七条第四項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第四百四十五条第二項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

65条第1項は、指定短期入所生活介護の事業に係る居宅基準条例第69条第2項及び居宅基準規則第108条第2項と同趣旨であるため、第3の8の(2)のウを参照されたい。

イ 居宅基準規則第165条第2項第1号イの「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであつて、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできない。なお、居宅基準規則附則第15項により、既存の指定特定施設における定員4人以下の介護居室については、個室とする規定を適用しないものとする。

ウ 居宅基準規則第165条第2項において、介護居室、一時介護室、食堂及び機能訓練室についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとする。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。また、機能訓練室については、他に適当な場所が確保されている場合に設けないことができることとしたが、この場合には、同一敷地内にある若しくは道路を隔てて隣接する又は当該特定施設入居者生活介護事業所の付近にある等機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の設備を利用する場合も含まれるものである。

エ 居宅基準規則165条第3項の「利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造」とは、段差の解消、廊下の幅の確保等の配慮がなされていることをいうものである。

オ 居宅基準条例附則第9項及び居宅基準規則附則第11項は、平成12年4月1日前から引き続き存する有料老人ホームであつて、居宅基準規則で定める基準に該当するものとして別に知事が定めるものについて、浴室及び食堂を設けないことができるものとする趣旨で設けられたものである。ただし、利用者が当該有料老人ホームに併設する養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができること等が要件であることに留意するものとする。

カ 病院及び診療所の療養病床転換による浴室、便所及び食堂に関する基準の緩和（基準条例附則第12項）

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換し、指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、当該医療機関併設型指定特定施設における浴室、便所及び食堂に関しては、当該医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認めら

		<p>れる場合にあつては、置かないことができるものとする。なお、機能訓練指導室については、他に適当な場所が確保されている場合に設けないことができることとされており、この場合には、併設医療機関の設備を利用する場合も含まれるものである。</p>
	<p>(内容及び手続の説明及び契約の締結等)      第百六十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第百七十七条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。</p> <p>4 第四条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。</p>	<p>(3) 運営に関する基準      ア 内容及び手続の説明及び契約の締結等      居宅基準規則第166条第1項は、利用者に対し適切な特定施設入居者生活介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、介護居室、一時介護室、浴室、食堂及び機能訓練室の概要、要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、利用料の額及びその改定の方法並びに事故発生時の対応等である。また、契約書においては、少なくとも、介護サービス内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。</p> <p>なお、居宅基準規則第164条第2項本文に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の指定をあわせて受ける場合にあつては、特定施設入居者生活介護事業と介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書とすることなく、1つの契約書によることができる。</p>
	<p>(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)      第百六十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握</p>	<p>イ 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等      居宅基準規則第167条第2項は、入居者が当該指定特定施設入居者生活介護事業者から指定特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものである。</p>

	<p>に努めなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認) (☆居宅基準規則第182条)</p> <p>第六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定施設入居者生活介護を提供するように努めなければならない。</p>	<p>エ 受給資格等の確認 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第6条第1項は、指定特定施設入居者生活介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定特定施設入居者生活介護事業者は、これに配慮して指定特定施設入居者生活介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆居宅基準規則第182条)</p> <p>第七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定特定施設入居者生活介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>第百六十八条 削除 (サービスの提供の記録)</p> <p>第百六十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p>	<p>ウ サービス提供の記録</p> <p>(ア) 居宅基準規則第169条第1項は、指定特定施設入居者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等において当該利用者が指定特定施設入居者生活介護の提供を受けていることを確認できるよう、指定特定施設入居者生活介護事業者に対して、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護</p>

	らない。	<p>の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準規則第181条の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第七十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者から支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>二 おむつ代</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>エ 利用料等の受領</p> <p>(ア) 居宅基準規則第170条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定訪問介護に係る居宅基準規則第15条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の1の(3)の(ア)、(イ)及び(エ)を参照されたい。</p> <p><b>第3の1の(3)の(イ)より</b></p> <p>(ア) 居宅基準規則第170条第1項は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定特定施設入居者生活介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定特定施設入居者生活介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定特定施設入居者生活介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。</p> <p>なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定特定施設入居者生活介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>a 利用者に、当該事業が指定特定施設入居者生活介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>b 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定特定施設の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>c 会計が指定特定施設入居者生活介護の事業の会計と区分されていること。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第170条第3項は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に関して、</p> <p>a 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>b おむつ代</p>

		<p>c 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>については、前2項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、cの費用の具体的な範囲については、「日常生活に要する費用に係る通知」及び「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」（平成12年3月30日老企第52号）によるものである。</p> <p><b>第3の1の(3)のロより</b></p> <p>(エ) 同条第4項は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p>
	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付) (☆居宅基準規則第182条)</p> <p>第十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆</p> <p>居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第九十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護は、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第一百七十一条 特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>オ 指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針</p> <p>(ア) 居宅基準条例第99条により準用する第71条は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第九十八条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p>	<p>(身体的拘束等の適正化を図るための措置)</p> <p>第一百七十一条の二 条例第九十八条の二第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に</p>	<p>(イ) 居宅基準規則第171条の2第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバ</p>

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

- 周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

一の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

指定特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- a 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。
- b 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。
- c 身体的拘束適正化検討委員会において、bにより報告された事例を集計し、分析すること。
- d 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
- e 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- f 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

(ウ) 指定特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- a 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- b 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- c 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- d 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- e 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- f 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- g その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(エ) 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該

		<p>指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p>
	<p>(特定施設サービス計画の作成)</p> <p>第百七十二条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者(条例第九十六条の計画作成担当者を用いる。以下この条において同じ。)に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>カ 特定施設サービス計画の作成</p> <p>居宅基準規則第172条は、特定施設サービス計画の作成及び変更の留意点及び方法について定めたものであるが、利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとする。なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとする。サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で文書によって利用者の同意を得なければならない。また、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した特定施設サービス計画は、居宅基準規則第181条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p> <p>また、指定特定施設入居者生活介護事業所において短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合で、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定施設入居者生活介護事業者については、第3の1の(3)の(カ)を準用する。</p> <p><b>第3の1の(3)の(カ)より</b></p> <p>(カ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年宮城県規則第15号）第11条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅基準規則において位置づけられている計画の提出を求めなければならない」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定施設サービス計画の提供の求めがあった際には、当該特定施設サービス計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
	<p>(介護)</p> <p>第百七十三条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよ</p>	<p>キ 介護</p> <p>(ア) 居宅基準規則第173条の規定による介護サービスの提供に当たっては、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことがで</p>

	<p>う,適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は,自ら入浴が困難な利用者について,一週間に二回以上,適切な方法により,入浴させ,又は清しきししなければならない。</p> <p>3 指定特定施設入居者生活介護事業者は,利用者の心身の状況に応じ,適切な方法により,排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は,前三項に定めるほか,利用者に対し,食事,離床,着替え,整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。</p>	<p>きるよう,適切な技術をもって介護サービスを提供し,又は必要な支援を行うものとする。なお,介護サービス等の実施に当たっては,利用者の人格を十分に配慮して実施するものとする。</p> <p>(イ) 同条第2項の規定による入浴の実施に当たっては,自ら入浴が困難な利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて,特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。なお,健康上の理由等で入浴の困難な利用者については,清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 同条第3項の規定による排せつの介助に当たっては,利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて,トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p> <p>(エ) 同条第4項は,指定特定施設入居者生活介護事業者は,入居者の心身の状況や要望に応じて,1日の生活の流れに沿って,食事,離床,着替え,整容などの日常生活上の世話を適切に行うべきことを定めたものである。</p>
	<p>(機能訓練) (☆居宅基準規則第182条)</p> <p>第百十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は,利用者の心身の状況等を踏まえ,必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p>	<p>ク 機能訓練 ☆</p> <p>居宅基準規則第116条に定める機能訓練は,利用者の家庭環境等を十分に踏まえて,日常生活の自立を助けるため,必要に応じて提供しなければならない。なお,日常生活及びレクリエーション,行事の実施等に当たっても,その効果を配慮するものとする。</p>
	<p>(健康管理)</p> <p>第百七十四条 指定特定施設の看護職員は,常に利用者の健康の状況に注意するとともに,健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>	
	<p>(相談及び援助)</p> <p>第百七十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は,常に利用者の心身の状況,その置かれている環境等の的確な把握に努め,利用者又はその家族に対し,その相談に適切に応じるとともに,利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。</p>	<p>ク 相談及び援助</p> <p>居宅基準規則第175条の規定による相談及び援助については,常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより,積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。なお,社会生活に必要な支援とは,入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動,各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。</p>
	<p>(利用者の家族との連携等)</p> <p>第百七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は,常に利用者の家族との連携を図るとともに,利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>ケ 利用者の家族との連携等</p> <p>居宅基準規則第176条は,指定特定施設入居者生活介護事業者は,利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者と家族の連携を図るとともに,当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p>
	<p>(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第182条)</p> <p>第十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は,</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆</p> <p>居宅基準規則第19条は,偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為</p>

	<p>指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定特定施設入居者生活介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
	<p>(緊急時等の対応) (☆居宅基準規則第182条) 第三十八条 特定施設従業者は、現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>ウ 緊急時等の対応 ☆ 居宅基準規則第38条は、特定施設従業者が現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。 (ア) 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 (イ) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>
	<p>(管理者の責務) (☆居宅基準規則第182条) 第三十九条 指定特定施設の管理者は、指定特定施設の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 2 指定特定施設の管理者は、当該指定特定施設の従業者に条例第九十八条並びに第九十九条において準用する第十二条から第十六条まで、第五十一条及び第七十一条の規定並びに第百六十六条から第百八十一条まで並びに第百八十二条において準用する第六条、第七条、第十六条、第十九条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十八条、第三十九条、第七十六条、第七十七条及び第百六十六条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>エ 管理者の責務 ☆ (第3の2の(3)) 居宅基準規則第39条は、指定特定施設の管理者の責務を、指定特定施設の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定特定施設の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
	<p>(運営規程) 第百七十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</p>	<p>コ 運営規程 居宅基準規則第177条は、指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定施設ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 (ア) 指定特定施設入居者生活介護の内容 「指定特定施設入居者生活介護の内容」については、</p>

	<p>三 入居定員及び居室数  四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続  六 施設の利用に当たっての留意事項  七 緊急時等における対応方法  八 非常災害対策  九 その他運営に関する重要事項</p>	<p>入浴の介護の1週間における回数等のサービスの内容を指すものであること。  (イ) その他運営に関する重要事項  居宅基準規則第164条第1項第2号の看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指すものであること。  また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。  <b>第3の1の(3) ツより</b>  〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない(この点については他のサービス種類についても同様とする。)  (ア) 〔略〕  (イ) 利用料その他の費用の額(第4号)  「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定特定施設入居者生活介護に係る利用料(1割負担、2割負担又は3割負担)及び法定代理受領サービスでない指定特定施設入居者生活介護介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準規則第170条第3項により徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)  <b>第3の8の(3) スより</b>  (エ) 施設の利用に当たっての留意事項(第6号)  利用者が指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項(入居生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること〔略〕。  <b>第3の6の(3) エより</b>  (オ) 非常災害対策(第9号)  カの非常災害に関する具体的計画を指すものであること〔略〕。</p>
	<p>(勤務体制の確保等)  <b>第百七十八条</b> 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。  2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。  3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護</p>	<p>サ 勤務体制の確保等  居宅基準規則第178条は、利用者に対する適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。  (ア) 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。  (イ) 同条第2項の規定により、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者(以下「受託者」という。)に行わせる指定特定施設入居者生活介護事業者(以下「委託者」という。)は、当該</p>

	<p>に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはならない。なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。</p> <p>a 当該委託の範囲</p> <p>b 当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>c 受託者の従業者により当該委託業務が居宅基準条例第98条及び第99条並びに居宅基準規則第166条から第182条までの運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</p> <p>d 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨</p> <p>e 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>f 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>g その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>(ウ) 指定特定施設入居者生活介護事業者は（イ）のc及びeの確認の結果の記録を作成しなければならないこと。</p> <p>(エ) 指定特定施設入居者生活介護事業者が行う（イ）のdの指示は、文書により行わなければならないこと。</p> <p>(オ) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅基準規則第181条の規定に基づき、（イ）のc及びeの確認の結果の記録を5年間保存しなければならないこと。</p>
	<p>（協力医療機関等）</p> <p>第百七十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	<p>シ 協力医療機関等</p> <p>(ア) 居宅基準規則第179条第1項及び第2項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、特定施設から近距離にあることが望ましい。</p> <p>(イ) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。</p>
<p>（非常災害対策）（☆居宅基準条例第99条）</p> <p>第五十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>（非常災害対策）（☆居宅基準規則第182条）</p> <p>第七十六条 指定特定施設入居者生活介護事業所は、条例第九十九条において準用する条例第五十一条の計画について、当該指定特定施設の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定特定施設の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 条例第九十九条において準用する条例第五十一条に定めるもののほか、指定特定施設入居者生活</p>	<p>カ 非常災害対策 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第51条は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に際して必要な措置に関する計画の策定、消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 「消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ</p>

	<p>介護事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備</p> <p>二 非常用食糧，飲料水，日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備</p>	<p>速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに，日頃から市町村や消防団，地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第76条第1項の「条例第51条の計画」とは，消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び当該施設の立地条件等を勘案して予想される非常災害の種類（火災，地震，津波，地すべり，風水害等）ごとに作成する計画をいうものであり，当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこととしたものである。</p> <p>この場合，消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は，消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあつてはその者に行わせるものとする。また，防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定特定施設においても，防火管理について責任者を定め，その者に消防計画に準じる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(エ) 居宅基準規則第76条第2項では，非常災害時には施設や設備の被災により介護サービスの継続が困難な状況も想定されることから，介護環境を確保するため，他の社会福祉施設等との間で相互の避難受入等の連携及び協力の体制を整備するよう努めることとしたものである。なお，この場合，あらかじめ他の社会福祉施設等と協定を締結しておくことが有効である。</p> <p>また，非常災害時は，ライフライン（電気，ガス，水道，通信，物流等）が長時間途絶される事態が想定されることから，非常用食糧，飲料水，日用品その他非常災害時に必要となるものの備蓄や，自家発電装置等の整備に努めることとしたものである。</p>
	<p>(衛生管理等) (☆居宅基準規則第182条)</p> <p>第七十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は，利用者の使用する施設，食器その他の設備又は飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は，当該指定特定施設において感染症が発生し，又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>キ 衛生管理等 ☆</p> <p>居宅基準規則第77条は，指定特定施設の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが，このほか，次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 指定特定施設入居者生活介護事業者は，食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について，必要に応じて保健所の助言，指導を求めるとともに，常に密接な連携を保つこと。</p> <p>(イ) 特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策等については，その発生及びまん延を防止するための措置について，別途通知等が発出されているので，これに基づき，適切な措置を講じること。</p> <p>(ウ) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>
	<p>(掲示) (☆居宅基準規則第182条)</p> <p>第二十六条 指定特定施設入居者生活介護事業者は，指定特定施設の見やすい場所に，運営規程の概要，特定施設従業者の勤務の体制その他の利用</p>	

<p>(秘密保持義務) (☆居宅基準条例第99条) 第十二条 指定特定施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>ニ 秘密保持等 ☆ (ア) 居宅基準条例第12条第1項は、指定特定施設の特定施設従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。 (イ) 同条第2項は、指定特定施設入居者生活介護事業者に対して、過去に当該指定特定施設の特定施設従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の特定施設従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p>
	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規則第182条) 第二十七条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第27条は、特定施設従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
	<p>(広告) (☆居宅基準規則第182条) 第二十八条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p>	
<p>(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第99条) 第十三条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>		<p>ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆ 居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p>
<p>(苦情の処理) (☆居宅基準条例第99条) 第十四条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容</p>		<p>ノ 苦情処理 ☆ (ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 (イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定特定施設入居者生活介護事業者が組織とし</p>

等を記録しなければならない。

て迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定特定施設入居者生活介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。

また、指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

なお、居宅基準規則第181条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。

（調査への協力等）（☆居宅基準規則第182条）  
第二十九条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、できる限り、提供した指定特定施設入居者生活介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第一百七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。

（ウ）居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定特定施設入居者生活介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

（地域との連携等）

第八十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

ス 地域との連携等

（ア）居宅基準規則第180条第1項は、指定特定施設入居者生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定特定施設入居者生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

（イ）同条第2項は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。

なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれ

	<p>(地域との連携) (☆居宅基準規則第182条)</p> <p>第三十条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>るものである。</p> <p>ハ 地域との連携 ☆</p> <p>居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>(事故発生時の対応) (☆居宅基準条例第99条)</p> <p>第十五条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆</p> <p>居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定特定施設入居者生活介護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準規則第181条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定施設入居者生活介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>(イ) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>(ウ) 指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>
	<p>(会計の区分) (☆居宅基準規則第182条)</p> <p>第三十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>フ 会計の区分 ☆</p> <p>居宅基準規則第31条は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月</p>

	<p>(記録の整備)</p> <p>第百八十一条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第九十九条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第九十九条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 条例第九十九条において準用する条例第七十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 特定施設サービス計画</p> <p>五 第百六十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>六 第百七十八条第三項に規定する結果等の記録</p> <p>七 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>八 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>九 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。</p> <p>セ 記録の整備</p> <p>居宅基準規則第181条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日</p> <p>(イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日</p> <p>(ウ) 第3号の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録については、当該記録に係る身体的拘束等を行った日</p> <p>(エ) 第4号の特定施設サービス計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日</p> <p>(オ) 第5号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(カ) 第6号の居宅基準規則第178条第3項に規定する結果等の記録については、当該記録を作成した日</p> <p>(キ) 第7号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p> <p>(ク) 第8号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(ケ) 第9号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日</p>
<p>(暴力団員等の排除)(☆居宅基準条例第99条)</p> <p>第十六条 指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除)(☆居宅基準規則第182条)</p> <p>第三十三条 条例第九十九条において準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定特定施設入居者生活介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>ホ 暴力団員等の排除 ☆</p> <p>居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。</p> <p>(ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第33条における「指定特定施設入居者生活介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(準用)</p> <p>第九十九条 第七条、第十二条、第十三条から第十六条まで及び第五十一条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第百八十二条 第三条、第六条、第七条、第十六条、第十九条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十八条、第三十九条、第七十六条、第七十七条及び第百十六条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この</p>	<p>ソ 準用</p> <p>居宅基準条例第99条の規定により居宅基準条例第7条、第12条、第13条から第16条まで、及び第51条の規定並びに居宅基準規則第182条の規定により居宅基準規則第3条、第6条、第7条、第16条、第19条、第26条から第31条まで、第33条、第</p>

	<p>場合において、第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、第三十八条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第七十六条中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と読み替えるものとする。</p>	<p>38条、第39条、第76条、第77条及び第116条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第3の1の(3)のエ、オ、サ、セ、ニ、ネからフまで及びホ、第3の2の(3)のウ及びエ、第3の6の(3)のカ及びキ、第3の8の(3)のクを参照されたい。</p>
<p>(委任) 第百条 この節に定めるもののほか、指定特定施設入居者生活介護の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>		
<p>第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護</p>	<p>第二節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護</p>	<p>10の2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護</p>
<p>(基本方針) 第百一条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護（以下「指定特定施設入居者生活介護」という。）であって、当該指定特定施設（特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この節において「利用者」という。）の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、要介護状態になった場合でも、その利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。</p>		
<p>(従業者) 第百二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、基本サービスの提供に当たる規則で定める員数の生活相談員、介護職員及び計画作成担当者を有しなければならない。</p>	<p>(従業者) 第百八十三条 条例第百二条の規則で定める員数は、次のとおりとする。 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すごとに一人以上 二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十</p>	<p>(1) 人員に関する基準 ア 介護職員の数 居宅基準規則第183条第2項第2号の介護職員について、要介護者の利用者の数に、要支援者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1以</p>

又はその端数を増すごとに一人以上

三 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百五十四条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）の員数は、それぞれ次のとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すごとに一人以上

二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すごとに一及び介護予防サービスの利用者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。

三 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定特定施設の従業者（外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りではない。

5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第二項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（第二項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特

上と算出するものとする。

イ 常に1以上確保すべき従業者  
居宅基準規則第183条第4項の「指定特定施設の従業者」は、居宅基準条例第102条に規定する外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含むものとする。

ウ 利用者の処遇に支障がない場合に従事することができる他の職務  
居宅基準規則第183条第5項及び第6項並びに居宅基準規則第190条により準用する第3条の「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。

エ 計画作成担当者（居宅基準規則第183条第6項）  
計画作成担当者は、介護支援専門員をもって充てること。

オ 病院及び診療所の療養病床転換による生活相談員及び計画作成担当者の配置に関する基準緩和の経過措置  
一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換し、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、当該医療機関併設型指定特定施設における生活相談員及び計画作成担当者の配置については、当該医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあつては、実情に応じた適当数でよいこと。

	<p>定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、利用者(第二項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。</p>	
<p>(管理者)(☆居宅基準条例第104条)</p> <p>第七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所ごとに管理者を置かなければならない。</p>	<p>(管理者)(☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第三条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>オ 管理者 ☆</p> <p>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>(ア) 当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護従業者としての職務に従事する場合</p> <p>(イ) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。)</p>
<p>(設備)(☆居宅基準条例第104条)</p> <p>第九十七条 指定特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p>	<p>(設備)(☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第百六十五条 条例第百四条において準用する条例第九十七条第二項の規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物とする。</p> <p>一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	<p>(2) 設備に関する基準</p> <p>ア 居宅基準条例第104条により準用する居宅基準条例第97条第2項及び居宅基準規則第190条により準用する第165条第1項は、指定短期入所生活介護の事業に係る居宅基準条例第69条第2項及び居宅基準規則第108条第2項と同趣旨である為、第3の8の(2)のウを参照されたい。</p> <p>イ 居宅基準規則第184条第2項において、居室及び食堂についていう「適当な広さ」については、面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとする。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる。</p> <p>ウ 居宅基準規則第184条第2項第1号イの「利用者の処遇上必要と認められる場合」とあって、事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできない。なお、居宅基準附則第15項により、既存の指定特定施設における定員4人以下の居室については、同附則第16項により、既存の又は既存とみなすことができる養護老人ホームに係る特定施設における居室については、個室とする規定を適用しないものとする。</p>
<p>(設備)</p> <p>第百三条 指定特定施設は、居室、浴室、便所、食堂及び消火設備その他の非常災害に際して必</p>	<p>(設備)</p> <p>第百八十四条 条例第百三条第一項の規則で定める面積は、二十五平方メートルとする。</p>	

<p>要な設備を有しなければならない。ただし、居室の面積が規則で定める面積以上である場合は、食堂を設けないことができる。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第九十六条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第一項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第九十八条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>2 条例第三百三条第一項の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>一 居室は、次の基準を満たすこと。</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。</p> <p>ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。</p> <p>ハ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>三 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。</p> <p>四 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。</p> <p>4 条例第三百三条第一項及び前三項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。</p> <p>5 条例第三百三条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第六十三条第二項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>エ 居宅基準規則第184条第2項第1号ホ及び同項第3号の非常通報装置等の設置の規定は、利用者が居室等にいる場合に病状の急変等の事態が生じた場合に、特定施設の従業者が速やかに対応できるようにする趣旨で設置を求めるものである。</p> <p>オ 病院及び診療所の療養病床転換による浴室、便所、食堂及び機能訓練室に関する基準緩和の経過措置</p> <p>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換し、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができるものとする。</p>
	<p>（内容及び手続の説明及び契約の締結等）</p> <p>第百八十五条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第百八十七条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介</p>	<p>（3）運営に関する基準</p> <p>ア 内容及び手続の説明及び契約の締結等</p> <p>居宅基準規則第185条第1項は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者介護を提供するため、入居申込者又はその家族に対し、入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>「入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類、居室、浴室及び食堂の概要、要介護状態区分又は要支援状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容、安否確認の方法及び手順、利用料の額及びその改定の</p>

	<p>護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。</p> <p>3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しなければならない。</p> <p>4 第四条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による文書の交付について準用する。</p>	<p>方法、事故発生時の対応等である。</p> <p>また、契約書においては、少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載するものとする。</p>
	<p>(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等) (☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第百六十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。</p> <p>3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。</p>	<p>イ 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等☆（第3の10の（3））</p> <p>居宅基準規則第167条第2項は、入居者が当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者から指定特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものである。</p>
	<p>(受給資格等の確認) (☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定施設入居者生活介護を提供するように努めな</p>	<p>エ 受給資格等の確認 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第6条第1項は、指定特定施設入居者生活介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されて</p>

	<p>なければならない。</p>	<p>いるときは、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、これに配慮して指定特定施設入居者生活介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆居宅基準規則第190条)      第七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆      (ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定特定施設入居者生活介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。      (イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(サービスの提供の記録) (☆居宅基準規則第190条)      第百六十九条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、基本サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。</p>	<p>ウ サービス提供の記録 ☆ (第3の10の(3))      (ア) 居宅基準規則第169条第1項は、指定特定施設入居者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、他の居宅サービス事業者等において当該利用者が指定特定施設入居者生活介護の提供を受けていることを確認できるよう、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に対して指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならないこととしたものである。      (イ) 同条第2項は、サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。      なお、居宅基準規則第189条の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(利用料等の受領) (☆居宅基準規則第190条)      第百七十条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該</p>	<p>エ 利用料等の受領 ☆ (第3の10の(3))      (ア) 居宅基準規則第170条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定訪問介護に係る居宅基準規則第15</p>

	<p>当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>二 おむつ代</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>条第1項、第2項及び第4項の規定と同趣旨であるため、第3の1の(3)の(ア)、(イ)及び(エ)を参照されたい。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第170条第3項は、指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関して、</p> <p>a 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用</p> <p>b おむつ代</p> <p>c 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、cの費用の具体的な範囲については、「日常生活に要する費用に係る通知」及び「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」(平成12年3月30日老企第52号)によるものである。</p>
	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)(☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆</p> <p>居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)(☆居宅基準条例第104条)</p> <p>第九十八条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。</p>	<p>(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)(☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第一百七十一条 外部サービス利用型特定施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>オ 指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針 ☆(第3の10の(3))</p> <p>(ア) 居宅基準条例第99条により準用する第71条は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際</p> <p>の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を</p>

2 指定特定施設入居者生活介護は、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改

(身体的拘束等の禁止) (☆居宅基準条例第104条)  
 第九十八条の二 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

(身体的拘束等の適正化を図るための措置) (☆居宅基準規則第190条)  
 第一百七十一条の二 条例第九十八条の二第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(イ) 居宅基準規則第171条の2第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。)とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、看護職員、介護職員、生活相談員)により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。

なお、身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

外部サービス利用型指定特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

a 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。

b 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。

c 身体的拘束適正化検討委員会において、口により報告された事例を集計し、分析すること。

d 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

e 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

f 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

(ウ) 外部サービス利用型指定特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

a 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

記録しなければならないこととしたものである。

記録しなければならないこととしたものである。

		<p>b 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>c 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>d 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</p> <p>e 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>f 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>g その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>(エ) 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該外部サービス利用型指定特定施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。</p>
	<p>(特定施設サービス計画の作成) (☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第一百七十二条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者(条例第九十六条の計画作成担当者を用いる。以下この条において同じ。)に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者</p>	<p>カ 特定施設サービス計画の作成 ☆(第3の10の(3))</p> <p>居宅基準規則第172条は、特定施設サービス計画の作成及び変更の留意点及び方法について定めたものであるが、利用者に対するサービスが総合的に提供されるよう、当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項をも含めたものとする。なお、当該計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案するものとする。サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で文書によって利用者の同意を得なければならない。また、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した特定施設サービス計画は、居宅基準規則第189条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p> <p>また、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所において短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合で、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者については、第3の1の(3)の(カ)を準用する。</p> <p>第3の1の(3)のスより</p>

	<p>の同意を得なければならない。</p> <p>5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>(カ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年宮城県規則第15号）第11条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅基準規則において位置づけられている計画の提出を求めなければならない」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定施設サービス計画の提供の求めがあった際には、当該特定施設サービス計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
	<p>(相談及び援助) (☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第一百七十五条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。</p>	<p>ク 相談及び援助 ☆(第3の10の(3))</p> <p>居宅基準規則第175条の規定による相談及び援助については、常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより、積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものである。なお、社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談である。</p>
	<p>(利用者の家族との連携等) (☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第一百七十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>ケ 利用者の家族との連携等 ☆(第3の10の(3))</p> <p>居宅基準規則第176条は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者との家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p>
	<p>(受託居宅サービスの提供)</p> <p>第一百八十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合には、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。</p>	<p>イ 介護サービスの提供</p> <p>(ア) 適切かつ円滑な介護サービス提供のための必要な措置</p> <p>居宅基準規則第186条第1項は、利用者に対し、受託居宅サービス事業者による介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への介護サービス提供等に係る情報伝達、特定施設サービス計画作成にあたっての協議等を行うことである。</p> <p>(イ) 介護サービス提供に係る文書による報告</p> <p>居宅基準規則第186条第2項は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅</p>

		サービス事業者による介護サービス提供の実施状況を把握するため、介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。
	<p>(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第十九条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆</p> <p>居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
	<p>(緊急時等の対応) (☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第三十八条 外部サービス利用型指定特定施設の従業者は、現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>ウ 緊急時等の対応 ☆ (第3の2の(3))</p> <p>居宅基準規則第38条は、外部サービス利用型特定施設の従業者が現に指定特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。</p> <p>(イ) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>
	<p>(管理者の責務) (☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第三十九条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者に条例第百四条において準用する第九条、第十二条から第十六条まで、第五十一条及び第七十一条の規定並びに第百八十五条から第百八十九条まで並びに第百九十条において準用する第六条、第七条、第十六条、第十九条、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十八条、第三十九条、第七十六条、第七十七条、第百六十七条、第百六十九</p>	<p>エ 管理者の責務 ☆ (第3の2の(3))</p> <p>居宅基準規則第39条は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者の責務を、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者の管理及び指定特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>

	<p>条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第八十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 外部サービス利用型特定施設従業員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 入居定員及び居室数</p> <p>四 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地</p> <p>六 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続</p> <p>七 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 その他運営に関する重要事項</p>	<p>ウ 運営規程</p> <p>居宅基準規則第187条は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定施設ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容</p> <p>「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容」については、利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等を指すものであること。</p> <p>(イ) その他運営に関する重要事項</p> <p>従業員間で利用者に緊急時対応等を行った場合の内容について共有するための方法を定めておくこと。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p>
	<p>(受託居宅サービス事業者への委託)</p> <p>第八十八条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。</p> <p>2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。</p> <p>3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護（以下この条において「指定地域密着型通所介護」という。）及び指定認知症対応型通所介護とする。</p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次の各号に掲げる事業を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。</p> <p>一 指定訪問介護</p> <p>二 指定訪問看護</p> <p>三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護</p>	<p>エ 受託居宅サービス事業者への委託</p> <p>居宅基準規則第188条は、利用者に対する適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者に受託居宅サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は受託居宅サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。</p> <p>a 当該委託の範囲</p> <p>b 当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>c 受託居宅サービス事業者の従業員により当該委託業務が居宅基準条例第11章第2節及び居宅基準規則第11章第2節の運営基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定期的に確認する旨</p> <p>d 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し受託居宅サービス事業</p>

5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第一項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第三項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

者に対し指示を行い得る旨

e 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨

f 受託居宅サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

g その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

(イ) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は (ア) の c 及び e の確認の結果の記録を作成しなければならないこと。

(ウ) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が行う (ア) の d の指示は、文書により行わなければならないこと。

(エ) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅基準規則第189条の規定に基づき、(ア) の c 及び e の確認の結果の記録を5年間保存しなければならないこと。

(オ) 1の居宅サービスを提供する受託居宅サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。

(カ) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護又は指定地域密着型通所介護のサービスを提供する事業者と予め契約し、法第70条第1項及び施行規則第123条第1項により、当該受託居宅サービス事業者及び当該受託居宅サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を知事に提出しなければならないこと。

(キ) 居宅基準規則第188条第6項は、地域密着型サービスの趣旨を踏まえ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならないことを規定したものである。指定地域密着型通所介護については、施行日(平成28年4月1日)の前日において、現に指定特定施設と同一の市町村の区域外に所在する指定通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結している場合があることから当面の間は同項に規定しないこととするが、地域密着型サービスの趣旨を踏まえ、原則として指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所と契約を締結することが望ましい。

(ク) 居宅基準規則第188条第7項は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をする

		<p>ことを規定しているが、当該指揮命令には、居宅基準条例第104条により準用する第71条の身体的拘束等の禁止、第12条の秘密保持等及び第15条の事故発生時の対応並びに居宅基準規則第190条により準用する第38条の緊急時の対応の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の提供に当たる受託居宅サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。</p>
	<p>(勤務体制の確保等) (☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第百七十八条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な基本サービスその他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって基本サービスを提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により基本サービスに係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>サ 勤務体制の確保等 ☆(第3の10の(3))</p> <p>居宅基準規則第178条は、利用者に対する適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。</p> <p>(イ) 同条第2項の規定により、指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者(以下「受託者」という。)に行わせる外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(以下「委託者」という。)は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはならない。なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。</p> <p>a 当該委託の範囲</p> <p>b 当該委託に係る業務(以下「委託業務」という。)の実施に当たり遵守すべき条件</p> <p>c 受託者の従業者により当該委託業務が居宅基準条例第98条及び第99条並びに居宅基準規則第166条から第182条までの運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨</p> <p>d 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨</p> <p>e 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>f 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>g その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>(ウ) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は(イ)のc及びeの確認の結果の記録を作成しなければならないこと。</p>

		<p>(エ) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が行う(イ)のdの指示は、文書により行わなければならないこと。</p> <p>(オ) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅基準規則第189条の規定に基づき、(イ)のc及びeの確認の結果の記録を5年間保存しなければならないこと。</p>
	<p>(協力医療機関等)(☆居宅基準規則第190条) 第百七十九条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	<p>シ 協力医療機関等 ☆(第3の10の(3))</p> <p>(ア) 居宅基準規則第179条第1項及び第2項の協力医療機関及び協力歯科医療機関は、特定施設から近距離にあることが望ましい。</p> <p>(イ) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとする。</p>
<p>(非常災害対策)(☆居宅基準条例第104条) 第五十一条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画を立てて、非常災害時における消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)(☆居宅基準規則第190条) 第七十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所は、条例第百四条において準用する条例第五十一条の計画について、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>2 条例第百四条において準用する条例第五十一条に定めるもののほか、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備</p> <p>二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備</p>	<p>カ 非常災害対策 ☆(第3の6の(3))</p> <p>(ア) 居宅基準条例第51条は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に際して必要な措置に関する計画の策定、消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 「消防機関その他の関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から市町村や消防団、地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第76条第1項の「条例第51条の計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び当該施設の立地条件等を勘案して予想される非常災害の種類(火災、地震、津波、地すべり、風水害等)ごとに作成する計画をいうものであり、当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこととしたものである。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準じる計画の策定等の業務を行わせるものとする。</p> <p>(エ) 居宅基準規則第76条第2項では、非常災害時には施設や設備の被災により介護サービスの継続が困難な状況も想定されることから、介護環境を確保するため、他の社会福祉施設等との間で相互の避難受入等の連携及び協力の体制を整備するよう努めることとしたものである。なお、この場合、あらかじめ他の社会福</p>

		<p>祉施設等と協定を締結しておくことが有効である。</p> <p>また、非常災害時は、ライフライン（電気、ガス、水道、通信、物流等）が長時間途絶される事態が想定されることから、非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時に必要となるものの備蓄や、自家発電装置等の整備に努めることとしたものである。</p>
	<p>（衛生管理等）（☆居宅基準規則第190条）</p> <p>第七十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>キ 衛生管理等 ☆（第3の6の（3））</p> <p>居宅基準規則第77条は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。</p> <p>（ア）外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>（イ）特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。</p> <p>（ウ）空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>
	<p>（掲示）（☆居宅基準規則第190条）</p> <p>第二十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、外部サービス利用型特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	
<p>（秘密保持義務）（☆居宅基準条例第104条）</p> <p>第十二条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ニ 秘密保持等 ☆</p> <p>（ア）居宅基準条例第12条第1項は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の外部サービス利用型指定特定施設従業者その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>（イ）同条第2項は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に対して、過去に当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の外部サービス利用型指定特定施設従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の外部サービス利用型指定特定施設従業者その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p>

	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規則第190条)      第二十七条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第27条は、外部サービス利用型特定施設従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
	<p>(広告) (☆居宅基準規則第190条)      第二十八条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p>	
<p>(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第104条)      第十三条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>		<p>ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆      居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p>
<p>(苦情の処理) (☆居宅基準条例第104条)      第十四条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。      2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>ノ 苦情処理 ☆      (ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。      (イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。      また、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。      なお、居宅基準規則第189条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(調査への協力等) (☆居宅基準規則第190条)      第二十九条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、できる限り、提供した指定特定施設入居者生活介護に関し、法第二十三条の</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービス</p>

	<p>規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	<p>に関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>
	<p>（地域との連携等）（☆居宅基準規則第190条）        第一百八十条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ス 地域との連携等 ☆（第3の10の（3））        （ア）居宅基準規則第180条第1項は、指定特定施設入居者生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。        （イ）同条第2項は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。        なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
	<p>（地域との連携）（☆居宅基準規則第190条）        第三十条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆        居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。        なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>（事故発生時の対応）（☆居宅基準条例第104条）        第十五条 外部サービス利用型指定特定施設入居</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆        居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定特定施設入居者生活介護の提供を受けられるよう、事故</p>

<p>者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>発生時の速やかな対応を規定したものである。外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準規則第189条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>(イ) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>(ウ) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>
	<p>(会計の区分) (☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第三十一条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>フ 会計の区分 ☆</p> <p>居宅基準規則第31条は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。</p>
	<p>(記録の整備)</p> <p>第百八十九条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p>	<p>オ 記録の整備</p> <p>居宅基準規則第189条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日</p> <p>(イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置</p>

	<p>ない。</p> <p>一 条例第百四条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第百四条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 条例第百四条において準用する条例第七十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>四 特定施設サービス計画</p> <p>五 第百八十六条第二項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</p> <p>六 前条第八項に規定する結果等の記録</p> <p>七 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>八 次条において準用する第百六十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>九 次条において準用する第百七十八条第三項に規定する結果等の記録</p> <p>十 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>十一 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>についての記録については、当該処置が完了した日</p> <p>(ウ) 第3号の身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録については、当該記録に係る身体的拘束等を行った日</p> <p>(エ) 第4号の特定施設サービス計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日</p> <p>(オ) 第5号の受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(カ) 第6号の受託居宅サービスに係る業務の実施状況の定期的な確認の結果についての記録は、当該記録を作成した日</p> <p>(キ) 第7号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p> <p>(ク) 第8号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(ケ) 第9号の居宅基準規則第178条第3項に規定する結果等の記録については、当該記録を作成した日</p> <p>(コ) 第10号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(サ) 第11号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日</p>
		<p>カ 特定施設サービス計画の作成</p> <p>第3の10の(3)のカによるほか、次の事項に留意すること。</p> <p>(ア) 当該特定施設の計画作成担当者は、他の外部サービス利用型特定施設従業者と受託居宅サービス事業者と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成することとすること。</p> <p>(イ) 受託居宅サービス事業者のサービス計画(訪問介護計画、訪問看護計画、通所介護計画、地域密着型通所介護計画等)は、特定施設サービス計画と整合が図られなければならないこと。</p>
<p>(暴力団員等の排除)(☆居宅基準条例第104条)</p> <p>第十六条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除)(☆居宅基準規則第190条)</p> <p>第三十三条 条例第百四条において準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>ホ 暴力団員等の排除 ☆</p> <p>居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。</p> <p>(ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第33条における「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務</p>

		を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。
<p>(準用)</p> <p>第百四条 第七条, 第十二条, 第十三条から第十六条まで, 第五十一条, 第九十七条第一項及び第二項, 第九十八条並びに第九十八条の二の規定は, 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第百九十条 第三条, 第六条, 第七条, 第十六条, 第十九条, 第二十六条から第三十一条まで, 第三十三条, 第三十八条, 第三十九条, 第七十六条, 第七十七条, 第六十五条第一項, 第六十七条, 第六十九条から第七十二条まで, 第七十五条, 第七十六条及び第七十八条から第八十条までの規定は, 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第二十六条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と, 第三十三条中「条例」とあるのは「条例第百四条において準用する条例」と, 第三十八条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と, 第七十六条及び第六十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第百四条において準用する条例」と, 第六十九条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と, 第七十一条の二中「条例」とあるのは「条例第百四条において準用する条例」と, 第七十二条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と, 第七十八条第一項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と, 同条第二項中「指定特定施設生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と, 同条第三項中「指定特定施設生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。</p>	<p>キ 準用</p> <p>居宅基準条例第104条の規定により居宅基準条例第7条, 第12条, 第13条から第16条まで, 第51条, 第97条第1項及び第2項, 第98条並びに第98条の2の規定並びに居宅基準規則第190条の規定により居宅基準規則第3条, 第6条, 第7条, 第16条, 第19条, 第26条から第31条まで, 第33条, 第38条, 第39条, 第76条, 第77条, 第165条第1項, 第167条, 第169条から第172条まで, 第175条, 第176条及び第178条から第180条までの規定は, 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため, 第3の1の(3)のエ, オ, サ, セ, ニ,, ネからフ及びホ, 第3の2の(3)のウ, エ, 第3の6の(3)のカ, キ, 第3の10の(3)のイからカまで, ク, ケ, サからスまでを参照されたい。</p>
<p>(委任)</p> <p>第百五条 この節に定めるもののほか, 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員等に関する基準は, 規則で定める。</p>		
<p>第十二章 福祉用具貸与</p> <p>第一節 指定福祉用具貸与</p>	<p>第十二章 福祉用具貸与</p> <p>第一節 指定福祉用具貸与</p>	<p>11 福祉用具貸与</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第百六条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は, 要介護状態となった場合においても, その利用者が可能な限りその居宅において, その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう, 利用者の心身の状況, 希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第八条第十二項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下同じ。)の選定</p>		

<p>の援助，取付け，調整等を行い，福祉用具を貸与することにより，利用者の日常生活上の便宜を図り，その機能訓練に資するとともに，利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。</p>		
<p>(福祉用具専門相談員)</p> <p>第七十条 指定福祉用具貸与の事業者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）は，当該事業を行う事業所ごとに，規則で定める員数の福祉用具専門相談員（政令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を有しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け，かつ，当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては，次の各号に掲げる事業者の区分に応じ，当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもって，前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>一 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 同項</p> <p>二 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第百十条第一項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 同項</p> <p>三 第百十五条第一項に規定する指定特定福祉用具販売事業者 同項</p>	<p>(福祉用具専門相談員)</p> <p>第九十一条 条例第七十条第一項の規則で定める員数は，常勤換算方法で，二以上とする。</p>	<p>(1) 人員に関する基準</p> <p>ア 福祉用具専門相談員に関する事項（居宅基準条例第107条，居宅基準規則第191条）</p> <p>(ア) 福祉用具専門相談員の範囲については，介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第4条第1項において定めているところであるが，福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は，当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が政令第4条第1項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。</p> <p>(イ) また，介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第18条第2項各号に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは，当該指定の申請をするに当たって，その旨を知事に申し出るものとする。</p> <p>(ウ) 指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については，常勤換算方法で2以上とされているが，当該指定福祉用具貸与事業者が，指定介護予防福祉用具貸与，指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって，これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については，常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって，これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって，例えば，同一の事業所において，指定福祉用具貸与，指定介護予防福祉用具貸与，指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても，これらの運営が一体的になされているのであれば，福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものである。</p>
<p>(管理者) (☆居宅基準条例第110条)</p> <p>第七条 指定福祉用具貸与事業者は，指定福祉用具貸与事業所ごとに管理者を置かなければならない。</p>	<p>(管理者) (☆居宅基準規則第202条)</p> <p>第三条 指定福祉用具貸与事業所の管理者は，専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし，指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は，当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事させ，又は同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>イ 管理者（居宅基準条例第110条により準用する第7条，居宅基準規則第202条により準用する第3条）訪問介護の場合と同趣旨であるため，第3の1の(1)のウを参照されたい。</p> <p><b>第3の1の(1)のウより【参考】</b></p> <p>指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり，かつ，原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし，以下の場合であって，当該事業所の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができるものとする。なお，管理者は，訪問介護員等</p>

		<p>である必要はないものである。</p> <p>(ア) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合</p> <p>(イ) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第百八条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第百一条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第百三条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(設備等)</p> <p>第百九十二条 条例第百八条第一項の規則で定める場合は、第百九十九条第三項の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合とする。</p> <p>2 条例第百八条第一項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 福祉用具の保管のために必要な設備</p> <p>イ 清潔であること。</p> <p>ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。</p> <p>二 福祉用具の消毒のために必要な器材</p> <p>当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。</p> <p>3 条例第百八条第二項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第百七十一条第二項に規定する基準を満たすことをもって前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(2) 設備に関する基準</p> <p>ア 居宅基準条例第108条第1項に規定する必要な広さの区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>イ 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、指定福祉用具貸与の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p> <p>ウ 居宅基準規則第192条第2項第1号ロは、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいうものである。</p> <p>エ 同条第2項第2号に定める福祉用具の消毒のために必要な器材とは、居宅基準規則第199条第2項の規定による消毒の方法により消毒を行うために必要な器材をいう。</p>
	<p>(内容及び手続の説明及び同意) (☆居宅基準規則第202条)</p> <p>第四条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第百九十六条に規定する運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところ</p>	<p>(3) 運営に関する基準☆ (第3の1の(3))</p> <p>ア 内容及び手続の説明及び同意 ☆</p> <p>居宅基準規則第4条は、指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定福祉用具貸与事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定福祉用具貸与事業者が、他の介護保険に</p>

	<p>ろにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一、二〔略〕 三～五〔略〕</p>	<p>関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定福祉用具貸与の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定福祉用具貸与事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
<p>（提供拒否の禁止）（☆居宅基準条例第110条） 第九条 指定福祉用具貸与事業者は、正当な理由がなく、指定福祉用具貸与の提供を拒んではならない。</p>		<p>イ 提供拒否の禁止 ☆ 居宅基準条例第9条は、指定福祉用具貸与事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難な場合である。</p>
	<p>（サービス提供困難時の対応）（☆居宅基準規則第202条） 第五条 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>ウ サービス提供困難時の対応 ☆ 指定福祉用具貸与事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定福祉用具貸与を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準規則第5条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
	<p>（受給資格等の確認）（☆居宅基準規則第202条） 第六条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定福祉用具貸与を提供するように努めなければならない。</p>	<p>エ 受給資格等の確認 ☆ （ア）居宅基準規則第6条第1項は、指定福祉用具貸与の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。 （イ）同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定福祉用具貸与事業者は、これに配慮して指定福祉用具貸与を提供するように努めるべきことを規定したものである。</p>
	<p>（要介護認定の申請に係る援助）（☆居宅基準規</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆</p>

	<p>則第202条)          第七条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。          2 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定福祉用具貸与の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。          (イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（心身の状況等の把握）（☆居宅基準規則第202条）          第八条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十七年宮城県規則第十五号）第十一条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
	<p>（居宅介護支援事業者等との連携）（☆居宅基準規則第202条）          第九条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。          2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	
	<p>（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）（☆居宅基準規則第202条）          第十条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具</p>	<p>カ ☆ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助          居宅基準規則第10条は、介護保険法施行規則第6</p>

	<p>貸与の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。以下同じ。）として受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>4条第1号イ又はロに該当する利用者は、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、施行規則第64条第1号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）（☆居宅基準規則第202条）      第十一条 指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画（省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しなければならない。</p>	
	<p>（居宅サービス計画等の変更の援助）（☆居宅基準規則第202条）      第十二条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>キ 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆      居宅基準規則第12条は、指定福祉用具貸与を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定福祉用具貸与が居宅サービス計画（法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定福祉用具貸与事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定福祉用具貸与事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>（身分を証する書類の携行）（☆居宅基準規則第202条）      第十三条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>ク 身分を証する書類の携行 ☆      居宅基準規則第13条は、利用者が安心して指定福祉用具貸与の提供を受けられるよう、指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定福祉用具貸与事業所の</p>

	<p>(サービスの提供の記録)(☆居宅基準規則第202条)</p> <p>第十四条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該指定福祉用具貸与について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>ケ サービスの提供の記録 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準規則第14条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を提供した際には、当該指定福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、当該指定福祉用具貸与の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p> <p>なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準規則第201条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(利用料等の受領)</p> <p>第百九十三条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費</p> <p>二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得</p>	<p>(3) 運営に関する基準</p> <p>ア 利用料等の受領</p> <p>(ア) 居宅基準規則第193条第1項は、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。また、指定福祉用具貸与者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第193条第2項及び第4項は、指定訪問介護に係る居宅基準規則第15条第2項及び第4項と同趣旨であるため、第3の1の(3)の(イ)及び(エ)を参照されたい。なお、指定福祉用具貸与</p>

なければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収することも可能とするが、この場合であっても、要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。

#### 第3の1の(3)のロより

(イ) 居宅基準規則第193条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

- a 利用者に、当該事業が指定福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
- b 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。
- c 会計が指定福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。

(ウ) 居宅基準規則第193条第3項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、

- a 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- b 福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用については、前2項の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

#### 第3の1の(3)のロより

(エ) 同条第4項は、指定福祉用具貸与事業者は、前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

(エ) 同条第5項は、利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が

	<p>(保険給付の請求のための証明書の交付) (☆居宅基準規則第202条)</p> <p>第十六条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p>	<p>福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。</p> <p>サ 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆ 居宅基準規則第16条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p>
<p>(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)</p> <p>第百九条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>		<p>イ 指定福祉用具貸与の基本取扱方針 居宅基準条例第109条第2項は、指定福祉用具貸与においては、福祉用具が様々な利用者に利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。</p>
	<p>(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)</p> <p>第百九十四条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。</p> <p>二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。</p> <p>三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。</p> <p>四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。</p> <p>五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に</p>	<p>ウ 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針及び福祉用具貸与計画の作成 (ア) 居宅基準規則第194条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、同条第4号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。 (イ) 同条第3号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明するものとする。 なお、同条の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。 (ウ) 同条第4号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具につい</p>

	<p>指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。</p> <p>六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能や価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者へ提供するものとする。</p>	<p>ては、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。</p> <p>(エ) 同条第5号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(オ) 同条第6号は、利用者が適切な福祉用具を選択するための情報の提供について規定したものであるが、その提供に当たっては、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして行うものとする。</p>
	<p>(福祉用具貸与計画の作成)</p> <p>第百九十五条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百九条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。</p> <p>2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。</p> <p>5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p>	<p>(カ) 福祉用具貸与計画の作成</p> <p>a 居宅基準規則第195条第1項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。</p> <p>b 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。</p> <p>その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。</p> <p>なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>c 福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>d 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、</p>

	<p>6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。</p>	<p>その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。</p> <p>なお、福祉用具貸与計画は、居宅基準規則第201条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(利用者に関する市町村への通知) (☆居宅基準規則第202条)</p> <p>第十九条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定福祉用具貸与の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆</p> <p>居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定福祉用具貸与事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p>
	<p>(管理者の責務) (☆居宅基準規則第202条)</p> <p>第三十九条 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業所の管理者は、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に条例第百九条並びに第百十条において準用する第九条及び第十二条から第十六条までの規定並びに第百九十三条から第二百一条まで並びに第二百二条において準用する第四条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条及び第七十四条第一項及び第二項の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>エ 管理者の責務 ☆ (第3の2の(3))</p> <p>居宅基準規則第39条は、指定福祉用具貸与事業所の管理者の責務を、指定福祉用具貸与事業所の従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
	<p>(運営規程)</p> <p>第百九十六条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 その他運営に関する重要事項</p>	<p>エ 運営規程</p> <p>居宅基準規則第196条は、指定福祉用具貸与の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、同条第1号から第6号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定福祉用具貸与事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額(第4号)</p> <p>「指定福祉用具貸与の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る利用料(1割負担、2割負担又は3割負担)、法定代理受領サービス</p>

		<p>でない指定福祉用具貸与の利用料を、「その他の費用の額」としては、居宅基準規則第193条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要なに応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定の方式（利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録（居宅基準規則第200条第2項に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。</p> <p>(イ) その他運営に関する重要事項（居宅基準規則第196条第6号）カ（ア）の標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。</p> <p><b>第3の1の（3）のツより</b></p> <p>〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。</p> <p>(ア) (イ)〔略〕</p> <p>(ウ) 通常の実業の実施地域（第5号）</p> <p>通常の実業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の実業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること〔略〕。</p>
	<p>(勤務体制の確保等) (☆居宅基準規則第202条)</p> <p>第七十四条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対し適切な指定福祉用具貸与を提供できるよう、指定福祉用具貸与事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員によって指定福祉用具貸与を提供しなければならない。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>オ 勤務体制の確保等 ☆ (第3の6の(3))</p> <p>居宅基準規則第74条は、利用者に対する適切な指定福祉用具貸与の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものである〔略〕。</p> <p><b>第3の11の(3)のクより</b></p> <p>(イ) 準用される居宅基準規則第74条第1項及び第2項については、次の点に留意すること。</p> <p>a 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。</p> <p>b 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅基準規則第199条第3項の規定に留意すること。</p>
	<p>(適切な研修の機会の確保及び福祉用具貸与専門相談員の知識・技能の向上等)</p>	<p>オ 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 (居宅基準規則第197条)</p>

	<p>第百九十七条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>	<p>(ア) 居宅基準規則第197条第1項は、福祉用具の種類が多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(福祉用具の取扱種目)</p> <p>第百九十八条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。</p>	
	<p>(衛生管理等)</p> <p>第百九十九条 指定福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。</p> <p>3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。</p> <p>4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。</p> <p>5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>カ 衛生管理等（居宅基準規則第199条）</p> <p>(ア) 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた拭清等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。</p> <p>なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。</p> <p>(イ) 第3項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下この項において「指定事業者」という。）は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあつては、業務規程等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。</p> <p>a 当該委託等の範囲</p> <p>b 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき</p>

		<p>条件</p> <p>c 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という。）が居宅基準条例第109条及び居宅基準規則第193条から第201条までの運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨</p> <p>d 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨</p> <p>e 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨</p> <p>f 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>g その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項</p> <p>(ウ) 指定事業者は(イ)のc及びeの確認の結果の記録を作成しなければならない。</p> <p>(エ) 指定事業者が行う(イ)のdの指示は、文書により行わなければならない。</p> <p>(オ) 指定福祉用具貸与事業者は、居宅基準規則第201条の規定に基づき、(イ)のc及びeの確認の結果の記録を5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(掲示及び目録の備付け)</p> <p>第二百条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</p>	
<p>(秘密保持義務) (☆居宅基準条例第110条)</p> <p>第十二条 指定福祉用具貸与事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ニ 秘密保持等 ☆</p> <p>(ア) 居宅基準条例第12条第1項は、指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p> <p>(イ) 同条第2項は、指定福祉用具貸与事業者に対して、過去に当該指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p>
	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第27条は、福祉用具専門相談員が</p>

	<p>則第202条) 第二十七条 指定福祉用具貸与事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。</p>	<p>サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p>
	<p>(広告)(☆居宅基準規則第202条) 第二十八条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p>	
<p>(利益供与の禁止)(☆居宅基準条例第110条) 第十三条 指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>		<p>ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆ 居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定福祉用具貸与事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p>
<p>(苦情の処理)(☆居宅基準条例第110条) 第十四条 指定福祉用具貸与事業者は、その提供した指定福祉用具貸与に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>ノ 苦情処理 ☆ (ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 (イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定福祉用具貸与事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定福祉用具貸与事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。 また、指定福祉用具貸与事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、居宅基準規則第201条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(調査への協力等)(☆居宅基準規則第202条) 第二十九条 指定福祉用具貸与事業者は、できる限り、提供した指定福祉用具貸与に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては</p>	<p>(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定福祉用具貸与事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p>

	<p>当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	
	<p>（地域との連携）（☆居宅基準規則第202条）</p> <p>第三十条 指定福祉用具貸与事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆</p> <p>居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>（事故発生時の対応）（☆居宅基準条例第110条）</p> <p>第十五条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆</p> <p>居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定福祉用具貸与の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、居宅基準規則第201条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>（ア）利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>（イ）指定福祉用具貸与事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p>

		(ウ) 指定福祉用具貸与事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
	(会計の区分) (☆居宅基準規則第202条) 第三十一条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。	フ 会計の区分 ☆ 居宅基準規則第31条は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」(平成24年3月29日老高発0329第1号)、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号)及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」(平成12年3月10日老計第8号)によるものであること。
	(記録の整備) 第二百一条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。 一 条例第百十条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録 二 条例第百十条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  三 福祉用具貸与計画 四 第百九十九条第四項に規定する結果等の記録 五 次条において準用する第十四条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 六 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録 七 従業者の勤務の体制についての記録 八 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録	キ 記録の整備 居宅基準規則第201条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。 (ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日 (イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日 (ウ) 第3号の福祉用具貸与計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日 (エ) 第4号の結果等の記録については、業務の実施状況について確認した日 (オ) 第5号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日 (カ) 第6号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日 (キ) 第7号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日 (ク) 第8号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日
(暴力団員等の排除) (☆居宅基準条例第110条) 第十六条 指定福祉用具貸与事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。 2 指定福祉用具貸与事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。	(暴力団員等の排除) (☆居宅基準規則第202条) 第三十三条 条例第百十条において準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定福祉用具貸与事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。	ホ 暴力団員等の排除 ☆ 居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。 (ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、指定福祉用具貸与事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。 (イ) 居宅基準規則第33条における「指定福祉用具貸与事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行する

<p>(準用) 第百十条 第七条, 第九条, 第十二条及び第十三条から第十六条までの規定は, 指定福祉用具貸与の事業について準用する。</p>	<p>(準用) 第二百二条 第三条から第十四条まで, 第十六条, 第十九条, 第二十七条から第三十一条まで, 第三十三条, 第三十九条並びに第七十四条第一項及び第二項の規定は, 指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において, 第四条第一項中「第二十二条」とあるのは「第百九十六条」と, 「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と, 第五条中「同じ。」とあるのは「同じ。), 取り扱う福祉用具の種目」と, 第九条第二項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と, 第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と, 「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と, 第十四条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と, 第十六条中「内容」とあるのは「種目, 品名」と, 第三十三条中「条例」とあるのは「条例第百十条において準用する条例」と, 第七十四条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。</p>	<p>ことができる地位にある者」とは, 当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p> <p>ク 準用 居宅基準条例第110条の規定により居宅基準条例第7条, 第9条, 第12条及び第13条から第16条までの規定並びに居宅基準規則第202条の規定により居宅基準規則第3条から第14条まで, 第16条, 第19条, 第27条から第31条まで, 第33条, 第39条並びに第74条第1項及び第2項の規定は, 指定福祉用具貸与の事業について準用されるため, 第3の1の(3)のアからケまで(アの第三者評価の実施状況に係る規定を除く。), サ, セ, ニ, ネからフまで及びホ, 第3の2の(3)のエ並びに第3の6の(3)のオを参照されたい。この場合において, 次の点に留意するものとする。 (ア) 居宅基準規則第5条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。), 取り扱う福祉用具の種目」と, 居宅基準規則第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と, 居宅基準規則第13条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と, 居宅基準規則第14条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と, 居宅基準規則第16条中「内容」とあるのは「種目, 品名」と, 居宅基準規則第74条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えられるものであること。 (イ) 準用される居宅基準規則第74条第1項及び第2項については, 次の点に留意すること。 a 指定福祉用具貸与事業所ごとに, 福祉用具専門相談員の日々の勤務時間, 常勤・非常勤の別, 管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。 b 福祉用具の選定の援助, 機能等の点検, 使用方法の指導等については, 当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが, 福祉用具の運搬, 回収, 修理, 保管, 消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については, 福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお, 保管又は消毒を第三者に委託等する場合は, 居宅基準規則第199条第3項の規定に留意すること。</p>
<p>(委任) 第百十一条 この節に定めるもののほか, 指定福祉用具貸与の事業の人員等に関する基準は, 規則で定める。</p>		
<p>第二節 基準該当福祉用具貸与 (基準該当福祉用具貸与に関する基準) 第百十二条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス(以下「基準該当福祉用具貸与」という。)の事業につ</p>	<p>第二節 基準該当福祉用具貸与 (基準該当福祉用具貸与に関する基準) 第二百三条 第三条から第九条まで, 第十一条から第十四条まで, 第十六条, 第十九条, 第二十七条, 第二十八条, 第二十九条第一項, 第三十条, 第三</p>	<p>(4) 基準該当福祉用具貸与に関する基準 ア 福祉用具専門相談員に関する事項(居宅基準条例第112条により準用する第107条第1項, 居宅基準規則第203条により準用する第191条) 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福</p>

いては、第七条、第九条、第十二条、第十三条から第十六条まで、第百六条、第百七条第一項、第百八条第一項及び第百九条の規定を準用する。

2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第百七条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、同項において準用する指定介護予防サービス等基準条例第百二条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第百七条第一項に規定する基準を、指定介護予防サービス等基準条例第百七条第一項において準用する指定介護予防サービス等基準条例第百三条第一項に規定する基準を満たすことをもって前項において準用する第百八条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

十一条、第三十三条、第三十九条、第七十四条第一項及び第二項並びに前節（第百九十二条第三項、第百九十三条第一項及び第二百二条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十二条」とあるのは「第百九十六条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第五条中「同じ。」とあるのは「同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第九条第二項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第十四条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第十六条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第三十三条中「条例」とあるのは「条例第百十二条第一項において準用する条例」と、第七十四条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第百九十一条中「条例」とあるのは「条例第百十二条において準用する条例」と、第百九十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第百十二条において準用する条例」と、「第百九十九条」とあるのは「第二百三条第一項において準用する第百九十九条」と、第百九十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二百一条第一号及び第二号中「第百十条」とあるのは「第百十二条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百三条第一項」と読み替えるものとする。

2 条例第百十二条第二項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則第百八十二条第一項において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第百七十一条第二項に規定する基準を満たすことをもって、前項において準用する第百九十二条第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

福祉用具貸与の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、基準該当介護予防福祉用具貸与事業所で福祉用具専門相談員の員数を満たすことをもって、基準該当福祉用具貸与事業所での員数を満たしているものとみなすことができる。

イ 準用

居宅基準条例第112条の規定により居宅基準条例第7条、第9条、第12条、第13条から第16条まで、第106条、第107条第1項、第108条第1項及び第109条の規定並びに居宅基準規則第203条の規定により居宅基準規則第3条から第9条まで、第11条から第14条まで、第16条、第19条、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第31条、第33条、第39条、第74条第1項及び第2項並びに第12章第1節（第192条第3項、第193条第1項及び第202条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用されるものであるため、第3の1の（3）のアからオまで（アの第三者評価の実施状況に係る規定を除く。）、キからケまで、サ、セ、ニからフまで及びホ、第3の2の（3）のエ、第3の6の（3）のオ並びに第3の11の（1）（アのウ）を除く。）から（3）までを参照されたい。なお、この場合において、準用される居宅基準規則第193条第2項の規定は、基準該当福祉用具貸与事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100分の90、100分の80又は100分の70を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による福祉用具貸与が複数の市町村において基準該当福祉用具貸与と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。

（委任）  
第百十三条 この節に定めるもののほか、基準該当福祉用具貸与の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。

第十三章 特定福祉用具販売  
（基本方針）

第百十四条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」と

第十三章 特定福祉用具販売

12 特定福祉用具販売

<p>いう。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第八条第十三項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。</p>		
<p>(福祉用具専門相談員)      第百十五条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者(以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。)は、当該事業を行う事業所ごとに、規則で定める員数の福祉用具専門相談員を有しなければならない。</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受け、かつ、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める規定に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>一 指定福祉用具貸与事業者 第七十条第一項      二 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第二条第一項      三 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第一百条第一項</p>	<p>(福祉用具専門相談員)      第二百四条 条例第百十五条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で、二以上とする。</p>	<p>(1) 人員に関する基準      ア 福祉用具専門相談員に関する事項(居宅基準条例第115条第1項、居宅基準規則第204条) 福祉用具貸与の場合と同趣旨であるため、第3の11の(1)のアを参照されたい。  <b>第3の11の(1)のアより</b>      (ア) 福祉用具専門相談員の範囲については、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第3条の2第1項において定めているところであるが、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者は、当該特定福祉用具販売に従事させることとなる者が政令第3条の2第1項各号に規定する者であるかを確認する必要がある。      (イ) また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第18条第2項各号に規定する「都道府県知事が福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として都道府県知事が公示するものの課程」に該当するかどうかについて疑義があるときは、当該指定の申請をするに当たって、その旨を知事に申し出るものとする。      (ウ) 指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で2以上とされているが、当該指定特定福祉用具販売事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であつて、これらの指定に係る事業所と指定特定福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものである。</p>

<p>(管理者) (☆居宅基準条例第117条)</p> <p>第七条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに管理者を置かなければならない。</p>	<p>(管理者) (☆居宅基準規則第211条)</p> <p>第三条 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。</p>	<p>イ 管理者(居宅基準条例第117条により準用する第7条、居宅基準規則第211条により準用する第3条)訪問介護の場合と同趣旨であるため、第3の1の(1)のウを参照されたい。</p> <p><b>第3の1の(1)のウより【参考】</b></p> <p>指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。</p> <p>ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。</p> <p>(ア) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合</p> <p>(イ) 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)</p>
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第一百六条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売(指定介護予防サービス等基準条例第百九条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第百十一条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>		<p>(2) 設備に関する基準</p> <p>ア 居宅基準条例第116条に規定する必要な広さの区画については、購入申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。</p> <p>イ 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に必要な設備及び備品等を確保するものとする。ただし、他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であつて、指定特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。</p>
	<p>(内容及び手続の説明及び同意) (☆居宅基準規則第211条)</p> <p>第四条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二百一十一条において準用する第百九十六条に規定する運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他</p>	<p>(3) 運営に関する基準</p> <p>ア 内容及び手続の説明及び同意 ☆</p> <p>居宅基準規則第4条は、指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定特定福祉用具販売事業所の運営規程の概要、福祉用具専門相談員の</p>

	<p>の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定特定福祉用具販売事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一、二〔略〕 三～五〔略〕</p>	<p>勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定特定福祉用具販売事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定特定福祉用具販売の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p>
<p>（提供拒否の禁止）（☆居宅基準条例第117条） 第九条 指定特定福祉用具販売事業者は、正当な理由がなく、指定特定福祉用具販売の提供を拒んではならない。</p>		<p>イ 提供拒否の禁止 ☆ 居宅基準条例第9条は、指定特定福祉用具販売事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難な場合である。</p>
	<p>（サービス提供困難時の対応）（☆居宅基準規則第211条） 第五条 指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>ウ サービス提供困難時の対応 ☆ 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅基準条例第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準規則第5条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>
	<p>（受給資格等の確認）（☆居宅基準規則第211条） 第六条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の被保険</p>	<p>エ 受給資格等の確認 ☆ （ア）居宅基準規則第6条第1項は、指定特定福祉用具販売の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめな</p>

	<p>者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定福祉用具販売を提供するように努めなければならない。</p>	<p>ればならないこととしたものである。  (イ) 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定特定福祉用具販売事業者は、これに配慮して指定特定福祉用具販売を提供するように努めべきことを規定したものである。</p>
	<p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆居宅基準規則第211条)  第七条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。  2 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>オ 要介護認定の申請に係る援助 ☆  (ア) 居宅基準規則第7条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定特定福祉用具販売の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。  (イ) 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(心身の状況等の把握) (☆居宅基準規則第211条)  第八条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十七年宮城県規則第十五号)第十一条に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	
	<p>(居宅介護支援事業者等との連携) (☆居宅基準規則第211条)  第九条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	

	<p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	
	<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) (☆居宅基準規則第211条)      第十一条 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅サービス計画(省令第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定特定福祉用具販売を提供しなければならない。</p>	
	<p>(居宅サービス計画等の変更の援助) (☆居宅基準規則第211条)      第十二条 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>キ 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆      居宅基準規則第12条は、指定特定福祉用具販売を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定特定福祉用具販売が居宅サービス計画(法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定特定福祉用具販売事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定特定福祉用具販売事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(身分を証する書類の携行) (☆居宅基準規則第211条)      第十三条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>ク 身分を証する書類の携行 ☆      居宅基準規則第13条は、利用者が安心して指定特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、指定特定福祉用具販売事業者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>
	<p>(サービスの提供の記録)      第二百五条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付そ</p>	<p>ア サービス提供の記録      居宅基準規則第205条は、当該指定特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切</p>

	<p>の他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。</p>	<p>な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。また、「その他の適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p> <p>なお、提供した具体的なサービス内容等の記録は、居宅基準規則第210条に基づき、5年間保存しなければならない。</p>
	<p>(販売費用の額等の受領)</p> <p>第二百六条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額(以下「販売費用の額」という。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費</p> <p>二 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>イ 販売費用の額等の受領</p> <p>(ア) 居宅基準規則第206条第1項に規定する「販売費用の額」とは、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。また、指定特定福祉用具販売事業者は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、指定特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定特定福祉用具販売事業者が受領した自己の特定福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己の特定福祉用具の購入に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第206条第2項は、指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売の提供に関し、</p> <p>a 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費</p> <p>b 特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従事者が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用</p> <p>については、前項の費用のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>(ウ) 居宅基準規則第206条第3項は、指定訪問介護に係る第15条第4項と同趣旨であるため、第3の1の(3)の(エ)を参照されたい。</p>
	<p>(保険給付の申請に必要な書類等の交付)</p> <p>第二百七条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>一 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称</p> <p>二 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称</p>	<p>ウ 保険給付の申請に必要な書類等の交付</p> <p>居宅基準規則第207条は、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、</p> <p>(ア) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称、提供した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書</p>

	<p>及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書</p> <p>三 領収書</p> <p>四 当該特定福祉用具のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要</p>	<p>(イ) 領収書</p> <p>(ウ) 当該特定福祉用具販売のパフレットその他の当該特定福祉用具の概要を利用者に対し、交付することとされている。</p>
<p>(指定特定福祉用具販売の基本取扱方針) (☆居宅基準条例第117条)</p> <p>第百九条 指定特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しなければならない。</p> <p>3 指定特定福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>		<p>イ 指定福祉用具貸与の基本取扱方針 ☆(第3の11の(3))</p> <p>居宅基準条例第109条第2項は、指定特定福祉用具販売においては、特定福祉用具が様々な利用者利用されることから、その衛生と安全性に十分留意することとしたものである。</p>
	<p>(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)</p> <p>第二百八条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。</p> <p>二 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。</p> <p>三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。</p> <p>四 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>エ 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針及び特定福祉用具販売計画の作成</p> <p>(ア) 居宅基準規則第208条は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。</p> <p>(イ) 同条第3号は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。</p> <p>(ウ) 同条第4号は、居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>
	<p>(特定福祉用具販売計画の作成)</p> <p>第二百九条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を</p>	<p>(エ) 特定福祉用具販売計画の作成</p> <p>a 居宅基準規則第209条第1項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、特定福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、</p>

	<p>達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「特定福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、第百九十五条第一項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。</p> <p>2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。</p>	<p>指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。</p> <p>b 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。</p> <p>なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案すること。また、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。</p> <p>c 特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、特定福祉用具販売計画は、居宅基準規則第210条の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p> <p>d 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定福祉用具販売事業者については、第3の1の(3)の(カ)を準用する。</p> <p><b>第3の1の(3)の(カ)より</b></p> <p>(カ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成27年宮城県規則第15号）第11条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等に対して、居宅基準規則において位置づけられている計画の提出を求めなければならない」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定福祉用具販売事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、当該特定福祉用具販売計画を提供することに協力するよう努めるものとする。</p>
	<p>（利用者に関する市町村への通知）（☆居宅基準規則第211条）</p> <p>第十九条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受</p>	<p>セ 利用者に関する市町村への通知 ☆</p> <p>居宅基準規則第19条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定特定福祉用具販売事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記した</p>

	<p>け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>ものである。</p>
	<p>(管理者の責務) (☆居宅基準規則第211条)  <b>第三十九条</b> 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。  <b>2</b> 指定特定福祉用具販売事業所の管理者は、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に条例第百七十七条において準用する第九十九条の規定並びに第二百五条から第二百条まで並びに第二百一条において準用する第四条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十九条、第二十五条、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十九条、第七十四条第一項及び第二項、第九十六条から第九十八条まで及び第二百条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>エ 管理者の責務 ☆ (第3の2の(3))  居宅基準規則第39条は、指定特定福祉用具販売事業所の管理者の責務を、指定特定福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者に居宅基準条例及び居宅基準規則の定める基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p>
	<p>(運営規程) (☆居宅基準規則第211条)  <b>第九十六条</b> 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。  一 事業の目的及び運営の方針  二 従業者の職種、員数及び職務内容  三 営業日及び営業時間  四 指定特定福祉用具販売の提供方法、取り扱い種目及び販売費用の額その他の費用の額  五 通常の事業の実施地域  六 その他運営に関する重要事項</p>	<p>エ 運営規程 ☆ (第3の11の(3))  居宅基準規則第196条は、指定特定福祉用具販売の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定特定福祉用具販売の提供を確保するため、同条第1号から第6号までに掲げる事項を内容とする規定を定めることを指定特定福祉用具販売事業所ごとに義務づけたものである〔以下略〕。  <b>第3の12の(3)のウより</b>  (ウ) 準用される居宅基準規則第196条については、次の点に留意するものとする。「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。「販売費用の額」としては、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額、「その他の費用の額」としては、居宅基準規則第206条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また、個々の特定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式及び目録（居宅基準規則第211条により準用する第200条に規定する目録をいう。）に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。  <b>第3の1の(3)のツより</b>  〔略〕なお、同一事業者が同一敷地内にある事業所において、複数のサービス種類について事業者指定を受け、それらの事業を一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えない（この点については他のサービス種類についても同様とする。）。  (ア) (イ)〔略〕</p>

		<p>(ウ) 通常の事業の実施地域 (第5号)  通常の実業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の実業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること [略]。</p>
	<p>(勤務体制の確保等) (☆居宅基準規則第211条)  第七十四条 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指定特定福祉用具販売を提供できるよう、指定特定福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。  2 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定福祉用具販売を提供しなければならない。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>オ 勤務体制の確保等 ☆ (第3の6の(3))  居宅基準規則第74条は、利用者に対する適切な指定特定福祉用具販売の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものである [略]。  <b>第3の12の(3)のイより</b>  (イ) 準用される居宅基準規則第74条第1項及び第2項については、次の点に留意すること。  a 指定特定福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。  b 特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。</p>
	<p>(適切な研修の機会の確保) (☆居宅基準規則第211条)  第百九十七条 指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>オ 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 (居宅基準規則第197条) ☆ (第3の11の(3)オ)  (ア) 居宅基準規則第197条第1項は、特定福祉用具の種類が多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものである。  (イ) 同条第2項は、福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など特定福祉用具販売計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものである。</p>
	<p>(特定福祉用具の取扱種目) (☆居宅基準規則第211条)  第百九十八条 指定特定福祉用具販売事業者は、利</p>	

	<p>用者の身体の状態の多様性，変化等に対応することができるよう，できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしなければならない。</p>	
	<p>(衛生管理等) (☆居宅基準規則第211条)          第二十五条 指定特定福祉用具販売事業者は，福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行わなければならない。          2 指定特定福祉用具販売事業者は，指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等について，衛生的な管理に努めなければならない。</p>	<p>ナ 衛生管理等 ☆          居宅基準規則第25条は，指定特定福祉用具販売事業者は，福祉用具専門相談員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に，指定特定福祉用具販売事業者は，福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し，また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため，使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p>
	<p>(掲示及び目録の備付け) (☆居宅基準規則第211条)          第二百条 指定特定福祉用具販売事業者は，事業所の見やすい場所に，運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。          2 指定特定福祉用具販売事業者は，利用者の特定福祉用具の選択に資するため，指定特定福祉用具販売事業所に，その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。</p>	
<p>(秘密保持義務) (☆居宅基準条例第117条)          第十二条 指定特定福祉用具販売事業所の従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。          2 指定特定福祉用具販売事業者は，従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>ニ 秘密保持等 ☆          (ア) 居宅基準条例第12条第1項は，指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者に，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。          (イ) 同条第2項は，指定特定福祉用具販売事業者に対して，過去に当該指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者であった者が，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり，具体的には，指定特定福祉用具販売事業者は，当該指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員その他の従業者が，従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決め，例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。          (ウ) 居宅基準規則第27条は，福祉用具専門相談員がサービス担当者会議等において，課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報，介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには，指定特定福祉用具販売事業者は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが，この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から</p>
	<p>(利用者等の個人情報の取扱い) (☆居宅基準規則第211条)          第二十七条 指定特定福祉用具販売事業者は，サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ておかななければならない。</p>	

		包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
	(広告) (☆居宅基準規則第211条) 第二十八条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	
(利益供与の禁止) (☆居宅基準条例第117条) 第十三条 指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。		ネ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆ 居宅基準条例第13条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定特定福祉用具販売事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。
(苦情の処理) (☆居宅基準条例第117条) 第十四条 指定特定福祉用具販売事業者は、その提供した指定特定福祉用具販売に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		ノ 苦情処理 ☆ (ア) 居宅基準条例第14条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 (イ) 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定特定福祉用具販売事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定特定福祉用具販売事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。 また、指定特定福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、居宅基準規則第210条の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。
	(調査への協力等) (☆居宅基準規則第211条) 第二十九条 指定特定福祉用具販売事業者は、できる限り、提供した指定特定福祉用具販売に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。 2 指定特定福祉用具販売事業者は、提供した指定特定福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項	(ウ) 居宅基準規則第29条は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定特定福祉用具販売事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。

	<p>に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第七十六条第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。</p>	
	<p>(地域との連携) (☆居宅基準規則第211条)  第三十条 指定特定福祉用具販売事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定福祉用具販売に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>ハ 地域との連携 ☆  居宅基準規則第30条は、居宅基準条例第4条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。  なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p>
<p>(事故発生時の対応) (☆居宅基準条例第117条)  第十五条 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。  2 指定特定福祉用具販売事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>		<p>ヒ 事故発生時の対応 ☆  居宅基準条例第15条は、利用者が安心して指定特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。  また、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。  なお、居宅基準規則第210条の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。このほか、以下の点に留意するものとする。  (ア) 利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定特定福祉用具販売事業者が定めておくことが望ましいこと。  (イ) 指定特定福祉用具販売事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。  (ウ) 指定特定福祉用具販売事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p>
	<p>(会計の区分) (☆居宅基準規則第211条)</p>	<p>フ 会計の区分 ☆  居宅基準規則第31条は、指定特定福祉用具販売事</p>

	<p>第三十一条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日老高発0329第1号）、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号）及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）によるものであること。</p>
	<p>(記録の整備)</p> <p>第二百十条 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、次の各号に掲げる記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 条例第百十七条において準用する条例第十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>二 条例第百十七条において準用する条例第十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>三 特定福祉用具販売計画</p> <p>四 第二百五条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>六 従業者の勤務の体制についての記録</p> <p>七 居宅介護サービス費を請求するために審査支払機関に提出した記録</p>	<p>オ 記録の整備</p> <p>居宅基準規則第210条にいう「完結の日」とは、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 第1号の苦情の内容等の記録については、当該苦情に対する処理を完了した日</p> <p>(イ) 第2号の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録については、当該処置が完了した日</p> <p>(ウ) 第3号の特定福祉用具販売計画については、当該計画に係るサービス提供期間の末日</p> <p>(エ) 第4号の提供した具体的なサービスの内容等の記録については、当該サービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(オ) 第5号の市町村への通知に係る記録については、市町村に通知した日</p> <p>(カ) 第6号の従業者の勤務の体制についての記録については、当該月のサービス提供に係る介護給付費の支払日</p> <p>(キ) 第7号の介護給付費を請求するために審査支払機関に提出した記録については、当該請求に係る介護給付費の支払日</p>
<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準条例第117条)</p> <p>第十六条 指定特定福祉用具販売事業所の管理者その他これに準ずる者として規則で定めるものは、暴力団排除条例第二条第三号に掲げる暴力団員であってはならない。</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業所は、暴力団排除条例第二条第四号イ又はロに掲げる者がその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。</p>	<p>(暴力団員等の排除) (☆居宅基準規則第211条)</p> <p>第三十三条 条例第百十七条において準用する条例第十六条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定特定福祉用具販売事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。</p>	<p>ホ 暴力団員等の排除 ☆</p> <p>居宅基準条例第16条及び居宅基準規則第33条は、暴力団員等を排除することにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる環境の整備を図ろうとするものである。</p> <p>(ア) 居宅基準条例第16条第1項及び居宅基準規則第33条は、指定特定福祉用具販売事業所の管理者はもとより、当該事業所の業務を総括する者の権限を代行できる職員からも暴力団員を排除するものである。</p> <p>(イ) 居宅基準規則第33条における「指定特定福祉用具販売事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者」とは、当該事業所を開設又は運営する法人の役員等とする。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p> <p>第二百十一条 第三条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十九条、第二十五条、第二十</p>	<p>カ 準用</p> <p>居宅基準条例第117条の規定により居宅基準条例第7条、第9条、第12条、第13条から第16条ま</p>

第百十七条 第七条, 第九条, 第十二条, 第十三条から第十六条まで及び第九十九条の規定は, 指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において, 第九十九条第二項中「福祉用具を貸与」とあるのは, 「特定福祉用具を販売」と読み替えるものとする。

七条から第三十一条まで, 第三十三条, 第三十九条, 第七十四条第一項及び第二項, 第九十六条から第九十八条まで並びに第二百条の規定は, 指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において, 第四条中「第二十二条」とあるのは「第二百一十一条において準用する第九十六条」と, 「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と, 第五条中「同じ。）」とあるのは「同じ。), 取り扱う特定福祉用具の種目」と, 第九条第二項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と, 第十三条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と, 「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と, 第二十五条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と, 第三十三条中「条例」とあるのは「条例第百十七条において準用する条例」と, 第七十四条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と, 第九十六条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と, 第九十七条中「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」と, 第九十八条中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と読み替えるものとする。

で及び第109条の規定並びに居宅基準規則第211条の規定により居宅基準規則第3条から第9条まで, 第11条から第13条まで, 第19条, 第25条, 第27条から第31条まで, 第33条, 第39条, 第74条第1項及び第2項, 第196条から第198条まで並びに第200条の規定は, 指定特定福祉用具販売の事業について準用されるため, 第3の1の(3)のアからオまで(アの第三者評価の実施状況に係る規定を除く。), キ, ク, セ, ナ, ニ, ネからフまで及びホ, 第3の2の(3)のエ, 第3の6の(3)のオ, 第3の11の(3)のイ, エ及びオを参照されたい。

この場合において, 次の点に留意するものとする。

(ア) 居宅基準規則第5条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。), 取り扱う特定福祉用具の種目」と, 居宅基準規則第9条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と, 居宅基準規則第13条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と, 居宅基準規則第74条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と, 居宅基準規則第109条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と, 「貸与」とあるのは「販売」と, 居宅基準規則第196条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と, 居宅基準規則第197条及び第198条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えられるものであること。

(イ) 準用される居宅基準規則第74条第1項及び第2項については, 次の点に留意すること。

- a 指定特定福祉用具販売事業所ごとに, 福祉用具専門相談員の日々の勤務時間, 常勤・非常勤の別, 管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。
- b 特定福祉用具の選定の援助, 機能等の点検, 使用方法の指導等については, 当該指定福祉用具貸与事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが, 特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については, 福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。

(ウ) 準用される居宅基準規則第196条については, 次の点に留意するものとする。「指定特定福祉用具販売の提供方法」は, 福祉用具の選定の援助, 納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。

「販売費用の額」としては, 法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額, 「その他の費用の額」としては, 居宅基準規則第206条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要なに応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。また, 個々の特定福祉用具の販売費用の額等については, その額の設定の方式及び目録(居宅基準規則第211条により準用する第200条に規定する目録をいう。)に記載され

<p>(委任) 第百十八条 この章に定めるもののほか、指定特定福祉用具販売の事業の人員等に関する基準は、規則で定める。</p>		<p>ている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。</p>
<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	
	<p>(経過措置) 2 第三十二条(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第四十一条(第四十三条において準用する場合を含む。)、第五十四条、第六十条、第六十六条、第七十八条(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)、第百四条、第百二十四条(第百三十五条、第百四十条及び附則第二十五項において準用する場合を含む。)、第百五十三条(第百六十三条及び附則第三十一項において準用する場合を含む。)、第百八十一条、第百八十九条、第二百一条(第二百三条第一項において準用する場合を含む。)及び第二百十条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、これらの規定中五年間保存しなければならないこととされている記録のうちその完結の日から二年を経過しないものについても適用する。</p>	
	<p>3 平成十二年四月一日前から引き続き存する老人短期入所事業(介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第二十条による改正前の老人福祉法(以下「旧老福法」という。)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。以下同じ。)の用に供する施設(専ら当該事業の用に供するものに限る。)又は老人短期入所施設(旧老福法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。以下同じ。)(基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第百八条第三項第一号イ及びロ、第二号イ並びに第四項の規定は、適用しない。</p>	
<p>(経過措置) 2 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行</p>	<p>4 条例附則第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。 二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。</p>	

<p>規則等改正省令附則第二十二条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。</p>		
<p>3 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病室を有するものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、規則で定める病床数以下としなければならない。</p>	<p>5 条例附則第三項の規則で定める病床数は、四床とする。</p>	
<p>4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病室を有するものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、規則で定める床面積以上としなければならない。</p>	<p>6 条例附則第四項の規則で定める床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とする。</p>	
<p>5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合する機能訓練室を有しなければならない。</p>	<p>7 条例附則第五項の規則で定める基準は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、かつ、必要な器械及び器具を備えることとする。</p>	
<p>6 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、規則で定める基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。</p>	<p>8 条例附則第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 食堂 内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。</li> <li>二 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。</li> </ul>	
<p>7 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の適用を受けている病室を有するものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、規則で定める病床数以下としなければならない。</p>	<p>9 条例附則第七項の規則で定める病床数は、四床とする。</p>	
<p>8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成十三年医療法施行規則</p>	<p>10 条例附則第八項の規則で定める床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートルとする。</p>	

<p>等改正省令附則第七条の適用を受けている病室を有するものについては、第八十六条第一項第三号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、規則で定める床面積以上としなければならない。</p>		
<p>9 平成十二年四月一日前から引き続き存する有料老人ホームであって、規則で定める基準に該当するものとして別に知事が定めるものにあつては、第九十七条第三項又は第百三条第一項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができるものとする。</p>	<p>11 条例附則第九項の規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム(老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)(以下「養護老人ホーム等」という。)(以下この項において「養護老人ホーム等」という。)を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。</li> <li>二 入所定員が五十人未満であること。</li> <li>三 入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額(以下この項において「家賃等」という。)が比較的低廉であること。</li> <li>四 入所者から利用料、第百七十条第三項各号に掲げる費用及び家賃等以外の金品(一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。)の支払を受けないこと。</li> </ul>	
	<p>12 条例附則第十項第二号の規則で定める数は、当該医療機関併設型指定特定施設(同項に規定する医療機関併設型指定特定施設をいう。以下同じ。)の実情に応じた適当数とする。</p> <p>13 条例附則第十一項の規則で定める数は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>	
	<p>14 平成十二年四月一日前から引き続き存する老人短期入所事業の用に供する施設(専ら当該事業の用に供するものに限る。)若しくは老人短期入所施設(同日において基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設(同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)であつて基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第百八条第三項第一号イ及びロ並びに第二号イの規定は、適用しない。</p>	
	<p>15 平成十三年三月一日前から引き続き存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあつては、当分の間、第百四十二条第一項中「六・四平方メートル」とあるのは、「六・〇平方メートル」とす</p>	

	<p>る。</p> <p>16 平成十五年四月一日前から引き続き指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（同日以後に増築され，又は改築された部分を除く。）であつて，条例第九章第二節に規定する基準及び第九章第二節（第二百二十六条第一項第一号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて，同号ロ(2)の規定を適用する場合には，同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは，「当該ユニットの利用者が交流し，共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p>	
<p>10 第九十六条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに，当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院，軽費老人ホーム（老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者，要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行つて指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員，機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は，次のとおりとする。</p> <p>一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，置かないことができること。</p> <p>二 生活相談員又は計画作成担当者 規則で定める数</p> <p>11 第二条の規定にかかわらず，療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は，規則で定める数とする。</p>		<p>(オ) 病院及び診療所の療養病床転換による機能訓練指導員の配置に関する基準緩和の経過措置</p> <p>一般病床，療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床，療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換し，指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）においては，機能訓練指導員は，当該医療機関併設型指定特定施設における理学療法士等によるサービス提供が，当該併設医療機関及び医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。</p> <p>(カ) 病院及び診療所の療養病床転換による生活指導員及び計画作成担当者の配置に関する基準緩和の経過措置</p> <p>一般病床，療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床，療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換し，指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては，当該医療機関併設型指定特定施設における生活相談員又は計画作成担当者の配置について</p>

12 第九十七条及び第百三条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

13 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）附則第四条第一項の規定により指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものとみなされるものにおいて行われる事業については、指定短期入所生活介護事業所であってユニット型指定短期入所生活介護事業所でないものにおいて行われる事業であるものとみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、当該事業を行う者が第九章第二節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

14 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）附則第二条第一項の規定により指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものとみなされるものにおいて行われる事業については、指定短期入所療養介護事業所であってユニット型指定短期入所療養介護事業所でないものにおいて行われる事業であるものとみなしてこの条例の規定を適用する。ただし、当該事業を行う者が第十章第二節に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申

は、当該医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあつては、実情に応じた適当数でよいこと。

(カ) 病院及び診療所の療養病床転換による浴室、便所及び食堂に関する基準の緩和

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換し、指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設においては、当該医療機関併設型指定特定施設における浴室、便所及び食堂に関しては、当該医療機関併設型指定特定施設の入居者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合にあつては、置かないことができるものとする。

なお、機能訓練指導室については、他に適当な場所が確保されている場合に設けないことができることとされており、この場合には、併設医療機関の設備を利用する場合も含まれるものである。

<p>し出た場合は、この限りでない。</p>	<p>17 介護保険法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第一項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であって、平成十八年四月一日前から引き続き定員四人以下であるものについては、第百六十五条第二項第一号イ及び第百八十四条第二項第一号イの規定は、適用しない。</p>	
	<p>18 平成十八年四月一日前から引き続き存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）にあつては、第百八十四条第二項第一号イの規定は、適用しない。</p>	
	<p>19 当分の間、利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十二年厚生省令第五十八号）附則第二条に規定する経過的要介護に該当する者については、第百六十四条第一項第二号イ及び同条第二項第二号イ中「三」とあるのは「十」と、第百八十三条第一項第二号及び同条第二項第二号中「が十」とあるのは「が三十」とする。</p>	
<p>15 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号。以下「平成二十三年改正省令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることができることとされる一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第二十項までの規定によることができる。</p> <p>16 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所において行われる指定短期入所生活介護（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護」という。）の基本方針は、ユニット（第七十四条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（次項及び附則第十九項において「ユニット部分」という。）にあつては同条に、それ以外の部分にあつては第六十七条に定めるところによる。</p> <p>17 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第七十五条に、それ以外の部分にあつては第六十九条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外</p>	<p>20 条例附則第十五項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第三十一項までの規定によることができる。</p> <p>21 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第二百六条に、それ以外の部分にあつては第八条に定めるところによる。</p> <p>22 条例附則第十八項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則附則第</p>	

- の部分に共通の設備とすることができる。
- 18 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第十六項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例附則第十四項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例附則第十五項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 19 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の取扱方針は、ユニット部分にあっては第七十六条に、それ以外の部分にあっては第七十条に定めるところによる。
- 十九項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 23 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の運営等に関する基準は、次項及び附則第二十五項に定めるもののほか、ユニット部分にあっては第九章第二節（第二百二十六条、第三百二十二条及び第三百三十五条を除く。）に、それ以外の部分にあっては第一百一十一条、第一百十二条、第一百四十四条、第一百五十五条、第一百九条、第二百二十二条及び第二百五条において準用する第七十四条に定めるところによる。
- 24 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 ユニット部分の利用定員（第二百二十六条第一項に規定する利用定員をいう。次号において同じ。）及びそれ以外の部分の利用定員（条例第六十八条第一項に規定する利用定員をいう。）（第百六条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十六号）附則第四項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）である場合を除く。）
  - 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの利用定員（第百六条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
  - 五 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 六 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 七 通常の送迎の実施地域
  - 八 サービス利用に当たっての留意事項
  - 九 緊急時等における対応方法
  - 十 非常災害対策
  - 十一 その他運営に関する重要事項

<p>20 第九章第一節（第六十七条，第六十九条及び第七十条を除く。）の規定は，一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。</p>	<p>25 第百六条，第百七条，第百九条，第百十条，第百十三条，第百十六条から第百十八条まで，第百二十条及び第百二十三条から第百二十五条（第七十四条の準用に係る部分を除く。）までの規定は，一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において，第百六条第一項中「条例」とあるのは「条例附則第二十項において準用する条例」と，同条第七項中「第六十八条第二項」とあるのは「附則第二十項において準用する条例第六十八条第二項」と，「第九十条第二項から第六項まで」とあるのは「附則第二十三項において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第九十条第二項から第六項まで」と，第百九条第一項中「第二百一条に規定する運営規程」とあるのは「附則第二十四項に規定する重要事項に関する規程」と，第百二十四条第一号中「条例」とあるのは「条例附則第二十項において準用する条例」と，同条第二号及び第三号中「第七十二条」とあるのは「附則第二十項において準用する条例第七十二条」と，同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「附則第二十五項において準用する第二百五条」と，第二百五条中「第七十二条」とあるのは「附則第二十項において準用する条例第七十二条」と読み替えるものとする。</p>
<p>21 平成二十三年改正省令附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）については，施行日以後最初の指定の更新までの間は，次項から附則第二十六項までの規定によることができる。</p> <p>22 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所において行われる指定短期入所療養介護（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護」という。）の基本方針は，ユニット（第九十条に規定するユニットをいう。）ごとに利用者の日常生活が営まれ，これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては同条に，それ以外の部分にあつては第八十四条に定めるところによる。</p> <p>23 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は，ユニット部分にあつては第九十一条に，それ以外の部分にあつては第八十六条に定めるところによる。ただし，診察室，機能訓練室，生活機能回復訓練室，浴室，サービス・ステーション，調理室，洗濯室又は</p>	<p>26 条例附則第二十一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）については，施行日以後最初の指定の更新までの間は，次項から附則第三十一項までの規定によることができる。</p> <p>27 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分の設備に関する基準は，第百四十二条に定めるところによる。</p>

<p>洗濯場及び汚物処理室については、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。</p>	<p>28 条例附則第二十四項に規定する場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則附則第二十五項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
<p>24 一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例附則第二十二項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業と一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例附則第二十項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例附則第二十一項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>29 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の運営等に関する基準は、次項及び附則第三十一項に定めるもののほか、ユニット部分にあっては第十章第二節（第六十条及び第六十三条を除く。）に、それ以外の部分にあっては第四十三条、第四十四条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条及び第五十四条において準用する第七十四条に定めるところによる。</p>
<p>25 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の取扱方針は、ユニット部分にあっては第九十二条に、それ以外の部分にあっては第八十七条に定めるところによる。</p>	<p>30 一部ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 事業の目的及び運営の方針</li> <li>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</li> <li>三 ユニット部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>四 ユニット部分以外の部分の利用者に対する指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>五 通常の送迎の実施地域</li> <li>六 施設利用に当たっての留意事項</li> <li>七 非常災害対策</li> <li>八 その他運営に関する重要事項</li> </ul>
<p>26 第十章第一節（第八十四条、第八十六条及び第八十七条を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。</p>	<p>31 第四十一条、第四十五条から第四十七条まで、第五十三条及び第五十四条（第七十四条の準用に係る部分を除く。）の規定は、一部ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第四十一条中「条例」とあるのは「条例附則第二十六項において準用する条例」と、第五十三条第一号から第三号までの規定中「第八十八条」とあるのは「附則第二十六項において準用する条例第八十八条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「附則第三十一項において準用する第五十四条」と、第五十四条中「第八十八条」とあるのは「附則第二十六項において準用する条例第八十八条」と、「第二百一十一条」とあるのは「第二百一十一条に規定する運営規</p>

	程」と、「第百五十一条」とあるのは「附則第三十項に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。
<p>(東日本大震災に対処するための基準該当居宅サービスの事業の特例)</p> <p>27 基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（規則で定める市町村の区域に限る。以下「特定被災区域」という。）のうち指定訪問看護の確保が著しく困難であると市町村が認める区域内に所在する事業所において行われるものに限る。以下「基準該当訪問看護」という。）の事業を行う者は、特定被災区域における同法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して知事が定める日までの間、当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）ごとに、保健師、看護師又は准看護師を常勤で一人以上有しななければならない。</p>	<p>(東日本大震災に対処するための基準該当居宅サービスの事業の特例)</p> <p>32 条例附則第二十七項の規則で定める市町村の区域は、石巻市の区域とする。</p>
<p>28 第四章（第二十九条を除く。）の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。</p>	<p>33 第四章(第四十四条を除く。)の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。この場合において、第四十九条中「第五十一条」とあるのは「附則第三十三項において準用する第五十一条」と、第五十四条第一号及び第二号中「第三十三条」とあるのは「附則第二十八項において準用する条例第三十三条」と、同条第三号中「第五十条」とあるのは「附則第三十三項において準用する第五十条」と、同条第六号及び第七号中「次条」とあるのは「附則第三十三項において準用する第五十五条」と、第五十五条中「第五十三条」とあるのは「附則第三十三項において準用する第五十三条」と、「第三十三条に」とあるのは「附則第二十八項において準用する条例第三十三条に」と読み替えるものとする。</p>
<p>(東日本大震災復興特別区域法に係る指定訪問リハビリテーションの事業の特例)</p> <p>29 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七条第一項に規定する認定復興推進計画に同法第四条第二項第五号に規定する復興推進事業として定められた指定訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業により、当該認定復興推進計画に当該事業に係る当該認定復興推進計画の区域として定められた区域内の指定訪問リハビリテーション事業</p>	<p>(居宅サービス特例事業所の事業の特例)</p> <p>34 条例附則第二十九項の居宅サービス特例事業所（以下「居宅サービス特例事業所」という。）に係る第五十五条の二第一項の規定の適用については、平成三十二年三月三十一日までの間、同項第一号中「指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数」とあるのは「当該指定訪問リハビリテーション事業所の実情に応じた適当数」と、同項第二号中「一」とあるのは「常勤換算方法で、二・五」とする。この場合に</p>

<p>所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携を確保し、当該連携先の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の医師の指示の下、指定訪問リハビリテーションの事業を適切に行うものとして知事の認定を受けたもの（以下「居宅サービス特例事業所」という。）において指定訪問リハビリテーションの事業を行う者は、平成三十二年三月三十一日までの間、当該居宅サービス特例事業所ごとに管理者を置かなければならない。</p>	<p>においては、同条第二項の規定は、適用しない。  35 条例附則第二十九項の管理者（次項において「管理者」という。）は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、居宅サービス特例事業所の管理上支障がない場合は、当該居宅サービス特例事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。  36 管理者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士で、適切な指定訪問リハビリテーションを行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p>	
<p>30 居宅サービス特例事業所に係る第三十七条第一項の規定の適用については、平成三十二年三月三十一日までの間、同項中「病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の」とあるのは「事業の」と、「区画」とあるのは「事務室」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該指定訪問リハビリテーション事業所の同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする」とする。</p>		
<p>31 居宅サービス特例事業所が併せて指定介護予防サービス等基準条例附則第二十五項に規定する介護予防サービス特例事業所として認定を受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例附則第二十六項の規定により読み替えて適用する指定介護予防サービス等基準条例第三十七条第一項に規定する基準を満たすことをもって、前項の規定により読み替えて適用する第三十七条第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>37 条例附則第三十一項に規定する場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例施行規則附則第三十項から附則第三十二項までに規定する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	
<p>附 則（平成二十七年宮城県条例第三十号）  （施行期日）</p>	<p>附 則（平成二十七年宮城県規則第二十七号）  （施行期日）</p>	
<p>1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>	<p>1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>	
<p>（経過措置）  2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二</p>	<p>（経過措置）  2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下</p>	

十三号。以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第六条第三項、第八条第二項及び第十八条第四項の規定は、なおその効力を有する。

「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第二条第二項及び第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第二条第五項中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」とあるのは、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十七年宮城県規則第二十八号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」とする。

3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第四十八条第二項、第四十九条第二項及び第五十九条第二項の規定は、なおその効力を有する。

3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第六十八条第一項第三号及び第八項並びに第六十九条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第六十八条第八項「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」とあるのは「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十七年宮城県規則第二十八号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等基準条例施行規則（以下「旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）」と、改正前の第六十九条第三項中「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」とあるのは「旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則」とする。

附 則（平成二十八年宮城県条例第二十五号）  
（施行期日）

附 則（平成二十八年宮城県規則第三十六号）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。	この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。	
<p>(手数料条例の一部改正)</p> <p>2 手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項の表二百七十五の項3中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)第五十四条第一項」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第三十八条」に改める。</p>		
附 則(平成二十九年宮城県条例第二十一号)	附 則(平成二十九年宮城県規則第十三号)	
この条例は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。	
附 則(平成三十年宮城県条例第三十三号)	附 則(平成三十年規則第五三号)	
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例(以下「旧条例」という。)第四十一条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、同条に規定する看護職員が行うものについては、同条から旧条例第四十三条までの規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第百九十四条第一号の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成三十年宮城県条例第三十三号)による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第八十七号)第四十一条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、同条に規定する看護職員が行うものについては、改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第六十二条及び第六十四条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。</p>	
附 則(平成三十年宮城県条例第六十四号)		
この条例は、公布の日から施行する。		